

## 平成27年第8回（12月）定例会一般質問議事録目次

### 【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">1</a>	13	成瀬恵津子	1. 辰野町功績者表彰式の持ち方について 2. 身体障がい者、病時・病後者の温泉利用料金について	2
<a href="#">2</a>	1	岩田 清	1. 「1億総活躍社会」緊急対策と「地方創生」戦略の齟齬について 2. 教育問題について	10
<a href="#">3</a>	9	瀬戸 純	1. 介護予防（日常生活支援総合）事業について 2. 介護支援について 3. 子どもの医療費窓口無料について	25
<a href="#">4</a>	11	熊谷 久司	1. 春日街道先線について 2. 定住自立圏について 3. 地元企業の育成について	40
<a href="#">5</a>	8	小澤 睦美	1. 福祉サービスについて 2. 教育環境からの地域・まちづくりについて	51
<a href="#">6</a>	10	宇治 徳庚	1. 有害鳥獣、とりわけサル対策の現状と課題について	65
<a href="#">7</a>	3	向山 光	1. 上水道・下水道等の現状と町への移管・統合に向けての課題について 2. 道路沿線・河川沿岸の倒木等による事故防止について	77

### 【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">8</a>	6	堀内 武男	1. 介護予防および生活支援活動について 2. 荒神山公園環境整備について	91
<a href="#">9</a>	4	中谷 道文	1. TPP（環太平洋連携協定）の大筋合意と今後の町の取り組みや対応について 2. 農業と観光をセット（グリーンツーリズム）で元気な地域おこしとまちづくりを	105
<a href="#">10</a>	12	垣内 彰	1. 辰野町版「総合戦略」について 2. 懸案事項について	118
<a href="#">11</a>	5	山寺はる美	1. 認知症初期支援について 2. 辰野病院27年度の経営状態について 3. 一般質問項目に対するその後の対応状況について	131
<a href="#">12</a>	2	根橋 俊夫	1. 森林整備、森林資源の活用について 2. マイナンバー制度について	144

平成27年第8回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成27年12月8日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井	庄治
議会事務局庶務係長	菅沼	由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番	熊谷	久司
議席 第12番	垣内	彰

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、第8回定例会8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。2日、正午までに通告がありました一般質問通告者12人全員に対して、一般質問を許可してまいります。質問答弁を含めて、一人50分以内とし進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席13番	成瀬 恵津子	議員
質問順位	2番	議席1番	岩 田 清	議員
質問順位	3番	議席9番	瀬 戸 純	議員
質問順位	4番	議席11番	熊 谷 久 司	議員
質問順位	5番	議席8番	小 澤 睦 美	議員
質問順位	6番	議席10番	宇 治 徳 庚	議員
質問順位	7番	議席3番	向 山 光	議員
質問順位	8番	議席6番	堀 内 武 男	議員
質問順位	9番	議席4番	中 谷 道 文	議員
質問順位	10番	議席12番	垣 内 彰	議員
質問順位	11番	議席5番	山 寺 はる美	議員
質問順位	12番	議席2番	根 橋 俊 夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席13番、成瀬恵津子議員。

**【質問順位1番 議席13番 成瀬 恵津子 議員】**

○成瀬（13番）

おはようございます。それでは通告に従いまして2項目について質問いたします。最初の辰野町功労者表彰式の持ち方について、質問させていただきます。辰野町功労者表彰式は平成13年から始まり、今年で15回目を迎えました。毎年11月3日、文化の日に産業振興、教育文化、防災、安全、社会福祉、保健衛生、地方自治の分野で辰野町の発展に働いてこられました方々に町から表彰が送られております。今年は地道にボランティア活動をされてきました2団体の皆さまにも感謝状が送られました。受賞されました多くの方々に心から敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。しかし、15年間の長きにわたり、厳粛に行われてまいりました功績者表彰の式典につきましては、町とし

て最高の式典を行ってこられました。やり方につきまして新たな表彰式の持ち方を考える時ではないかと思えます。そこで質問いたします。今まで15回にわたり行ってまいりました式典の持ち方を変えるということを決断することは、町長にとってもまた、行政にとっても非常に勇気があることでもありますし、いろいろな思いもあると思えます。しかし、今年新町発足60周年を迎え1つの節目として功績者表彰式の式典全体の形、また功績者の人選方法に関しましては町民の方から疑問の声があることも事実であります。辰野町として新たな式典を考えることはできないかということ町長に質問いたします。

○町 長

おはようございます。議会の一般質問、よろしく願いいたします。最初に成瀬議員さんの質問にお答えをしたいと思います。功績者表彰、平成13年から15回ということでございます。今まで毎年同じような形式的にはですね、内容は多分変わってきたと思えますけれども、そんなふうに行われてきて今年60周年ということで、まず町政60周年の記念式典をどんなふうに進めていくかということ、そういった形の中でですね60年の日を期して表彰だとかそういったものを多く取り込んだところもありましたし、あると思えます。ありました。それとそうでなくて60周年記念式典の中ではそういったことはなるべくしなくて、違う意味での記念式典とこういうふうな形を選択という、いろいろありましたので、今年は60周年の記念式典の中でどんな方向でやろうかと、そんなことで去年から考えていたわけでありましてけれども、今年はそういった表彰式、そういったものは別個にやろうと、こんなふうに思っておりました。そこでこのお尋ねの町民表彰の関係は従来と同じようということやってきたわけでありましてけれども、いろいろの今までの中で特に去年もその形の中では出なかったんですけども、今年は今のお話、それから委員会の中、それから監査の中、いろいろの中でそういったご意見も出ているということは制度的にも見直す時期が来ているとこんなふうには思っています。極端なことを言えば、今年60年の年でしたので5年ごととか、10年ごととか、そんなことでも良いのではないかって、こう思っていますのでそういった形の中で方向性を新たにしていっていかうことは依存は、皆さんがそういうふうなお考えが多ければ、そんなふうにしていくことには何ら私は抗うって言うんですか、抵抗するものではありませんので、ご意見をお聞きしながらやることにはやぶさかではありません。以上です。

○成瀬（13番）

ただ今、町長の答弁の中でまた新たな持ち方を考えていくことを検討していきたいという答弁をいただきましたので、またその方向性をよろしく願いいたします。次に毎年各分野で町の発展にご努力されてきました方々に対しての町からの表彰は当然のことでありますし、素晴らしいことと思います。しかしまだまだ町民の皆さまの中には光が当たらなくても、地道にコツコツといろいろな形で人のため、町発展のため、また地域のために働いたり、ボランティア活動を行っている方々がたくさんいらっしゃいます。今までの受賞の条件を、今までの条件が悪いとかそういうことではなくて、また新たに今までの受賞の条件を変え、各分野に拘らず、また功績者表彰式の華やかな式典ではなくとも町長室で感謝状を差し上げるという方法でも良いのではないかと私は考えますが、その点につきましても町長のお考えをお聞きいたします。

○町長

環境だとか、衛生理事会の席上だとか、そういった所ではそういった分野の皆さん方、貢献していただいた方に感謝状を出すとか、そういったことも行われているわけでありますけれども、新たな方法、そういったものも今、お聞きする中で良いことだとこんなふうに思います。以上です。

○成瀬（13番）

今、答弁いただきましたけど、ちょっとあまり簡単な答弁でいらっしゃいまして、こういう今の今までなかなか光が当たらなかったそういう方たちにもこれからは考えてっていただけるということで、考えていただけますでしょうか。ちょっと再度質問いたします。

○町長

今、簡単にしたのは次の質問で多分、そういったことも含めてご検討の話になるかと思ったので、少なくともしたけれどもいろんな面でそういったことがまた励みになり、多くの住民の皆さん方がそれに向かってまた進んでいていただける、こういうことがあればそれは非常に価値のあることだと、こんなふうに思っています。

○成瀬（13番）

はい、分かりました。次に今後の功績者表彰式の持ち方につきましては、先ほどの町長の答弁の中でも見直して、また検討していきたいという答弁はいただきましたけど、この持ち方、見直しにつきましては検討委員会等を発足して委員会の中で今後のことについて話し合い、そこで来年度からの持ち方、また人選方法の見直しを検討していくことは非常にそういう持ち方がやり方が望ましいのではないかと考えますが、こういう検討委員会を発足して、その中で今後どのようにしていったら良いかという委員会の中での立ち上げで話しあっていくって、そういうことについての町長のお考えをお聞きいたします。

○町長

先ほど来のご意見等も含めてですね、どういうふうにしていったら一番良いのかっていうことでもあります。15回やっていますと段々、推薦していただく人数も減ってきておりまして、今の基準でありますとなかなかそれに到達する人も少なくなってきたって言うんですかね、そういったことで先ほど、一番最初に言いました何かの機会にやっていくとか、そういうふうなことも1つの方法でしょうし、そのあとで提案いただいた表彰っていうか感謝状だとか、そういったものをまとめて年に1篇どこかでやるとか、そういった方法もあるかと思います。新たに委員会を立ててですね、どんなふうやっていくかっていうそういうこと、必要かもしれませんけれどもできればですね、この議会だとか、委員会だとかそういった中で出していただいた意見や何か、それから私の考え、そういったものも含めてですね考えてどんなふうにしていくかっていうことを決めていくことは大事なことだろうと、こんなふうに思います。私が一人で決めるっていうことには多分ならないことだと思いますので、そんなことも含めてちょっとその検討委員会を立ち上げるかどうかは別として、今ある審査委員会でもですね、今まで人を審査していただいたっていうことあるんですけども、できれば全体の中の流れをどんなふうにしていったら良いかとか、そういったご意見もお伺いしたかったなあとこんなふうに思いますので、そういったのをですねもう少し広げてやっていく、そんなことも必要ではないかと思っておりますので、もう少しご意見をお聞きして方向性を出して行けたら、こんなふうに思います。どちらにしてもこの曲がり角

に来ているっていうことは認識していますので、これからもそういった皆さんの納得できるような方向で進めたら良いだろうとこんなふうに思っています。以上です。

○成瀬（13番）

今、先ほど町長も言われておりましたが私もこの委員会は町民の中からではなくて課長会、課長さんの方々とまた議会の代表の議員さんたちとの話し合い、そういう形でも良いと思うんです。今まで毎年決めてきました審議委員会の中の方たちと今後どうしたら良いかってそういう話し合いもしていったって良いんじゃないかと思えますけど、新たなまた来年からの検討をまた早いうちに話し合っていたらと思います。これにつきましては担当課の課長さんのご意見もぜひお聞きしたいと思えますが、聞けますでしょうか。

○総務課長

今、町長が答えたとおりでありますけれども、検討委員会っていうことじゃなくてですね表彰審査会がありますので、そちらの方と協議しながら表彰式や祝賀会のあり方、それから選考基準ですとか、それから開催方法、あるいは開催を毎年するかどうか等も含めて議員の皆さん方、あるいはその審査会の皆さん方と協議して良い方向へもっていったらいいかなと思ってます。よろしくをお願いします。

○成瀬（13番）

はい、分かりました。町民の皆さまが本当にこういう形で本当に良かったっていう、納得いくようなまたやり方をぜひまた検討していただけたらと思います。これからの辰野町がもっと住みやすく、安心安全のために暮らせるために、また辰野町の発展を思い、影で働いている多くの皆さん方に感謝状を送りたいという思いは本当に私も強いんです。ぜひ、良い方向の検討をよろしくお願ひいたします。

次に2項目めに入ります。身体障がい者、病時・病後者の温泉利用料金について質問いたします。現在、辰野町の温泉はパークホテルと湯にいくセンター、それにかやぶきの館に薬湯のお風呂があります。どれも身体にとっても良く、冷え性、痛み、また術後、アトピー皮膚炎等に効果があり、利用者の皆さんからは町内に良い温泉施設があつてとてもありがたいとの喜びの声をよくお聞きいたします。今後もより一層多くの方々に健康増進のために利用していただきたいと思えますが、利用者の方々からの要望も多々出されております。その中で、最近、壮年の方が3人でこの温泉利用の料金についての要望に来られました。そのことにつきまして今回、質問要望をさせていただけたらと思ひ

ます。最初にパークホテル、湯にいくセンター、かやぶきの館、この3施設の月平均の利用者数をお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

それでは利用者数について報告をさせていただきます。平成27年度4月から9月までの半期の月平均利用者数はパークホテルが日帰り入浴者数で3,201名。湯にいくセンターが5,493名。かやぶきの館が2,873名です。パークホテル、湯にいくセンターについてはいずれも冬期間、利用者が伸びる傾向にございまして、ちなみに昨年でいきますと平成26年度の後期、10月から3月までが3,593名。400名近くの方が冬季間、多く利用されております。また湯にいくセンターについても5,966名、前半に比べますと500名多くの方が利用されておりました、これから本格的な冬を迎えましてますますこういった温泉施設を利用いただきたいと思いますと考えております。

○成瀬（13番）

今、伸びてるということではありますが、町としてこれ伸びているのは、この目標に達している伸び方って考えますでしょうか。

○まちづくり政策課長

それぞれの施設につきましては、指定管理者制度を導入しまして民間事業者に経営をしていただいております。民間事業者の中では目標値というのは持っております。ちなみに湯にいくセンターにつきましては、平成13年くらいにこの施設が開設しまして年間12万人から13万人の方が利用されておりました。これが近隣に同様の施設ができることによりまして、一時は5万人近くまで下がってしまったんですね。それを何とか回復しようということで今は6万、正確な数字を申し上げられないんですけど6万強の方にご利用いただきまして、この利用者について少しでも多くの方に利用していただくということで、奮闘していただいているところであります。

○成瀬（13番）

すみません。私は湯にいくセンターっていうのを利用したことなくて、非常に申し訳ないんですけど、この湯にいくセンターによく利用される方にお聞きしましたところ、この方は昼間行くらしいんですけど、本当に「入浴者がほとんどいなくて、一人で貸切状態の時も結構ある」って、「本当にあんな良いお風呂もったいない」っていうことを言っていました。「多くても2、3人っていう日が結構ある」っていうことを聞きました。「本当に良い温泉だけに非常にもったいない、いつもそう思いながら入浴している」と

言われておりました。現在、パークホテル、湯にいくセンター、かやぶきの館、この3施設とも指定管理となっておりますが、辰野町の公の施設を指定管理者に指定している立場といたしまして、このもっと、今の本当に伸びているっていう答弁をいただきましたので、少し安心しましたが、このもっとたくさんの方が利用しやすい方法を指定管理者とともに町民の意見も踏まえて話し合い、検討していくべきと思いますが、この使いやすいというのは健全者ばかりじゃなくて、この後ちょっと質問させていただきますがいろんな方が「温泉に入りたい、だけど温泉はちょっとこういうところが不便だ」ってそういう声も聞くので、そういうことも町民の意見も踏まえて話し合い、検討していく場というのを指定管理者と町側ももっていく機会というのは、もっているのでしょうか。もし、もっていなかったら今後そういう機会をもっていくべきと思いますが、その点をお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

辰野町にあります温泉及び入浴施設については民間事業者のノウハウや経営手法を活用することによりまして利用者の満足度を向上させ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上を期待しましてこの指定管理者制度というのを導入しております。もちろん施設の利用料につきましては指定管理者の収入となりますので、増収のためにそれぞれの指定管理者がアイデアを展開しましてイベントの開催等により、利用者増を図っております。し、また町もそのイベント等に協力をしているしだいでもあります。ご指摘のその指定管理者と利用者との懇談会って言いますかね、意見を聞くような場所はあるのかということなんですが・・・

○成瀬（13番）

利用者じゃないです。町とですよ。

○まちづくり政策課長

町とですか。もちろん町につきましてはその都度、話し合いを設けて利用者増について検討をしておりますし、今の指定管理者、3業者ともですね特に利用者の意見を聞くということによってこういう意見があったということはその都度、報告の方を町の方にしております。以上であります。

○成瀬（13番）

じゃあ、そういう町民の皆さまの意見も取り入れて話し合いをしているということ



安心いたしました。私の所へ先ほど言いました3人の方が要望に来られた件であります  
が、岡谷に総合福祉施設「諏訪湖ハイツ」という所があります。ここは福祉施設という  
ことで、岡谷住民で障害者手帳を見せれば無料で大浴場に入浴できます、ということ  
であります。本当に障がい者の方たちは大変喜んで頻りにここを利用されているよう  
であります。辰野町にはこの障がい者の方々が無料で入浴できる施設は残念ながらあ  
りませんが、前段で述べました3人の壮年の方から、ぜひ、辰野町の温泉も利益等のこ  
とも指定管理者の方で考えてあげなければいけないこととありますが、「辰野町の温  
泉も無料でなくても良いので障がい者、病時、病後者のために割引料金を考えてほ  
しい」との要望がありました。この病時、病後者、大きな手術をした方が「温泉に入  
ると本当に身体が楽になる」というお話もしていただきまして、しかし500円を毎  
回頻りに払うってことはなかなかできないということとありました。身体障がい者、  
病時、病後者の方々が温泉に入ることによって少しでも健康になれるのでしたら、  
温泉利用料金の割引を考えることは大事なこととありますが、この点につきましては  
指定管理者に指定している立場の町としてどのように考えていくか、お聞きいたし  
ます。

○まちづくり政策課長

辰野町のパークホテル、湯にいくセンター、かやぶきの館の温泉入浴施設につ  
いては辰野町使用料条例で使用料の方を規定しております。ここで規定されてい  
る料金を限度として指定管理者が、あらかじめ町長の承認を受けて料金を定め  
ることができています。例えばパークホテルにつきましては食事と入浴券をセッ  
トにして割り引いたり、湯にいくセンターでは送迎をセットにして料金を割  
り引いたり、小学生や中学生の料金を割り引いたりしてはいます。温泉利用  
料金の割引についてはご指摘のとおり近隣では岡谷市が岡谷総合福祉セン  
ターの大浴場の使用に対する割引をしております。ほかの施設同士のほか  
の施設も調べてみたんですが、ほかの施設についてはこういった適用な  
かったものですから、おそらくこの福祉センターという設置趣旨ですね、  
そういったものによってこの割引をされているのかなと考えております。  
また、近隣の市町村で調べましたところが南箕輪では生きがい活動支援  
としての福祉施策として福祉入浴券の交付事業を実施しまして、70歳  
以上の方や身体障害者手帳の交付を受けている方等の方々に年5枚の  
入浴券の交付をしているというような事例があるとお聞きしております。  
ご指摘の身体障がい者、病時、病後者に対する割引の考えはということ  
なんですが、それぞれの入浴施設として割引かどうかという考え方  
じゃなくて、町の福祉施策としてこ

のサービスが妥当かの判断も必要かなと思います。辰野町でも町の福祉施策として障がいのある方を対象としました他の支援、サービスの方を行っております。そういった中で身体障がい者や病時、病後者の多くの方がこの割引ですね、温泉施設に対する割引を望んでいるのかを把握する必要があるのかと、今思っておるところであります。また、詳しくは保健福祉課長の方から申し上げます。

#### ○保健福祉課長

それでは保健福祉の方から考え方を申し上げたいと思います。障がいにつきましては身体障がいに限ったことではないということで、全ての障がいをお持ちの方に温泉施設が利用しやすいものになるよう考えていかなければならないと思っております。それからまたその病時、病後者の認定の関係でございますけれども、これにつきましては本人のプライバシーの問題とかがありまして、非常にそのなかなか把握が困難ではないかなってちょっと考えております。そこで、あと病気の状況によっては必ずしも温泉が適切であると限らないということもありますので、一連の調査が困難でありますので、全体の福祉施策の中で総合的にバランスを考えていっていければというふうに現在のところは思っております。以上です。

#### ○成瀬（13番）

確かに温泉利用料金も町の条例の中で定められていることではありますが、実はこの私にご相談に来られた方の一人は今はとてもお元気になりましたが、以前、今年の春ですか心筋梗塞でもう少し遅れれば命を落とすところだったそうであります。足の血管を切って心臓の方に繋ぐ大手術をしたため、常に足がとても冷たくて真夏でも電気敷布や湯たんぽをやって寝ているそうです。しかし、温泉に行くととても身体の調子が良くて気持ちよく寝れるっという話をしておりました。しかしこの温泉利用料金が割引になればこの500円というのは本当に年金暮らしでちょっときつという面もあるらしくて、この割引になれば温泉も時々に行けるようになるので、この足の方も本当に調子良く健康になっていくのではないかっていうことをお話しておりました、でこのような要望を願っている方はその方の知っている方だけでも6、7人はいるので町内にはもっといらっしゃると思うということも話されておりました。なかなか先ほどの答弁の中で条例で定められていることでもありますし、この身体障がい者、病時、病後者にみんなに割引券というやり方も非常に大変なことと思いますが、また、本人が温泉に行きた

くないっていう方もいらっしゃると思いますけど、何とかこの福祉施策の中で、このこういう方たちに割引料金、割引券をあげられるようなそういう方向を何とか良い方向を町としてまた考えてっていただけないかと思います。町民の健康のために少しでもこのせっかく辰野町に良い温泉がありますので、その温泉に入ることによって健康になれるのでしたらそういう福祉施策も非常に大事なことではないかと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

○町 長

ただ今、申し上げたようなですね総合施策の中でどこかでその分手当てしないといけませんので、そういったことで全体の量をどんどん増やしていくっていうのができるかどうかという問題もありますし、総体的な中でどういうふうになればより効果的にできるかっていう問題だと思いますので、そこらへんのところも含めて考えていくと、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。すぐにここでできるとかできないとかってそういう話でなくてですね、総体的になるかと、こんなふうに思います。

○成瀬（13番）

この件に関しましては、すぐ結論を出す、やるっていう簡単なことではないと思いますが、皆さまが本当に希望を持って「ああ、町も考えてくださるんだ」ってそういうことをまた、徐々においおい、ぜひ福祉施策として考えていつていただきたいことを要望いたしまして一般質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席1番、岩田清議員。

**【質問順位2番 議席1番 岩田 清 議員】**

○岩田（1番）

それでは、通告の次第に添って質問してまいりたいと思います。まず1番目でございますけれども、去る11月26日でございますけれども、政府は「1億総活躍社会」を目指すべく有識者による「国民会議」を開催し、「新3本の矢」と言われる緊急対策を決定いたしました。アベノミクス3本の矢が息切れした現在、新たな3本の矢を掲げたものと理解しております。そもそもアベノミクスは、国民の金庫番であり財布をしっかりと締めなければいけない日本銀行が政府と一体となって、国債を270兆円も、これは約従来の約2倍になるような莫大な量でございますけれども、これを買いまして物価上昇率を2%にするという、インフレターゲットですかね、ということで景気を回復させよう

というものです。ところが円安、消費税の値上げなどで経済成長率は減殺され、実質分で直近で 0.9 % というような事態に陥っているのが現状ではないかと思えます。この間も問題になっておりました辰野町の町民の方にとっては喜ばしかったことをございますけれども、プレミアム商品券を発行して消費を喚起しております。しかし、実際に行動的な問題に手を着けてないので、いわば重症の病人に栄養ドリンクを宛がうような施策ではなかったかと、部分的な効果はありましたけれども本質的な効果はなかったと私は感じております。そこで今回、地方創生、まち・ひと・しごと総合戦略を打ち出して、地方自治体が独自で人口対策や景気対策を企画することを奨励しておりますけれども、国が評価できる事業計画にはプラスの交付金をつけましょう、というのがこの10月までの流れ、そして、どうもこういう政府のですね意気込みとかそういうものと最前線の現場である町、町村の地方自治体の考え方、施策に思い違いとか食い違いがあるようにも感じております。以下、住民目線から見た「新3本の矢」について辰野町としてどのように理解して実行力ある施策として展開すべきかを質問したいと思います。1番目に第1の矢として「希望出生率 1.8」ということを言っておりますけれども、町の総合戦略では合計特殊出生率の将来展望は2020年度ベース、5年後でございますけれども 1.6。更には2040年には2.07、20年後ですね、となっておりますけれども、まずこの根拠について伺いたいと思います。

#### ○まちづくり政策課長

辰野町の人口ビジョンの将来展望、この前、今年の6月に作りました人口ビジョンであります。この将来展望では合計特殊出生率を5年後の平成32年、2020年ですね、1.6へ、15年後の平成42年に2030年ですね、に1.8へ、で25年後の平成52年度2040年に2.07へと段階的な上昇を仮定し、算出しております。最終目標につきましては、長期ビジョン、人口1億人の、すみません国の長期ビジョンですね、人口1億人の確保を目指したものと一致しました2.07を目指しています。現実的には難しいと考えていますが、2.07についても平成52年、2040年の人口は辰野町の場合、どんなに努力しても1万4,915人と人口減は避けられないのかなというふうに思っているところであります。この合計特殊出生率を目標にした根拠であります。まずは辰野町の合計特殊出生率につきましては、近年は1.5前後で推移をしております。国、県の数値よりは高い数値となっております。5年後の目標値を1.6に設定したのもここにあります。まずは1.6を目指して、その後1.08、2.07と段階的な目標値の方を設定させていただいたわけでありまして、

すみません。1.80です。次の目標として1.80で2.07と段階的な目標値を設定させていただいているわけでありまして。ただし、期間がやっぱあまりにも長いものですから、長期にわたるために随時見直しをし、必要な改定は行う必要があるし、それを前提として策定しております。以上であります。

○岩田（1番）

今、まちづくりの課長から伺いましたけれども、もうご承知の方も多いと思いますけど、「合計特殊出生率」というのは、一人の女性が一生のうち何人子どもを産んでいただけかという数字でございます。町長もその世代に属しますし、私もそうなんですけれども、団塊世代の昭和22・23・24年にどのくらいな特殊出生率だったかと言いますと、4.5という高い数字が記録に残っております。今、課長がですね説明されました総合戦略に謳われた施策を着実に地道にやっていくと、そしてフレキシブルな形で対応していくということ以外に具体的な特効薬、即効薬ですね、はないかとも実感しますけれども、これはやはり漠としたね、希望的観測でなく実現可能なね努力目標というものをですねやっていかなければいけないと思いますけれども、町長一言お願いしたいと思っております。

○町長

はい、今回ですね人口ビジョンで言うんですか、人口のこの設定についてはですね、皆さんまあご承知のことだと思いますけれども、国が将来の目標値を掲げて1億人ということでもありますけれども、それを維持したい、そういうふうな形の中で国の施策を打ち出す、それぞれそれが流れて来るって言うんですか、それに向かってどういうふうにするか、こういうものを作ってきた、こんな経過もありますので、それぞれの目標値はそこにいってます。ただ、実現が今言われるように可能かどうかという、かなり厳しいものがありまして、特殊出生率が上がってもですね、元になる基数の人たちが減ってってしまうので、総体的に人口が減ってってしまうということでもありますので、そういった面ではかなりどこらか、非常に厳しい状況ではあるとこんなふうに思っています。まあ、そういったことでただ似ているわけにはいきませんので、国の立てた政策だとか、そういったものをいかに地方で言うんですか私どももそれをうまく活用しながら2つの人口の減少に歯止めをかけていくと、こういうことになろうかと思っておりますので、かなり無理があると分かっているけれどもそういったものに乗って、町もそれなりのお金を導入しながらやると、そういうことになろうかとこんなことで思っております。

○岩田（1番）

よく分かりましたけれども、先のですね飯島町の町長選では、当選された新町長が9,000人台に落ちた町の人口をね、1万5,000人にするというようなね、これもね気持ちは分かるんですけれども、私はやはり具体的な目標、このまち・ひと・しごとや五次総でもたぶん、まちづくりの方で中心になって練られたと思いますけど、私200人から300人の間減ってっているなあという感じですので、15年後には3,000人減るかなというような気がしているんですけれども、一応これでいきますと2020年には1万8,861人。それから2040年ですか、これは25年後でございますけれども1万4,915人。厳しい数字だと思いますけれども、努力されることを要望しまして次の質問に移りたいと思います。第2の矢は「介護離職ゼロ」を掲げておりますけれども、内容はですね特別養護老人ホームを含む介護サービスを50万人分整備する。それから介護休業の給付金を現行40%である賃金を67%に引き上げて離職を防ぐと。それからもう1つは、最近ニュースでも耳にしますけれども、介護ロボットの活用を推進すると。こんなことが主なものでございますけれども、これらは実は、既に一昨年になりますか2013年に社会保障の改革として「プログラム法」が成立しているので新規に打ち出されたものでなく、改めて焼き直した匂いがしますけれども、前向きに解釈して、わが町でもですね保健課を中心として保健福祉課を中心として「地域包括ケアシステム」が本格的に始まっていると。しかしこれは町民の理解もかなり浸透して来ているとは思いますが一部は全く関心がなく理解もしていないというわけでございますけれども、本事業の現在の進捗状況ですね、はどうでしょうか。そして私はこの事業についてこれからの急激な高齢化が進む中、介護の担い手の確保が厳しくてボランティアやNPOにも限界あるとも考えております。これについてはまた別の機会には討論させていただきますけれども、更にですね、敷衍しまして介護施設の充実についても、もし現在計画していることがあればお答え願いたいと思います。

○保健福祉課長

地域包括ケアですね、その関係の進捗状況はということでございます。まずそちらにつきましては、この地域包括ケアシステムにつきましては辰野町の中でも地域の特性に合わせてその地区の自主性や主体性を重んじて現在順次構築中であります。初めての試みも多く、私どもも皆様のご意見をお聞きし、それを取り入れながら試行錯誤して構築しております。例を挙げますと、通所型サービス「よつば」では高齢者生活支援サ

ポーターを要請させていただきまして事業所と協力してボランティアとして介護予防に協力を願っているところでございます。サポーターさんにつきましてはボランティアでありますけれど、ガソリン代等の実費分はお支払いをしているところでございます。「よつば」につきましても事業所の意見を聞きながら順次改正を加えて進めております。それからこれから迎えます超高齢化社会に向けまして、より良いシステムの構築を目指しておりますので、議員の皆さまの温かいご支援とご協力をいただきたいと思います。それから後段の町施設の新設と整備の展望はということでございますけれど、辰野町では第6期の辰野町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中にお示ししてありますけれど、小野地区で両小野診療所に併設する形で小規模特別養護老人ホーム29床、それから介護老人保健施設29床の整備を現在予定しております。具体的には28年度末くらいに着工をいたしまして30年度には開所する予定だということで、現在進めております。以上でございます。

○岩田（1番）

今、ご答弁いただきましたけれども、サポーター制度も大変大切だと思いますけれども、私もたまたま女房の方がサポートシステムの講習を受けに行くと。そしたら私が一番若い方だったっていうような話を伺うとサポーターシステムも、もう少し若年、若年と言うか働き盛りの人たちにも勧めていただけるようなことができるか、ちょっとなかなか難しい問題だと思いますけれども、また検討していただけたらと思います。そうして、今正式にご答弁いただきましたけれども、両小野では28年度末から30年にかけて新しい老人ホーム、これは地域密着型ですので、辰野町の方が優先的に入れると思いますけれども、そういう形で新たな施設も建設ということでございます。小野地区はもともと地域住民の自治意識も高く、そのような施設ができれば医療・福祉・商業・文教の環境がですね1箇所のコンパクトな所に整ってきておりまして、私が日ごろ提唱しています「コンパクトタウン」のモデルケースになり、そして少子高齢化の中のソフトランディングのモデル地域になるということで非常に期待しておるところでございます。新しい施設を造ったり、施設の増員を図ることは町民利用者サイドから見ると喜ばしいことではありますけれども、介護関連の特別会計の悪化や町の財政負担も増加するという負の部分も出てきてなかなか難しい面もございます。これからも国の動向を注視しながらタイムリーな施策を要望して2番目の質問を終わります。3本目の矢でございますけれども、これちょっとなかなか国レベルでございますけれども総理大臣はGDP 600

兆円を目指し、最低賃金を2020年度までに3%上げるといふ、時給1,000円にするといふことをごさいますけれども、現在、時給は全国平均で798円というデータでございます。これによつて個人消費をまた伸ばしていくといふ試みでございませうけれども、地方のですね町の零細企業にとつては大きな負担となることが予想されます。このですね一連の施策の流れについて町長の所見をお伺いしたいと思ひます。

#### ○町 長

国のつて言ふんですか、流れを今ご説明いただいたとおりに思ひます。なかなか国は今回の補正予算を立てるに当たつてもですね、税金の増収分でそれが補正ができて、国債の方發行つて言ふんですか、そういったものも抑えられるつていふような話をしておられますけれども、地方にとつては良い所もあるんでしようけれども、辰野町にとつてはさうでなくてですね、昨年と比べても減額、とさういふふうな予想でありますし、現在のところそんな流れであります。法人税等も昨年と比べて多分10%ぐらひは落ち込んでいふのではないかと思ひますけれども、さういった中でですね、国が賃金上昇さういったことを一所懸命掲げていふすけれども、地方においてはなかなか厳しいものがあるだろうとこんなふうには思ひていふます。全体が底上げされてくれれば、さういったことも段々に流れてくるんでしようけれども、そこらへんのところは、じゃあ代わつて町がその分を景気浮揚をなささいとか、さういったことはとてもできるとかさういふことでありませぬので、国全体がさういふふうになまく均衡良く上がつていけるような方策を見守りながら町としてできる対策はやつていくと、こんなことにならうかと思ひます。以上です。

#### ○岩田（1番）

町長、行政経験も長いので多言はしませぬけれども、町の中小企業の声ですね、小規模商店主の声を拾つていつていただきたいと思ひますけれども、結局ですねアベノミクスは今や、第2ステージに移つたとの声もありますが、第1ステージの成果も十分に検証されていふない。そして我々は地方創生担当大臣でひと・まち・しごとを行つたと。さうすると今度はですね1億総活躍大臣といふまた役職ができ、この仕事のすみ分けも本當に私たち地方では判然としないといふのが実情だと思ひます。アベノミクスは、企業が強い競争力をつけるために吸収や合併を行い、株主により多くの配当をしなければならぬ宿命にあるといふふうには感じておられますけれども、富める者と貧しい者、そして



強者と弱者、東京と地方、というように2極化していかざるを得ないような政策であると思います。プレミアム商品券などは経済政策というより、多くの地方弱者を救済する社会福祉政策の性格を持っている事業と感じているのは私だけではないと思います。この地方の小さな一辰野町に、これから必要なものは地域に雇用を生み出す産業の創出であり、プレミアム商品券を発行しなくても自立的で活力のある地域経済社会を建設することであると考えております。各担当課におかれましても国のですね大きな流れは掴みながらもぶれることなく、また国の朝令暮改の施策に振り回されず身の丈にあった行政努力をされることを望みます。それで、人口対策がですね焦眉の急であるとの認識は共通であると思いますけれども、そこで2つの観点からまとめて伺いたいと思います。1つは町独自の奨学金制度でUターンを狙う、あるいは就職応援金について現在町でやっていることがあるかどうか。また今後、計画していることがあるかどうか。2つ目は「実践型インターンシップ」、これが町が初めて取り上げてやっているわけですがございますけれども、このインターンシップ制度の事業を更にシリーズ化して拡大できないか、ということでございますけれども。

#### ○産業振興課長

まず、最初に町独自の奨学金制度の創設や、就職応援金の支給ができないかという点でございますけれども、就業機会の拡大と安定化を図るために若者の地元就労支援が大変重要だというふうに考えております。一定条件の下でふるさと就労祝い金のような給付事業を現在考えております。これは地方創生事業で取り組みまして、これは5年間の期間はありますけれども、事業効果を随時検証しながら取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。また、新規学卒者の雇用も大事だと思いますけれども、これらも事業所への情勢等も、現在研究をしております。奨学金の創設につきましては町独自の制度までは考えておりません。町内事業所の業務内容、それから雇用、求人、そして就職説明会の情報を定期的に発信をしていくということで、来年の1月くらいまでにはそんなホームページも準備をしているところでございますけれども、若者の地元への就職についてはできるだけ促していきたいと、そんなふうに考えております。次に実践型インターンシップの事業について拡大というご提言でございますけれども、中小企業等の事業者が技術革新を図りまして事業組織の発展をするために学生に一定期間を事業所で活動してもらおうという制度でございます。学生も事業者と設計したプロジェクトの成功に向けて取り組み、企業家的な思考だとか問題発見能力、解決能力の獲得ができる

という制度で町では企業へ月額10万円を6箇月を限度に補助をしております。学生と中小企業の事業者とのマッチングが必要でありますけれども、現在3社が取り組んでおります。先月の11月24日ですけれども、取り組んでいます3社の中間報告会を行いました。その時にですね、参加企業の皆さんから「会社が明るくなった」だとか「若い世代のニーズの把握に役に立っている」とか新たな企画だとか取り組みも実施がされまして新しい商品ですとか、施設もできております。それから「販路の拡大もできている」というような意見もありまして、評価が高かったように受け止めております。町でもこれについては手ごたえを感じております。今後も学生のアイデアと実践によりまして企業のイノベーションが期待されますので、商工会とも相談しながら拡大を検討してまいりたいと思っております。また、辰野町、この実践型インターンシップの成功例につきまして、成功例になると思いますがけれども2月に報告会を予定しております。またWeb、特にFacebookですけれども、これらにPRをしまして次にやってみたい実習生だとか、事業者が生み出してくれば良いかなと、そんなふう考えているところでございます。以上です。

○岩田（1番）

いくつか指摘したいんですけれども、時間がないので実践型インターンシップについて言いますと、非常にユニークな企画だと思います。先ほど3社と言いましたけれども、小野酒造さん、春日自動車さん、天龍パンさんだと思います。実はですね、天龍パンさんの所の実践型インターンシップにおきまして、キャンペーンがありまして特売をするということで店に並びましたら、店にはですね喫茶スペースもございまして、非常に若者が生き生きと働いて、そして店内のお客も含めて活性化しております。商品も、若者向けあるいは我々も食べてみたいと思われるような購買意欲がそそられるような商品が並んでおりました。結局、若者の新しいアイデアということと、それから、経営者のマインドも非常に前向きになっていくということで、この事業を何とかまた続けていただけたらと思います。ただ、残念なことにこのインターンをしている学生がその企業に就職するということは原則としてないようですので、こういう形ですねものの中で変則というか、部分的な形の中でまた辰野町の企業が若者をですね雇用する一つのモチベーションになったり、チャンスになったらと考えております。この事業ですねますますですね拡大を期待しております。そんなことでこの人口対策ということにはなかなか実行力がないし、企業の活性化ということに対してもなかなか決め手がないわけですから

ども、こういうアイデアの中でまたですね、細かい施策をしていくことを要望したいと思います。

それでは教育問題に移りたいと思いますけれども、今回はですね本をキーワードに質問したいと思います。教育改革は喫緊の課題となっておりますけれども、先ず前段です。新教育委員会の制度において教科書の採択及び職員の人事ということについてはどのように変わったのか、あるいは変わっていないのか、また変わっていかねばならないのか教育長に簡潔な答弁をお伺いしたいと思います。

#### ○教育長

議員の質問に答えたいと思います。先ず、端的に言えば新教育委員会制度に変わっても教科書を採択の問題、それから教職員の人事に関わっては大きく変わることはないだろうとそういうふうに判断をしております。現に今年の5月から7月にかけて平成28年度から中学校で使用される教科用図書、いわゆる教科書の採択が行われました。これにつきましては昭和38年施行された義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律とそれから平成26年度にこの法律の一部を改正する法律に基づいて上伊那広域で採択をしたものでございます。議事録等も既に公表されておりますし、採択された教科書につきましても公表されておりますので確認していただければ分かるかと思っております。よって私はこれからも教育委員会制度が変わってもこの人事とそれから教科書採択については変わりないだろうと。それから人事につきましては細かには触れませんでしたけど、長野県の場合には都市部もありますし、それから山間地もございます。さまざまな地域がございましてので全県的な人事をしていかないと、なかなか1箇所の良い教員が集まる1箇所には教員が足りないということが起こりますので、そうならないようにということで全県の小学校、中学校が立つようにということで郡市の校長会、それから県の校長会で調整をしておりますので変わりはないだろうと思っております。以上です。

#### ○岩田（1番）

今、教育長のご答弁にもありましたように、実は変わっていないということでありまして、それが事実だと思います。長野県では県内をですね教科書採択地域12に分けておりまして、辰野町は上伊那郡2市・3町・3村で同じ教科書を採択しているということでございます。一般町民やPTA、生徒児童にはこの採択の方はどうされているかということはほとんど知られていないわけでございます。進めますけれども、「信濃毎日新聞」によれば10月31日の記事でございますけれども、12月5日にも載っておりますけれど

も東京の大手出版社である三省堂が、長野など11都道府県の公立小中学校の校長を集めて編集会議なるものを開催し、国語や英語の教科書を見せていたと。三省堂は謝礼5万円、交通費、宿泊費、懇親会費を渡していたと。長野県から出席した校長は教科用図書採択の地区委員という立場であったといえます。こういうことです。2009年から行われていたという記述がありますけれども、教育の中立性や公正な運営の担保ということから言えばこういうやり方には非常に疑問を抱かざるを得ないですけれども、この件に関してですね、教育長の説明を求めたいと思います。

#### ○教育長

ただ今の質問にお答えをしたいと思います。実は今日の「信濃毎日新聞」にもこの報道がされていたわけですが、三省堂接待疑われるという今日の信毎でございます。28年度から使用される教科書において一部、出版会社と教員との間で採択に関わるだろう指摘をいただく、ここで大きな問題となっているわけです。今、ご指摘のように公平という部分からにおいても。私はこの問題見た時に、教員はその謝礼をいただくこと、そのものがやはり問題だろうとっております。教科書の改訂、改訂って言いますかね、改善のために意見を聞くというようなことは多分あるんだろうと思っておりますけれども、あってもこれは検定前の教科書、いわゆる白拍子と言われる教科書ですけど、これは一切出版会社も外へ出してはならないという規定になっておりますので、多分この問題はこの白拍子という教科書を出されたんだろうと思っておりますけれど、これはそのもの出版会社に大きな問題がございます。検定は通った後、この教科書について意見を求めるってことはきっとあるんだろうと思っておりますけど、先ほど言いました教員が謝礼をいただく、謝金をいただく、これそのものは大きな問題だろうとっております。多分議員はきっと来年度、上伊那で採択した教科書の中にこの出版会社が入っているかどうかということも気になるんだろうと思っておりますけれど、実は現在、中学校ではこの教科書使っております。ですが来年、28年度から使う教科書には入っておりません。ここで教科書が変わります。出版会社が変わります。以上ですが。

#### ○岩田（1番）

私どもからすれば、学校のベテランの校長先生か退任された先生がそういうことを、委員になられて絶対に余談を挟まず、言葉で言えば「明鏡止水」まっさらな状態で最適な教科書を選んでいると思ったところが、そういう形だと。この校長先生の談話が載っているわけですが、受け取った校長は「純粋な気持ちであった」と報道関係に

語っているが、本当に純粋な気持ちなら受け取るべきではないし、これが影響しないということなら何のためにこういう所に出るのか、これも分からない。ちょっと一般社会の常識とはちょっと飛んで、私は信濃教育が大学の進学率が悪いとかいろいろ言っても、徳育知育ですか、バランスが取れたような形の中で徳育を重視しているという形の中で、そういう教育をしているというふうに信じていたわけですがけれども、私が中学の先生が中学の頃、よく言ったのは「瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず」ということでね、生徒たちに教えていたし私もそういうことを今でも覚えているわけですがけれども、そのですね教える側がこういうことをしているのでは「情けない」という一言ですよ。文科省も動いていると言いますがけれども、私はですねこれはですね三省堂だけでなく他の教科書出版社もですね類似の営業活動を行っているって思うわけですがけれども、このことについてですねきちっと調査しているのかどうか、このへんも伺いたいと思います。

#### ○教育長

私が今、議員の思いと同じ思いを持っております。大半のって言うかほとんどの先生方は一所懸命やっているんだろうと思いますけれど、たった、長野県の場合にはこれ1人ですかね、1名の方によってこれ、体罰なんかもそうなんですけれどもごく一部のものによってその全てがそうだろうっていうふうに疑われてしまうっていうことは、教育会によっても非常に残念だなんて思っております。実は今回の今年度の教科書採択に当たってもこう早い段階から文科省は公正にという通達を全国に発信しております。私、町の方でこれを調査をするっていうことはこれできないわけですが、多分、文科省の方ではこの三省堂の問題だけではなく出版社、非常にたくさんございます。特に社会科の歴史においては中学校だけでも8社ございますので、議員指摘のような文科省で調査っていうのは当然しているんだろうと思っておりますけれど、確かめようが今のところないというところが真実だろうなと思っております。以上です。

#### ○岩田（1番）

町の教育委員会の立場としては調べようがないということが事実だと思います。折りしも、今朝のNHKニュースでほかはなかったという報告をしていたんですけれども、実は覆面で2、3名ですね違う社の営業マンが証言していますけれども、ほかの社もやっていると。当然やっていると思いますよね。教科書は1回採択されると3年いいんですかね。何かそういうこともあったり、それから少子化の中で絶対数が減っているん

で営業も厳しくなっていると、こういうこともあると思います。今、教育長一部のって  
いうことですが、私はねこれを構造的な問題があるんでね、これは教育委員会って  
いうのは上意下達で文科省、そして県の教育委員ってこう下がってきたことをきちっとや  
るような形ですけれども、逆に今度は声を上げていていただきたいと思うのは、私は  
ね、今度の問題は県の教科書採択12地区割の制度にあると思います。そうすると数量が  
まとまるんでね、と、その地区のベテランの力のある元校長先生あたりなりに言う  
とそういうふうに採択するかどうか分かりませんが、そこでですね営業的な不正も介  
在するかなと思います。ですから、仮にですね折衷案としても1教科でね複数です  
ねその地区で指定して社会ならこれとこれとどうかと、で各町村の教育委員会の  
独自で選択させるというようなこともね、していくべきのがこの新しい教育委員  
会になったらですね、そういうこととか一番大事なところですので、それを  
ですね個々の町村の教育委員会から声を上げていかなければこういうことは  
ですね改革できないと。そして地方の独立性が問われる教育行政の活性化に  
ね、こういうことが繋がるということで提言しておきたいと思います。2番目は、  
学校再編についての問題提起でございますけれども、去る5日の記事でござい  
ますけれども、県教職委員組合が学校の統廃合についてシンポジウムを開いた  
との報道がございました。前議会でも取り上げられた中野市の教育委員会、  
これでは市内11小学校を5校に統合再編するというような方針。あるいは  
ですねここ2、3日で載ってましたけれども諏訪市の検討委員会でも小中一貫  
の公立義務教育学校案を含めた大胆な提案が、検討委員会の方でも取り上げ  
られているということでございます。急速な少子化が進む中ですね、対処療  
法だけではまずいので中長期的な学校再編及び適正配置について町及び  
教育委員会ではどのように議論されているか、伺いたいと思います。

#### ○教育長

町における学校再編についての協議をしているかという、そういう問いでござ  
います。今年度で言えば辰野町では定例の教育委員会のほかに今年度が総合  
教育会議がスタートいたしました。特に小学校のあり方、川島小学校のあり  
方についてもこう議論をしてまいりました。ただ広く町内の小学校につ  
いていわゆる再編ということについては大きく議論をしておりません  
けれど、辰野町独自で、独自ですね、の再編の方向というものの、  
それからその再編の基準というものについては検討する必要がある  
んだろうと思いますし、辰野町もその時期が来ているというふうに考  
えます。以上です。

○岩田（1番）

これは、教育委員会とか今度できた総合教育会議ですか、このへんのところの議論だけじゃなくて広く、町民の意見を求めなきゃいけないので早い段階で検討委員会、広い意味で町民の意見を聞けるような、そういう検討委員会なるものを統廃合、それから再配置、そういうようなことも含めて議論する必要があると思いますけれども、そういう会議をぜひ設立したらと思いますけれども、町長一言お願いしたいと思います。

○町長

そういったことも含めてですね総合会議の中で検討して進めていくと、そういうことであろうと思います。

○岩田（1番）

総合教育会議で議論されても良いんですけれども、それをやっぱり拡大会議と言うかね、をもっていくことを要望したいと思います。私たちはですね5年後ぐらいのことじゃなくてですね、もっとこれからですね10年後、30年後の未来の町民に対しても責任を負わなければいけないので、ぜひ議論して計画を作成することを要望したいと思います。最後の質問になりますけれども、図書館事業の充実について質問いたします。本館の利用者数や各種の企画イベントは、なかなか活況を呈しており私もしばしば本を利用し、あるいはイベントにも参加させていただいておりますけれども、教育において読書の重要性は言うまでもありません。小中学校での読書時間はどの程度確保されているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○こども課長

読書の重要性と読書時間についてでございますけれども、岩田議員のご指摘のとおり子どもたちにとって読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにして人生をより深く、生きる力を身につけるために非常に重要でございます。また、今は情報化社会の進展でさまざまな形での情報が氾濫していますので、自らの考えで判断する力を養うことは重要で、それには読書が有益だと思われまます。このことから小中学生の年代に読書の習慣を身につけることは一層の財産となると思われまます。町内の小学校の読書の時間でございますけれども、週1回、45分の読書の時間がありまして朝読書は学校によって違っているわけですが、週に2、3回行われております。また、中学校では朝読書は毎日10分行われておりまして、またほかには美術、英語、理科、音楽、社会など教科の单元ごとに調べ学習や、導入、まとめにも図書館が活用されています。

また、辰野町で盛んに行われております学校支援ボランティアの皆さんによる読書の読み聞かせの時間には子どもたちが非常に楽しみにしておりまして、集中して静かに聞き入る姿が見られます。また、読書週間、年に2回行われまして今がちょうどその時期となっておりますけれども、各校で行われておりますけれども家庭読書の推進や図書委員や先生方によるお勧めの本の紹介、本の中に出てきますランチとかお菓子、それを作ったり、また紹介をしたり、また読書郵便など非常に多彩な取り組みが行われておりまして読書に親しみ、読書を楽しむ総合的なこんな取り組みが行われておりまして、読書時間十分に確保されていると思っております。以上でございます。

○岩田（1番）

しっかり読書時間を確保されていることを十分理解しましたけれども、若い時に本を読むことは大切だと、私も小中学生のころ、これ教科書にあったのか、副読本にあったのか芥川の『杜子春』とか太宰の『走れメロス』こういうものに感動したこともありますし、こういう若い時に本を読むということは大変良いことだと思いますけれども、せっかくの機会なので教育長が若い頃に読んだ本でもよろしいですけれども、子どもたちに勧めたい本を1、2挙げていただけたら。町長、と副町長にも伺いますか。お願いします。

○教育長

子どもたちにお勧めという本、なかなか難しいわけですが、最近読んだ本ですとね、今年の4月に読んだ本ですが『僕を支えた母の言葉』という著者は野口嘉則さんですが、多分、議員さんも読まれたら感動する、もしかすると涙を流すかもしれませんが、非常にグレていた少年がいるんですが、母親を困らせるためにグレるんです。さまざまな問題を起こすんですけど、そのたびにこのお母さんは「大丈夫 おまえは良い子なんだから」とか「大丈夫 おまえは素晴らしいんだから」ってこう言うわけですが、それにますます反発をしてグレていくんですけど、お母さんは常にそういうふうに言っている。でも外では頭を下げて、ひたすら申し訳ないと頭を下げていくんですが、中学2年生の時に起こした大きな事件によって、その時のお母さんの言動でこの子が生まれ変わるんですね。そして今度はお母さんのために生きようとするんですけど、でも高校もうまくいかない。働いてもうまくいかないという、そんな中でございますけれども、何とか軌道に乗りはじめていよいよお母さんに楽をさせてやろうといった時にお母さんが事故で亡くなってしまうと、葬儀の後、初めて自分が親族からこのお母さんは



実のお母さんではないということをお聞きされる。でも僕には唯一のお母さんだという、この後、ずっと続くんですけどもね、ぜひ読んでみていただければと思います。簡単に読めます。よろしいでしょうか。

○町長

私の子どもの頃って言うんですか、中学、高校の頃、同じ本をですね何十回となく読んだのが『三国志』でありまして、吉川英治の書いた三国志でありまして古い仮名使いじゃなくて昔の漢字の処方に近いあれでしたので、分からない字がありましたけど読み出すと夢中で受験の期間でも迷わずその本を読み出すと3日ぐらいは、それっきりという寝ないで読むくらいのそういったことが思い出されました。あとは、リーダーズダイジェストとかそういったことで、ちょっと今、度忘れしちゃいましたけれどもその中の本、今単本になったかと思えますけれどもそういったものも何かのきっかけでしっかり読んで何回も印象に残っている、こんなことであります。以上です。

○副町長

極めて個人的なことですので、どの程度までお話して良いかあれなんですけど、私も読書少年ではなかったんですが、いまだに思い出されるのは小学生の頃は15少年漂流記であるとか、王貞治物語であるとか、非常に自分自身、何て言うんですかね読みやすいそういった本を何度も何度も町長と同じように読んでおりました。ただ岩田議員さんのご質問の中で実を言うともうちょっと年齢が上がった皆さんに青少年に読んでいただきたい本で実はちょっとこの場を借りて申し上げたいのは、辰野にゆかりのある方ですよ。私もちょっと都会にいてびっくりしたんですけど、武者小路実篤ですとか、コリアン先生の遠藤周作が好きで読んでいたんです。そしたら武者小路実篤を論評していた方が亀井勝一郎さんという人が見事に人物評価ですとか、書いておられて、今度はそちらの亀井勝一郎を何冊か読んでいたら、これまたびっくりしたのは長野県の辰野の小学校ですとか両小野小学校の校歌を作詞したっていう文句があったんですね。こんな有名が文芸評論家が辰野っていう部分で、ちょっとその人の本も読み始めました。『思想の花びら』ですとか、やっぱりいろいろな人生的なエッセイをですね、何冊も書いていらっしゃる方です。ただ、何でこんな有名な方が辰野にいたのかっていうことをまた調べましたら、北小野出身の古田晁（あきら）さんですかね、薩摩書房の創立者、その方が仲介して作曲家に團伊玖磨（だん いくま）であるとか、西小の方では高木東六さんをお呼びして来たりとかですね、そんなようなセッティングもあったってことで非常に発

見もありました。いろいろ話たいことはありますけれど、またの時間をお願いしたいと思います。以上です。

○岩田（1番）

愛読書を聞いているうちに時間が来ちゃったんですけれども、今挙げていただきました辰野町の良い子は今のような本をぜひ読んでください。あと、各学校の読書環境ですね、それと町立の図書館について質問したかったんですけれども、また自次回に回したいと思います。いずれにしても、子どもは良い本に巡り合うと何度も読み返し生きる力に代えていくと。これは信濃毎日新聞の読書週間にちなんだ社説でございますけれども、まさにそのとおりで教育環境の整備は知の拠点である図書館の整備とそして読書環境の充実にあるということを訴えて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時45分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 24分

再開時間 11時 45分

○議長

休憩前に引き続き進行いたします。質問順位3番、議席9番、瀬戸純議員。

**【質問順位3番 議席9番 瀬戸 純 議員】**

○瀬戸（9番）

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思います。はじめに介護予防（日常生活支援総合）事業についてです。介護保険法の改定により要支援者向けの通所介護サービス、デイサービス、訪問介護サービス、ホームヘルプサービスは国が責任を持つ、全国一律の基準、価格の介護保険給付から外され、町独自のボランティアなどを活用した総合事業、新しい介護予防、日常生活支援総合事業に平成29年度までに移行されることが決まっています。廃止される要支援者向けの通所介護サービス、訪問介護サービスの移行先として位置づけている総合事業の実施を平成28年度、来年度より辰野町では完全実施を計画しています。辰野町では県内でもいち早く総合事業の前倒し事業、介護予防事業として今年度、新規要支援者とチェックリストにより介護認定されないが、支援が必要と認められた方の被該当者等に対して、デイサービスに替わる通所型サービス、

「ミニデイサービスよつば」「デイサービスあゆみ」ホームヘルプサービスに替わる、訪問介護Aサービス、「訪問サービス結」を今年度より実施しています。平成27年度介護予防通所型サービス及び訪問型サービスの実施状況等についてお聞きしていきます。そこで平成27年度、新規要支援の認定者数をお聞かせください。

○保健福祉課長

それでは平成27年度新規の要支援1、2の認定者ということでございますので、お答えいたします。全体で要支援1の方が100名、要支援2の方が115名、合計で215名というふうに数字的にはなっております。

○瀬戸（9番）

この215名は新規の方、平成27年度に新規に新しく認定された方ということでしょうか。

○保健福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○瀬戸（9番）

今、人数が215人ということでしたが、この要支援に認定された方全てがこのサービスを利用するというわけではないと思いますが、今実施されている訪問型サービス、そしてサービス結への新規要支援者、そして被該当者の利用者数とそれぞれの平均利用者数をお聞かせください。

○保健福祉課長

結のっていうことで・・・

○瀬戸（9番）

両方ですね。

○保健福祉課長

あゆみの関係・・・

○瀬戸（9番）

あゆみ、よつばは今は聞いておりません。訪問型の・・・

○保健福祉課長

訪問型の結ですね、はい、分かりました。すみません。現在、訪問型サービス結についてでございますけれど、現在の要支援の新規の利用者はございません。チェックリストの該当者のみで今、進めております。それから27年度の介護認定の被該当者は一応な

いという形でございますので、チェックリストの方のみという形になっております。以上です。

○瀬戸（9番）

今、現在訪問型の方が要支援の方はいらっしゃらないということだったので、ちょっとこれからね、どうなっていくかをみていきたいと思うんですが、次に今年度7箇所で開催している、今度は通所型サービス、デイサービスあゆみと5箇所で開催している通所型サービス、ミニデイサービスよつばの実施の状況についてお聞かせください。

○保健福祉課長

それでは、まず通所型サービスAのあゆみについてということでございますけれど、どこでということでございますので、町内の通所介護事業所で実施しております。どのような内容でということでございますけれど、通常のサービスA、通所の介護サービスを提供しているところでございます。それからあと、平均の利用者数ということございまして、利用者数につきましては実人員1名から5名ぐらいで行っているところでございます。事業者数は合計で7箇所で行っております。ちょっとJAのぬくもりの里は除いておりますけど、7箇所で行っております。あと、委託料につきましては今年度1人当たり週1回の利用で月1万5,390円という形でございます。週2回利用しますと利用料は倍の3万780円になるっていうのが、あゆみの介護予防の関係でございます。それからよつばについてですね、よつばにつきましては5箇所で行っております。場所的には小野介護予防センター、宮木中央介護予防センター、中央コミュニティーセンター、赤羽介護予防センター、北大出のふれあいセンターの5箇所で行っております。回数的には週1回ということですので、月4、5回という形になるかと思っております。どのようなことをやっているかということですが、体操や作業等の介護予防の実践を行っております。それから平均入所数等は1回に平均で6.8名くらい。事業者は先ほどの5地区で5事業者で行っています。それから今年度の委託料はよつばにつきましては1万5,320円でございます。よつばにつきましてはサポーターの参加がありまして1回2から3名ぐらいの方がサポーターとしてお願いをしているところでございます。町の事業ですので責任を持って町の方で行っておりまして今年度、実験的といっちはあれですけど、実施していく中で基本の内容につきましては精査をしてマニュアル等も来年度に向けて作成を検討しているところでございます。以上でございます。

○瀬戸（9番）

今、ミニデイサービスよつばの方の委託料のことでちょっとまたお伺いしたいんですけども1万5,320円というのは1回の開催で1万5,320円ということでしょうか。それとも1月でしょうか。

○保健福祉課長

この委託料でございますけれど、業者さんに払うものでございますので1回で1万5,320円ということでございます。

○瀬戸（9番）

はい、分かりました。今、よつば、あゆみなど状況をお話いただいたんですけども、通所型サービスの「あゆみ」と「よつば」の大きな違いはサービス提供者が介護事業所の職員とあと、住民主体と呼ばれるボランティアでサービスを行うことだと私は理解しています。よつばについては初めての事業ということで今、課長の方からもお話いただいたように委託事業所、者も試行錯誤、町も試行錯誤を行いながらサービスの低下にならないように事業を行っていると思いますが、よつばについては各委託事業者で2時間30分以上の実施の中で、時間、内容、サポーターへの補助等、自由に決められるようになってお聞きしました。町が責任を持って行う総合事業です。町として一定の基準を定め、どの地域でも量的、質的に従来の介護サービスと変わらないサービスができるよう事業者任せでなく、町が責任を持ち基準を決めることが必要ではないかと考えますが、町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

それにつきましては、ちょっと先ほどもちょっと触れましたけれど、これは町が責任を持ってやっておりますので、これからマニュアル作りですね、そこらへんのところも皆さんのご意見を事業所の方、サポーターのご意見を伺いながら作っていきたいと思っておりますので、決して事業者任せるといようなことはないという形でございます。

○瀬戸（9番）

はい、分かりました。次に通所型サービスよつば、訪問サービス結を支える介護予防高齢者生活支援サポーターについてお聞きしていきます。サポーターは高齢者が自立した生活を営むために必要な支援の自助、互助という地域の高齢者を高齢者が支えあう体制作りのため養成しているとお聞きしました。そこでサポーターの役割とは何かをお聞かせください。

○保健福祉課長

サポーターの役割につきましては、高齢者の身体的、精神的特長やコミュニケーションにつきましては、また秘守義務等の対応の講義を受けて終了した住民ボランティアでありまして、よつばや結の活動を実践していただいているという形でございます。あくまで事業所がありますので、そのサポートですね、という形で事業所の方の指示と言いますか、ご相談しながらやるんですけどこんなことしてほしいというようにことを事業者に言われた部分について行っていると、そんなような形でございます。

○瀬戸（9番）

それでは、事業所でやるデイサービスなどはその職員、ヘルパーさんですとか、理学療法士、作業療法士という方たちが資格を持った方たちが今サービスを提供していただいているんですけども、このよつば、結に関してはヘルパーなど有資格者でない方たち、本当にサポーターが提供するというふうではなく、事業所が提供をしてそのサポートをサポーターがするという理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○瀬戸（9番）

介護予防事業の担い手としてという形でサポーターの活躍が期待される中なのですが、平成27年度、今年度ですね、高齢者生活支援サポーター養成講座修了者の人数及び現在サポーターの登録者数をお聞かせください。

○保健福祉課長

27年度の講座の修了者の人数は53名でございます。それから現在のサポーターの登録者数は98名となっております。

○瀬戸（9番）

今、人数がサポーター数98名、2年、2回やりまして98名になったということですが、介護ヘルパーなどの有資格者の代わりに、やはり無資格者のボランティアが事業を担っていくということで、今従来のサービスを利用されている方たちの中には「資格を持っていない方たちにサービスをしてもらうことに不安を持っている」と話されると話される方もいます。従来の介護サービスの人的質を低下させないためにもボランティアにも資格を取ってもらえるような講座等の受講や補助が必要だと考えます。現在サポーターのスキルアップ等はどうなっているのか。また今後の計画をお聞かせください。

○保健福祉課長

サポーターのスキルアップの教室等の実施状況とか今後の計画ということでございますけれど、現在までに1回開催をしたところでございますけれど、今後は必要に応じて皆さんのご意見を聞いて開催をしていきたいと考えております。

○瀬戸（9番）

はい。このスキルアップなんですけれども、先にも質問と要望しましたが町全体サポーター、サポーターは町が育成し担い手として送り出しているものですので、ぜひともスキルアップ事業は事業所、各事業所に任せるのではなくてサポーター全員が同じ質と量でスキルアップや資格取得ができるよう町が責任を持って行うべきだと思います。ぜひとも町が主体になったスキルアップ、そういうものをしていていただきたいと思いますが、その点についてお聞かせください。

○保健福祉課長

当然、町が中心になって行っていくことでございますので、委託事業所等との各事業の打ち合わせと言いますかね、は4月から3、4回開催して委託事業者の皆さんのご意見を聞いたりしてやっております。以上でございます。

○瀬戸（9番）

はい、分かりました。ぜひとも町を中心と言うよりも町で実施していただければと思います。この5月からよつばが実施されて半年が経ちました。委託事業所やサポーターとの事業における経過報告や話し合いは持たれてきているのか。持たれてきているとしたら今まで何回ぐらい行ってきたのかお聞かせください。

○保健福祉課長

はい、すみません、今ちょっとその前に言ってしまいましたけれど3、4回ほど開催をしておりますので、当然3、4回って言いましても常に意見は聞いておりますのでそこらへんもあれして、皆さんと顔を合わせてやっているのが3、4回ということでございます。以上です。

○瀬戸（9番）

すみません、その3、4回というのは事業者と町、それともサポーターと町、サポーターと事業者、どういう形で話し合いがされているのかお聞かせください。

○保健福祉課長

今の3、4回ってというのは事業者とお話をしているということでございます。サポーターにつきましてはね、ご意見、当然研修等もございますので、そこらへんのところで

お話はね、聞いております。それについてはまだ回数的にはそれほどはない、1、2回っていうところかと思います。以上でございます。

○瀬戸（9番）

ありがとうございます。サポーターとのそういう話し合いや反省会というのは1、2回というお話でしたが、それは間違いないでしょうか。

○保健福祉課長

それは先ほど言った研修会等ですね開いたのが1回という形でございますので、それに応じてその時にね、お話を聞いたりしているとそういうことでございます。

○瀬戸（9番）

ありがとうございます。そうですね、来年度実施に向けた事業にもかかわらず、やはり事業者、そしてサポーターの声を聞く、そういう事業の経過報告やそういうものを聞くという回数が私は少ないと思うのですが、来年度本格実施に向けた事業所やサポーター、利用者の声を本当にしっかり集約していただいて本格実施に移行していただきたいと考えます。今までのサポーター打ち合わせの中で、よつば参加者の中から各事業所によりサポーターへの交通費や弁当代補助がある所と、ない所があるという意見が出されたようですが、よつばの参加者への各事業所によるサポーターへの交通費、弁当代の補助等の状況をお聞かせください。

○保健福祉課長

一応、先ほどの委託料の中には交通費の実費とかお昼も挟む時は弁当代ということで折り込んで補助をしているという形でございます。

○瀬戸（9番）

補助がある事業所とない事業所とあるというのは町としては把握しているということでもよろしいでしょうか。

○保健福祉課長

話し合いの中では一応把握はしております。そこらへんにつきましてはお願いをしている形、事業所には委託をしておりますのでそういうのも含んでいますよっていうお話をしているところでございますので、バラつきにつきましては今後また話し合いの中で統一できればですし、ちょっとそこらへんのところはちょっとこれから話し合いをしてみないと分からないところでございます。



○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。本当に先に質問や要望しましたがサービス、サービス事業所によっていろいろなサービスや内容、そしてサポーターへの補助の格差が出ないように、出さないように本当にサポーターさんの皆さんには気持ち良くサポーターとして参加していただけるように町として責任を持って基準を決めて、本格実施の時は基準を決めていただきたいと思います。事業所間によって格差のないようにと思います。現在各区において65歳以上を対象とした地区介護予防事業というものが行われています。今年度の各地区の開催状況及び補助金額をお聞かせください。

○保健福祉課長

今までやっておりました高齢者の地区の介護予防ですね、一般介護予防についてのご質問でございますけれど、現在は全区で月1回から2回開催をしていただいております。その地域のグループ支援としましては現在は1区7万円の補助をさせていただいております。

○瀬戸（9番）

今、月1回から2回、17区ある中でさまざまだと思いますが宮木区はやはり大きな区ということもあるんでしょうか、11箇所という所でやっていると私お聞きしました。そんな中でやはり回数が多い区ですとか、月1回やっている区、といろいろあると思うんですが、この補助金7万円というのはどの区にも一律7万円、回数にかかわらず7万円の補助を出しているということでしょうか。

○保健福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○瀬戸（9番）

事業のため、この健康づくりの事業のための補助金が各区へ支払われているという7万円ということですが、多くの区は区会計より一部を支出していると聞きました。事業費の一部が区費として集められたお金の中から支払われているということになります。

「人口の多い区や地理的に広い区などは開催場所も数箇所あり、区の財政も厳しい中、支出は大変、補助金の増額をお願いしたい」との要望がありますが、今後、区への補助金の増額を考えているかお聞かせください。

○保健福祉課長

来年度よりですけれども、来年度からは地区の介護予防につきましては全区月1回で

お願いをするような形になるかと思えます。補助につきましては各区の人口高齢化率を勘案する方法で考えております。一応、増額の方で考えております。

○瀬戸（9番）

今、答弁の中で全区、月1回でお願いするように考えているということがありました。が、今本当に宮木だけではないんですが、11箇所で行っている。それが1箇所になってしまう。それはやっぱりサービスの後退だと私は考えますが、その点についてお聞かせください。

○保健福祉課長

来年度からの地区介護予防につきましては、現在の形がよつばとかそういう所になりますので、比較的軽い方で地域のサロンの形で開催をしていくような形にしていきたいと思っておりますので、サロンと言いますとお茶を飲んだりとかね、そういうような形の地区介護予防の形、それはデイでございましてけれど地区でどんな形にしていいただいても結構なんですけれど、今までの形の方はよつばとかそういう方へ振っていく。多少だからそこらへんのところは変わっていくんじゃないかというふうに考えております。

○瀬戸（9番）

このよつばということが今出たんですけれども、よつばを利用できる方は要支援の方、それとチェックリストで支援が必要だということになった方たちが対象であって、この地区で行っている介護予防、これは65歳以上ならば誰でも来て良いというものだと思うんです。そうするとやはり月11回や、月2回以上やっている区は要望があっても月1回になってしまう。やはりこれはサービスの低下ではないかと私は思います。今後、本来に来年度もこの地区介護予防事業、区とそして地域の方たちとその内容、そして実施回数がどう、話し合いながらサービスの低下にならないように実施していただきたいと要望いたします。そして介護予防事業としての財政面や内容を本当に町の責任で行っていただきたいと思っております。区は町の委託を受けてという形でやっていると思っておりますので、ぜひ後退のないようお願いしたいと思います。そして総合事業に移行しても現在のヘルプサービスを必要とする全ての要支援者が利用できる総合事業の仕組みを町の責任で作上げることができるかについて、次は質問していきたいと思っております。今年度の介護予防事業を検証し、平成28年度来年度の介護予防、日常生活支援総合事業を実施していくことと思っております。要支援者は従来のホームヘルプ、デイサービスは全員新事業、全員が総合事業へ移行されると聞いていますが、平成28年度、要支援認定者の見込み人数及

び非該当者見込み人数をお聞かせください。

○保健福祉課長

一応、うちの方でも第6期の介護保健計画っていうのを作っております、その試算の中では認定者の見込み数は176名ということになっております。非該当者の見込みについてはちょっと、見込みは困難ですので数字的なものはちょっと出せないかなっていうふうに思っております。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。国のガイドラインでは要支援者のホームヘルプやデイサービスが総合事業に移行した場合のサービスの多様化の参考例として現行相当のサービスに加えて緩和した基準のサービスへボランティアによるサービスB、専門職による短期集中予防のサービスCを挙げています。辰野町が計画している総合事業のサービスの種別をお聞かせください。

○保健福祉課長

私ども今年、試行錯誤しながらやっているところでございますけれど、全てのね、サービスの整ったスタートにっていうことではありませんけれど、通所介護サービスは3種類で先ほどからお話に出ておりますデイサービス「あゆみ」ミニデイサービス「よつば」それからリハビリ教室が通所介護のサービスというふうに考えております。それから訪問介護サービスにつきましては、訪問介護Aと訪問介護Bであります「結」ですね、これを考えているところでございます。

○瀬戸（9番）

今も国のガイドラインの参考例ということで今、私お話をさせていただいたんですけども、現行相当のサービスという部分では辰野町では考えていないということでしょうか。

○保健福祉課長

現行相当の今、この今の部分ですね、通所介護サービス3種類、訪問介護サービス2種類、あと地区介護予防、それは一般の一時の介護予防の関係ですけど、それで今までとそれほど変わりなくできると思いますので、国の基準に照らし合わせた形でこのサービスを作ったという形になるかと思えます。

○瀬戸（9番）

訪問型のサービスA、そして通所型のサービスAですね、それは現行と同じものの

サービスをするということによろしいのでしょうか。

○保健福祉課長

私どもではそこらへんのところはそういうものでございます。

○瀬戸（9番）

やはりこの介護部門ですね、なかなか分かりづらくてどんなサービスがどんなものなのかっていうのはなかなか利用されている方、そして私たち地域の方も分からないと思うんですが、1つ私、今、安心したのが今までの現行どおりのサービス、現行並みのサービスをしていただけるという新しいサービスがあるということは、とても安心しました。ぜひともこれはなくさないようにしていただきました。そして多様なサービスという部分でボランティアさんですとか、資格のない方たちがお手伝いとかサポートをしてくれる、そういう事業が多様なサービスだと思いますので、現行並みの現行サービスぐらいのものはなくさないでやっていっていただきたいと思います。そして総合事業の実施が平成29年4月まで猶予期間があります。なぜ辰野町は平成28年度本格実施をするのかお聞かせください。

○保健福祉課長

今、議員さんも質問にありましたように実際には29年の4月からっていうのは猶予期間でございまして、本当は本年度実施しなければいけないという形になっているのが本当かと思えます。国からは早期実施を促されてましてなかなか皆さん、ほかの市町村の方たちの状況は変えることができないで、29年4月っていう所が多いのかと思えます。ですので辰野町につきましては、先行っていう形ではございませんけれど、国の基準どおりに28年4月からやっていきたいということでございます。総合事業との実施に対してメリット等っていうことでございますけれど、早めに始めることによりまして今度は第7期の30年から始まります第7期の策定に際しましてその実績数値というのが確実に把握ができますので、早く始めた方が実績数字とかいうところで第7期の計画を立てやすいと、そういうところがあるかと思えます。それからあと自立支援に向けたサービスの幅が広がるっていうことがあるかと思えます。それから認定率、介護給付の抑制に繋がる結果が得られるかなっていうふうにも思っておりますし、あと住民主体ですね、住民主体って言いますかサポーターの方を入れたりとか、新しいことを行いますので構築時には時間を要するかということでもありますので、早めに始めているっていうようなことが挙げられるかと思えます。以上です。

○瀬戸（9番）

今、猶予期間、これは本当は今年やらなければいけないというふうに国から言われているということなのですが、私の理解ではこの猶予期間、やはり初めてやる新しい事業ということなので国は介護サービスの低下が起きないようにとか、また多様なサービスができるように実施猶予期間を2年間、私は短いと思うんですが、2年間設けていると思います。現行サービスの縮小、そしてサービス低下にならないように、本当に今までも言ってきましたが、利用者、委託事業者、サポーターや地域の声をしっかりと検討していただいて、町の責任でよりよいサービスができるよう本格実施を計画より私は1年先延ばしていただいて、平成29年実施を要望したいと思います。そして、この介護保険法の改正の大きな問題である要支援者の介護保険料給付サービス外しです。この要支援者は介護保険を払っていても介護保険の給付が受けられません。介護保険を使えないんです。この部分に関してはですが。切捨てには強く反対し、そして国の責任での介護保険給付としてのサービスが続けられるよう私は声を挙げていきたいと思います。それでは次の質問に移ります。

次に介護支援として介護保険認定者への介護用品、おむつ等の購入補助について質問していきます。医療保険の改正で入院期間が短縮され、在宅での看護、介護を必要とする方が増えてきました。そんな中で要介護者を在宅で介護されている家族の中に「毎月の紙おむつ、尿パッドなど介護用品の購入にかかる費用が大きくて大変だ」との声をお聞きします。「現在、医療費控除として紙おむつの控除が認められ助かっている」というお話も年齢を問わずお伺いしますが、あくまでも控除であって医療費控除の限度額以上は控除はされません。所得の少ない低所得の高齢者2人暮らしのご夫婦は「ご主人を自宅でショートステイや介護サービスを利用しながら在宅介護をしているが、妻の自分も足や腰が痛く、介護するのが大変。本当は施設入所をさせてあげたくても夫を入所させたら私が生活していけなくなる。今、お金がなければ施設入所はできないんだよ。今でもぎりぎりの生活をしている。そして濡れて重くなった紙おむつを長時間は履かせておくことはかわいそうでならない。だから少なくとも1日5回は換えているんだ」と。「そうすると1箇月150枚は必要になる。紙おむつ購入の補助をしてもらえると本当に助かる」という切実なお話をお聞きしてきました。低年金需給者など、収入の少ない要介護者や家族は消費税が8%になり、介護用品代も値上がりする中、家計を切り詰めながらどうにか生活しています。そこで低所得の要介護者に対しての経済的負担軽減とし

て紙おむつや尿とりパッド等の介護用品購入費用への補助を予防します。町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

おむつ等の補助につきましては、一応介護保険事業の中ではそういうものはございません。助成につきましては低所得者の対象に行う経済援助ではないかというふうに考えます。直接的な金銭の助成等につきましては介護保険の中では現在考えておりません。先ほども湯に行くセンター等の割引券とかそういうお話もありましたものですから、福祉施策を総合的に考える中で考えていければというふうに思います。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、分かりました。先ほども成瀬議員の方の質問と福祉施策の方で考えていきたいと同じ答弁だと思うんですが、紙おむつ等の助成制度というのは本当に行っている市町村が少ない中、岡谷市、やはり岡谷市ですね、岡谷市では平成14年度から所得制限など制約はありますが、要介護3から5認定者に対して補助を行っています。この紙おむつ等への補助の要望はかなり前から当議会でも取り上げられてきた要望ではないかと思われませんが、在宅介護を進める国、行政に対して古くて新しい要望であると私は考えます。低所得の要介護者への経済的負担軽減として辰野町でもぜひ、介護用品購入助成を実施していただきたいと再度要望し、次の質問に移ります。

次の質問は子どもの医療費窓口無料に向けた町の取り組み状況についてお聞かせいただきたいとします。去る11月29日、塩崎厚生労働相が全国知事会の会長と会談した折、ペナルティー、国保負担金の減額措置について春までに答えを出したいと伝えました。また、塩崎氏は記者団に対して「子育て支援に逆方向のメッセージを発していることが何を意味しているのかを考えないと」と今年度中にも措置の見直しについて結論を出す考えを明らかにしました。多くの国民、自治体がペナルティー廃止を求め「医療費の窓口無料実現を」と署名や陳情、意見書提出などさまざまな取り組みがされてきた方が大きな力となり世論が国を動かそうとしています。そんな中、長野県では今もって「コンビニに受診が増える」と言っています。国でさえ「それはそんなことはない」と言って認めていません。にもかかわらず長野県はまだこのコンビニ受診説を言っています。窓口無料を実施している県は、既に窓口無料を実施している県は市町村からの働きかけが大きいと言われていています。長野県の市町村は県への働きかけが弱いのではないかと私は思います。県が実施するとなれば、多くの市町村が実施に向かうと私は考えます。私は先

の9月議会において子どもの医療費窓口無料も含めた福祉医療費の窓口無料化について「福祉医療費窓口無料及び国庫負担金の減額措置廃止の声を県、国へ届けてほしい」との質問に「機会があれば届けていきたい」との町長答弁をいただきました。その後、そのような機会があったのか、また機会があれば要望を届けていただけたのかお聞かせください。

#### ○町 長

瀬戸議員さんにお答えをします。今のお話の働きかけの話であります。今、全国知事会の話があったわけでありましてけれども、塩崎厚生大臣の話ですけれども、その中にも全国町村会も入っていますし、全国知事会の代表の人も入って一緒にお話をさせていただいております。私どもで言いますと9月でありますけれども、上伊那の広域連合で県の議会の方たちがお見えになった時にその話を要望を、広域連合長名で要望させていただきました。また、町村会におきましてはそれぞれの部会があるわけでありまして、今年も生活環境部会ってというような形の中で私も所属させていただいております。今年そういった要望事項のまとめの中にただ今申されましたような内容のことをですね、お願いを、県の町村会としての県へ、また国への要望事項として取り上げました。これで11月の18日ですか、21日の日です。長野県の町村長大会の時にその内容で決議をし、それを県へお願いし、かつ全国町村会の席上でそれを採決してその先ほどの要望になったところでありまして。そういったことで今、塩崎大臣からの話もありましたけれども「国民健康保険の今回の大改正で最後にこの問題が宿題として残ったのは分かっている。財源をどうするか、ということ併せて考えながらこの問題にはそろそろ答えを出したいと考えている」とそういう答弁があったということで先ほど紹介をさせていただきました。併せてですね、私どもは要望の中で県のって言うんですか、町村に対してですね小学校の1年から中学卒業までの通院費の助成をお願いしたいと、こういうふうな形で要望しています。元はですね国の厚生省の中では「地方が独自でやることについては地方の負担でやるべきだ」と、そういうことで「それをやらなければペナルティーがあるよ」と、こういう話でありますので、そういったことで国の支援を制度としてやっていただくようお願いをし、町は町村はですね県もそのこの事業のお金を町へ欲しいとこういう話をしているわけです。町はその状況下にあっても高校卒業までの医療費をやっていますので、そういったことでほかの所と同じレベルでなくて、町はよりそう

いったことをお願いをしながら要望を適えていただいて、そういったものが増えれば窓口無料化に対しても持ち出しなしで、少なくとも済む、そういうことでありますので現状の中で議員さんと9月の議会でお話したことは、それなりのことを進めながらやってきているとそういうことであります。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。今後も本当にそういう機会などありましたら、ぜひとも町長も大きく声を、地域の声を伝えていただきたいと思います。そしてやはりこの県と言うよりもこの特に上伊那は18歳までの医療費の無料ということでね、ほかの市町村、ほかの地域の上伊那以外の方から等の議員さんたちとお話すると「すごいね、上伊那は」っていう話をさせていただきます。やはり町は頑張っている、私もそう思うんですがやはり、県が動く、そして国が動くということが大切だと思います。本当に今回ペナルティーがあるから実施できないという市町村もかなりあると思います。その理由の1つ、大きな理由の1つだと思っています。けれどこのペナルティーが廃止が決まった場合、すぐにでも窓口無料を実施していただきたい。無料化には医療機関での対応など準備期間が必要だと考えます。医師会、近隣市町村との連携など実施に向けた話し合いなどを今から行っておくことが大切だと思います。この窓口無料、そして国庫負担金の軽減措置の声を近隣の市町村や町の医師会、そしてこの事務的部分の準備期間等などの話し合い、懇談などを近隣の市町村と今までに持つことがあったのかどうか、お聞かせください。

○町 長

先ほども申し上げましたとおり、上伊那広域の中でそういった要望を出すということは広域の中ではそういった話も出ていると、そういうことでありますが、医師会とは直接そういう話は今のところしておりません。実施が決まれば当然医師会の方にお話をしながらそういった制度についてご理解をいただくということになろうかと思っています。さっきの話の中でペナルティーがなくなれば即できるか、ってこういう話もありましたけれども今、町が上乘せをやっていきますので、即そのままそれがなくなればできるかってそういうことばっかでもありませんので、その部分はそれなりのまた負担になりますので、そういった面では慎重にやっていきたいとこんなふうに思っています。

○瀬戸（9番）

町の医師会などとはまだそういうお話をしていないということでした。長野県の保険



医協会などでは「本当にもう窓口無料をすぐして欲しい」というように署名などしています。ぜひとも、町の医師会ともできるだけ早くそのような懇談などしていただいで子どもの窓口無料が実施できますよう話し合いをしていただければと思います。最後に子どもの医療費窓口無料化は子育て支援の大きな施策として考えている市町村が本当に多い中、他県には地方創生先行型交付金を使って医療費の窓口無料を実施している市町村もあります。ペナルティーに負けない町独自の子育て支援事業として私は早急に実施していただきたいと思います。それを強く要望して、そしてペナルティーが廃止された場合、速やかに医療費の窓口無料が実施できるよう強く要望し質問を終わりにいたします。

○議長

ただ今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 35分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き、一般質問を許可してまいります。ここで瀬戸議員の一般質問に対し答弁の中、保健福祉課長より一部訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○保健福祉課長

先ほど、平成27年度の新規要支援者1、2の認定数はというところがございますけれど、私の方で全体的な100人と115人をちょっと勘違いしまして27年度もそのような数字ということでご報告申し上げましたけれど、27年度の新規につきましては要支援1の方が23名、要支援2の方が14名で合計37人が平成27年度に新規の要支援の認定者ということがございますので、訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長

進行いたします。質問順位4番、議席11番、熊谷久司議員。

**【質問順位4番 議席11番 熊谷 久司 議員】**

○熊谷（11番）

本日は大きく3つのテーマについて質問してまいります。最初は春日街道延伸の工事の進捗状況について質問してまいります。今年の夏、羽場交差点改良工事が完成しまし

てこの交差点での交通渋滞が解消されました。改めて関係者の方々のご努力、ご協力に感謝申し上げます。この羽場交差点改良の完成は伊北インターを抱える羽北地区の渋滞問題解決に向けた第一歩が踏み出された、そういうふうに解釈しております。国道153号の朝夕の渋滞は羽場交差点から北大出原の3箇所の信号交差点の更なる渋滞へと変化してきております。したがって次のステップの春日街道延伸に大きな期待がかかっているわけでありまして、春日街道先線は東京オリンピックが開催される2020年に幅のJA虹のホール伊北まで開通する予定となっております。そこで質問ですが、春日街道延伸事業の進捗状況はいかがでしょうか。

○町長

それでは熊谷久司議員さんにお答えをしたいと思います。羽場の交差点の改良のお話が出ましたが本当に辰野にもこんな良い所ができたかと思うくらいスムーズに流れています。本当にありがたく思っています。それが場所が移しただけだっていうことでもありますけれども、全体の流れが良くなればかなりそこだけでもありがたいなと思ってます。春日街道の先線の関係でありますけれども、買収等が進んでおりまして、今言われた2020年ですか、それに向けて進んでいるということでもありますので、また課長の方から申し上げますけれども、先だって25日の日に地区の皆さん方と予算で言うんですかね、要望に際しまして一緒に、皆さん方、地区の皆さん方もご同行していただいてそういった要望が国の方へなされたっていうことで本当に感謝をしております。そういった地域の運動があって、初めてそういったもの進むわけでありましてこれからよろしくお願いをしたい、こんなふうに思います。じゃあ、課長の方から。

○建設水道課長

春日街道先線ということなんですけれども、正式には県の事業でございますので県道の与地辰野線事業として県事業で実施しているわけでございます。通称が春日街道先線と申しておりますけれども、沿線の地権者のご理解ご協力により平成26年度から用地買収に取り掛かりました。今年度末27年度末までに用地買収の対象面積の約80%の買収が完了となる予定でございます。また並行してですね、平成28年3月までには一部工事も着手の運びとなる予定でございます。工事内容につきましては車道、今回買収した車道の拡幅部分の路盤の入れ替えを予定しております。延長とかボリュームについてはまだ県から細かい提示がございませんけれども、県の方ではそんな計画をしているということでございます。今後平成28年度以降につきましては大きな賠償を有する用地買収が

残っておりまして、そこを除けば順調に事業が推進しているところでございます。以上でございます。

○熊谷（11番）

ありがとうございました。ほぼ順調に進んでいるということでございます。地元の声としては「更なる早期実現、2020年でなくてもっと早く」というような声が聞かれますけれども、順調に進んでいけば何よりというふうに感じてはおります。先ほど町長がおっしゃられたように羽北道路委員会は町長を伴って国会の宮下代議士の所へ要望活動に行っております。垣内県議に対する要望活動も行ってきました。やれることは何でもやって少しでも早く進めてほしいということを、進めております。この春日街道先線の事業に関してありがたいことは地元の地権者の協力がしっかり得られていると、今のところ順調なのが、何よりもその地権者の協力が得られているというところが一番順調に進んでいる理由ではないかというふうに考えます。事実そうだと思いますけれども、そんな中でやはり気になるのはそこから先2020年から先の計画がどうなるのかというところがやはり気になるところでございます。先だっても宮下代議士がこちらから持って行った地図を見まして、「計画がここで止まっていますね」と。代議士自らが指摘するようにその計画がそこでストップしていることは皆さん、誰が見ても何とかしなきゃいけないねということを感じているように感じました。そこで次の質問に入ってまいります。5年後に羽場まで延伸される春日街道先線がそこで計画が終わってしまうのはいかにも不合理に思えます。5年後、羽場まで春日街道が延びて来た時にはその先の計画が町、県の計画としてできてほしいわけです。羽北道路網整備計画では北の沢に橋を架け、ゴルフ練習場付近で国道153号に合流、接続となっておりますが、この計画は渋滞の解消という基本的な問題解決にはなっておりません。そのことは羽北道路委員会も気がついているわけですが、隣の区のことを勝手に計画することができないこともあり苦渋の策として立てたものと思われまます。伊北インター周辺の渋滞解決のためには箕輪方面から来る5本の道路を現状の1本からせめて2本にしなくてはならない。それも早期実現が地元の声であります。そのためには今から新町方面への延伸計画の立案に向けて動き出す必要があります。質問いたします。町は春日街道先線の今ある計画のその先についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○建設水道課長

その先線のことについてですが、現時点では白紙の状態ですが、今出ている地元の羽

北の道路改良委員会にですね新町地区の皆さんを加えてあくまでも仮称ですけれども、南部道路改良委員会に発展させ、町と県と一緒に先線の計画について国道のバイパスに頼らなく、願わくば県事業で県道の延伸事業等の協議、検討を行い地域住民の皆さんの同意を得ながら切れ目ない事業採択に向け、地元の熱意を国等に配信していきながら事業実施に向け協議してまいりたいと思っております。以上です。

○熊谷（11番）

ちょっとうまく聞き取れなかったんですが、羽北道路委員会と今度できるであろう新町の委員会と一緒に名称も決めてやっていこうということでしょうか。

○建設水道課長

まだ新町の役員さんと話し合い持たれておりませんので、あくまでも仮称でございますけれども南部道路改良委員会等の名称で行っていけばと思っております。以上です。

○熊谷（11番）

ぜひ、進めていただきたいと思います。やはり、いきなり一緒になって南部道路委員会になるのは良いと思いますけれども、いきなり一緒にならなくても新町だけでまずは検討していただいてもよろしいかと思っておりますけれども、一緒になってできれば話は早い、早くいく可能性も高いんで、それはそれで良いのではないかと思います。新町方面の計画については2つの大きなポイントがあるなど考えてまして、1つは今言われた新町方面が地元の合意、新町区が地元の合意形成をするべく委員会などを立ち上げて進めていただくというのが1つの大きなポイント、今それに向かって動き出すと課長も建設課長もおっしゃってもらえたんで心強いところでございますが、2点目としましては春日街道延伸道路と辰野バイパスとの関係、これを整理して考える必要があるわけです。私は春日街道延伸道路と辰野バイパスとは別々に考えるべきだというふうに最近なってきました。まず、国道153号のバイパスは片側2車線の幅員24メートルほどの大規模道路であること。それに対し春日街道は県道であり片側1車線の幅員13メートル道路であること。国道153号のバイパスは箕輪バイパス、伊南バイパスを完成させてから次に伊那バイパスに着手し、その後、伊駒バイパスへと進んでいきます。現在の進み具合から予測すると辰野バイパスの着手は20年から30年後ではないかと予測します。その頃には人口減少も進み、辰野バイパスの必要性自体が問われているのかもしれない。春日街道はあくまで県道であり辰野バイパスとは切り離して考えることにより、早期実現が可能

になるのではないかということであり、辰野バイパスという名称自体もちょっと考えものではないかというふうに最近はどう思うようになってきました。西ルート、東ルートという壮大な計画の下に進めても我々が生きている間には日の目を見ることはないだろうというふうを感じるわけでありまして、したがって、あくまでも県道として進めていくべきだと思っておりますが、将来のことを無視するわけにはいきませんので辰野バイパスができる、将来できることは輝かしい辰野の未来を示すことだと思っておりますが、今それを声に出しても通用しないということではないでしょうか。したがってその将来のことを考えることは必要です。例えば先に春日街道先線が県道として上島方面へ延びたとした時に、ではそのバイパスの定義付けはどうするんだという問題はありますけれども、それは20年30年の先のことですのでその道路をでかくしても良いわけですし、いろんな方策はある。したがって辰野バイパスを無視するということではありませんが、当面は県道を延伸させていくということに拘るべきだというふうに考えます。とりとめもない話でございますので、主張だけ、ご意見だけ申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

定住自立圏が近隣3市町村で形成されるわけですが、その経緯とか背景について伺ってまいります。去る10月23日と11月25日の2回にわたって新聞発表がありました。伊那市を中心市とした箕輪町、南箕輪村の3市町村による定住自立圏が形成されます。このことは辰野町の今後にとってどのような意味を持っているのでしょうか。総務省のホームページを調べてみますと、定住自立圏に求められる役割は①、生活機能の強化として医療、福祉、教育、土地利用、産業振興の充実。②番として、結びつきやネットワークの強化として地域公共交通、ITCインフラ整備、道路等交通インフラ整備、地産地消、移住交流促進。③番目として、圏域マネジメント能力の強化としまして、中心市における職員の人材育成、人事交流、合同研修とあります。今、叫ばれている地方創生のための施策とぴったり一致してくるわけです。今回の伊那主圏の構想では伊那中央病院を核とした公共交通、空き家バンクの共同実施、市町村職員の政策形成能力強化とありますので、しっかり国の方針に乗っています。さて、質問ですが伊那市を中心とした定住自立圏ができる経緯、背景はどんなものなのでしょうか、お尋ねいたします。

○町 長

熊谷議員の質問にお答えをしたいと思います。定住自立圏の話ですが、私も町議さんと一緒に、一緒について言うか同じように新聞だとかそういったメディアを通じて

知っているだけで私が別に相談を受けたわけでもありませんし、それに加わったこともありませんので、経過だとかそういったのは同じだろうとこんなふうに思います。今、どんな状況でなっているかっていう話もありましたけれども、伊那の方、多分、想像するところですねとか、いくらか聞いた話は中央病院にそれぞれのじゃなくて1本のバスを通せば良いなど、こういう話だと思いますので、そういった組合の中で多分話し合われてこういうふうに来たんだろうと、こんなふうに思っています。中身の話については必要があれば課長の方から申し上げたい、こんなふうに思います。

#### ○まちづくり政策課長

本、定住自立圏については事前にこの構成市町村の3市町村から話があったわけではなくて、辰野町については一切そういった話がない中で進んできたものですから背景だとか経緯については推計せざるを得ないというのが現状です。なので今町長が言ったように新聞等から引用させていただきましたが、伊那市の企画課長ですね、にお話の方聞いてみますと、「やはりこの人口減少社会を迎えて市町村個々の枠組みでは人口の取り合いになる」と。「中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携協力することにより効果を発するんだ」と。中心市になれるのは上伊那では伊那市のみで人口がどうも5万人程度以上の条件というのがございまして「伊那市しかないんですよ」ということです。一気に上伊那全体に広げるのではなくて伊那中央病院を運営します、また路線バスの拠点となっている伊那中央行政組合の構成市町村である伊那市、箕輪町、南箕輪村の3市町村から始めていくということで始めたみたいです。現在、上伊那広域で対応していない事業から始めていきたいということで小さく始めて、いずれは8市町村、また権兵衛トンネルを越えて木曾圏との視野も連携には入れているというようなお話を聞いてます。ただ、推測しますのに、背景、経緯につきましてはやはり伊那市を中心とした広域連携による地方創生をまずは目指していくということと、伊那中央病院を運営する伊那中央行政組合ですね、この構成市町村である伊那市と南箕輪村と箕輪町の枠組みとといったものが当初からあったのかなと推測しているところでもあります。以上であります。

#### ○熊谷（11番）

新聞で読んだ内容とそれ以上の相談がなかったということですが、伊那市の中央病院を核とした話ということのようですので、やむを得ない部分もあるのかなというふうに感じるころでございしますが、なんとなくおいてきぼりを食ってしまったなあという感じを抱いているのは私だけでしょうか。次の質問に入っていきますが、要はこの定住自

立圏にお誘いがあった時に入りますかという質問になってまいるわけですが、今年10月現在の全国での取り組み状況は中心市宣言を行った市が全国で123市あり、そのうち協定、締結などにより形成された定住自立圏の数が95となっています。長野県内の既に形成されている圏域を見ますと、平成21年に飯田市を中心とした14市町村の圏域、23年の上田市を中心とした7市町村、同じく23年の佐久市中心の13市町村、24年の中野飯山市を中心とした6市町村があります。伊那市圏は長野県内5番目にできる圏域となります。ほかの圏域はかなり広い範囲で形成されていることから、伊那市長が「将来的には上伊那郡全域への拡大を想定している」との発言も現実味があります。そこでお尋ねします。辰野町はこの伊那市を中心とした定住自立圏に加入する方向にあるのでしょうか。

○町 長

その前にですね、今上伊那地区では広域って言うんですかね、広域でいろいろの活動をし取り組みができるものは取り組みをしていこうということで、広域圏の中でいろいろの事業を進めています。そういったことを考えれば、それが広域に移行してっていうことはあるかと思えますけれども、1つその周辺市町村というカテゴリ、くくりの中でですねその通勤、通学の人たちがおよそ10%ってというのが1つのくくりであります。辰野は伊那の地区へ通勤、通学しているのはこの前の国勢調査のビッグデータの中を解析してみますとおよそ7.7%ぐらいだと思います。ですから、その規定する中心と言うか、自立圏の協定の中の周辺市町村というくくりの中には多分入ってこないということでもって話がなかったのかもしれませんが。ちなみに箕輪町は16%、南箕輪村は30%の繋がりがありますのでそういった面ではそういったくくりをしているんだろうとこんなふうに思います。ですから初期段階って言うんですかね、そういった元の段階ではそうでなかったと、そういうことだろうとこんなふうに想像はしています。じゃあ、それに参加するかどうかってというのは全体の中の広域の中で進んでいくとか、そういったものを取り込んで全体でやっていった方がいいだろう、そんなふうになればそういうふうになるかと思えますけれども、今のところはすぐにそういったものに移行するとかそういうことではない、こんなふうに思っています。以上です。

○熊谷（11番）

意外と伊那市への関わりが通勤、通学を例にとってみると少ない、10%以下、割ってしまうっていうのはちょっと驚きではありました。それだけ辰野町っていうのは諏訪圏、

塩松圏にも関係しているんだなということが改めて分かる地域ではあるのかもしれませんが。一方、上伊那広域で消防にしろ、ごみ処理にしろ、一緒にやり始めている中で定住自立圏というのが取り込まれるのはもっともかなとも思います。ただその時にやはり上伊那医療圏という捉え方をしてもらいたいと思います。せめてですね。辰野病院を抱えている辰野町ではありますが、医師派遣を含めて上伊那医療圏というような捉え方をぜひ色濃くしていただければと、それによって医師の不足問題が解消されれば幸いというふうに考えます。次の質問に入ってまいります。

地元企業の育成についてですが、まずは米玉堂食品問題に関して質問してまいります。先月9日、伊那市議会は臨時会で米玉堂食品に伊那インター工業団地の2万平米を売却する議案を可決しました。このニュースは多くの辰野町民の落胆を呼んでいます。総合100年の地元企業の工場移転は税金収入減少の問題もさることながら、雇用の場の減少が辰野町に大きなマイナス要因をもたらすことでしょう。ハナマルキの工場移転、トーハツマリーンの誘致失敗などの過去にも同様のことがありました。伊那市側の発言として「企業誘致や働く場の確保は市町村間で争い合うだけでなく、上伊那全体で考えていかなければならない」と新聞記事にありましたが財政がそれぞれ独立している自治体間の獲得競争ですから、それは当てはまらないのではないのでしょうか。また、「上伊那地方の行政関係者の声として塩尻市や諏訪市に新工場が流出しなかったことを安堵している」ともありましたが上伊那全体が1つの自治体、つまり上伊那市ということにならない限り、それも的外れた発言に思われます。これからも辰野町として単独でやっていくのであれば何か良い方策を考えていかなければなりません。改めて質問します。米玉堂食品はなぜ工場移転してしまうのでしょうか。

○まちづくり政策課長

今回の米玉堂食品の伊那市への工場移転についてはまことに残念であります。辰野町を代表する企業として、また地元の辰野高校とのコラボなどさまざまな面で貢献いただきまして、何としても辰野町へ残っていただきたかったわけなんですけど、土地の取得価格の隔たり、災害などに備え生産拠点を分散化したい、また企業の方針、理念もありましてこの願いが適わなかったことには本当に残念としか言いようがありません。じゃあ、なぜ工場移転してしまうのかという質問でありますけど、新工場の建設に向けた用地ですね、今回の米玉堂食品さんが要望してきました製造ラインの長さから70メートルの幅で200メートルの長さの用地が必要だということで、これを町内に用意できなかったこ



とが大きな要因の1つかなと思っております。辰野町には工場用地として造成してきた工業団地が残っておらず、いくつかの候補地を斡旋してきましたが要望をきくためには新たな土地を取得して造成せざるを得なかったこと。そのためには用地買収費、造成費がかかり売却単価が高くなってしまうこと。また中には農業振興地域に指定されていたり、遺跡があったりで工場の建設までに期間を要してしまうことなどが希望に添えなかったということの事実であります。逆に伊那市でありますけど、伊那工業団地の売れ残った土地ですね、この用地単価をかなり低く設定しまして、また用地取得補助金というのも新設しまして、いわゆる塩漬けの土地を何としてでも売り切ったというような形でもって売却の方になったというような話を聞いております。いずれにしましても新たに土地を取得して造成しなくてはならない辰野町と造成済みの売れ残った土地を安く売った伊那市では勝負にならなかったのかなと思っております。こういう事態に備えて工業用地を造成しておいたら、また土地を確保しておいたらという考えもあります。が、現実では、現在ではなかなか難しい状況かなと思っております。と言いますのも企業の求める土地の形状はさまざまでありまして、あらかじめ予想していくつもの区画を持った工業団地を造成しておくのはバブル期以降の造成地が塩漬けの状態できくつも残っているのを見ると、今の時代には現実的ではないかなと思っております。また、辰野町の場合、土地開発公社は平成26年度末現在で8億5,000万円の売れ残りの土地を所有しております。昨年度から町の一般会計から1億円投入して経営健全化を図っているのが現状であります。今後の対応になりますけど全て米玉堂食品さんに伊那市に移転してしまうのでなく、全て本社は辰野町に残していただき、また既存施設、土地を活用していただくようお願いをしていきたいと考えているところであります。以上です。

#### ○熊谷（11番）

内容をお聞きして、本当に残念ですが仕方がないなという部分もかなりあるなと感じるのであります。そんな中でやはり計画的にいろいろな、こうする時のその先見の明と言いますか、先を読む力がどうだったんだろうかというふうに感じるところであります。次の質問に入っていきますが、地元企業育成の具体的な取り組みについてであります。企業が発展するには何が必要なのでしょうか。まず第一に仕事、すなわちお客さんがあることです。これについて町ができる支援となるとなかなか難しいところがあります。林業であれば補助事業の獲得、木質バイオマス発電のそのための販路開発支援といったようなものがあるかと考えますが、商工業者にお客さんを紹介するのは行政で

は困難と考えます。そのところは企業自らの努力で何とかしなければなりません。第2に必要なのが資金です。運転資金、設備資金で、これについても町の限られた財源での応援ですから限られた範囲になりますが、小規模企業向けには商工会がきめ細かい動きで支援することができると思います。3番目に必要なのが人材ですが、ハローワークや民間のリクルート企業以上の動きを町に期待するのは無理があります。ただ、移住希望者に住居と仕事をセットで紹介するようなことができないか、検討の余地があるかと思います。4番目に必要なのが立地スペースです。工業用地や店舗用地ですが、ここが行政の一番の腕の見せ所となります。土地利用計画、都市計画などを立案、執行しているわけですから、行政でなければ用地確保はできないとも言えます。質問します。地元企業育成に向け、町はどんな取り組みをしているのでしょうか。

#### ○産業振興課長

本年度ですけれども、地方創生先行型事業の中でUIJターン希望者と町内企業のマッチング支援事業という事業を取り組んでおりまして、町内の850社に関する企業調査を実施をいたしました。その結果ですけれども35.5%の事業所が事業継承を考えている一方で24.3%が廃業を検討しております。廃業理由の39.2%は適当な後継者がいないとの結果となっております。雇用上の問題点は従業員の高齢化、若年労働力の不足が主なものとなっております。希望する産業支援は若手人材の確保、育成支援、設備導入支援が主なものであります。これらの調査結果を踏まえまして町では、町内にどのような事業所や仕事があるのか若い世代に伝わっていないことが町内での就職に繋がらないのではないかとこのことを考えまして、子どものものづくり体験や中学、高校生の職場体験、それから短大、大学生の体験型インターンシップ、これは普通のインターンシップでありますけれども、こういったものを進めております。また商工会と協力しまして町独自の求人、求職サイトを作成しまして町内の求人情報、そして求職者情報、インターンシップ情報、事業所の紹介を発信していきたいということで1月ごろを目処に現在進めているところでございます。それから今日は岩田議員のご質問の中にもありましたけれども、今年から実践型インターンシップを始めておりまして重複しますけれども、中小企業等の事業者の経営作新や、事業組織の発展を目的としまして大学生が一定の期間、町内の事業所におきまして事業者が設計したプロジェクトの成功に向けて取り組むという事業を進めております。3事業所が行っておりまして中間報告では予想以上の成果も出ておりまして今後も継続して実施してまいりたいと考えております。それから先ほど

議員もおっしゃいましたけれども、商工業誘致及び振興補助金という補助制度も実施しておりますし、町と県との補助金で町の商工会に補助をしておりますけれども商工会の方で小規模事業、経営支援事業を行っておりますして企業への巡回指導、窓口指導、経営作新、創業塾、事業継承等の講習会を実施しております。また上伊那産業振興会では人材育成研修ですとかセミナー、経営改善、ビジネスマッチング等の支援も行っているところでもあります。以上です。

○まちづくり政策課長

すみません、先ほどの町議さんの3番目と4番目の質問について、また現在土地開発公社の土地を含めて町内の空き工場の物件に対する進め方等について説明をさせていただければと思います。お願いします。まず3番目の項目でありまして住居とセットという話なんですけど、今度の地方創生の交付金を使いまして40歳以下の若者が住宅を建てた場合に補助をするという制度を作りました。それに合わせまして今後、町内の企業に働く若い方たちが家を建てた場合に何らかの形でそういった取得金額に対して考慮していくような制度を設けなければいけないかなと考えているところでもあります。これについては町内にもまだ民間によります住宅造成、また土地開発公社の塩漬けの土地等もございまして、そういった土地を利用して行っていきたいかなと思っているところでもあります。それとあと立地スペースなんですけど、まさしくそれが今一番、重要課題だと思っております。先ほど言いましたように新しい所を、新しい工業用地と言いますか工場用地として候補として挙げましても農業振興地域だとか、遺跡の関係でもってどうしても止まってしまうものですから、あらかじめそこらへんを調査いたしまして先に地主の方に了解を取るような方式を今考えているところでもあります。ここらへんが候補となるということを先に把握しておくだけでも全然違うと思っておりますので、そこらへんはやっていきたいと思っております。また、空き工場でありますけど、おかげさまで町内にいくつか空き工場あったんですけど、そのほぼほとんどが埋まってきております。まだ、いくつかございまして、そちらについては今情報を提供する中でいくつかの問い合わせもあつたりして進めているところでもありますので、また進捗状況についてはご報告したいと思っております。よろしく願いいたします。以上であります。

○熊谷（11番）

やはり空き工場が埋まってきているっていうことは「景気悪い、悪い」と言いながらも元気のいい所と元気の悪い所が二極化している現象が起こっていることも確かであり

まして、元気の良いものにはやっぱり立地スペースの提供っていうことが必要になってこようかと思imasので、継続してやはりそういったことをちょっと景気が悪くなったからといって断念せずに、粘り強くスペースの確保というのが必要かと思imas。やはり突然来るわけですね、きっと。私も実は前も話したとおri突然役場を訪れて500平米だったか500坪だったかちょっと記憶ないですけども欲しいという話を出したんですけども「そういう小売はしていませんよ」とやられちゃったんですが、突然来る、しかもいろんなケースが来る。だからやはり幅広く粘り強くやっていく必要があるかと思imas。町内に住居を求める者に対して補助をする仕事を町内の仕事についての人に補助をするっていうのも気持ちを表すことの1つではあるし、お金で釣られて来るとは思imasせんけれども、何て言うのかね、町の気持ちを受け取ってもらえれば良いかと思imas。町独自の求人情報を立ち上げようというふうに言われていたんですが、それも面白い試みかと思imasので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思imas。あと、提案と言imasるか、こんなことができないかという話をしたいと思imasんですが、町職員による企業訪問ですね。工場や店舗を定期的に訪問して様子を聞く、お互い何を考えているか情報交換をする必要があるかと思imas。更にですね町内の有力企業とは町のトップとトップ同士で定期的に懇談をするっていうのが非常に効果的ではないかというふうに思imas。やはり大勢を雇用している会社は町の元気の源のはずですので、そういったトップ同士で懇談をして定期的な懇談をされていくっていうことがとても大事なことのようないがします。祝賀会に会って交換するだけじゃなくて、本当に突っ込んだ話をさしでやられたら面白いんじゃないかというふうに思imas。そんな提案をしながら今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席8番、小澤睦美議員。

**【質問順位5番 議席8番 小澤 睦美 議員】**

○小澤（8番）

それでは先に通告いたしました2件について質問いたします。1件目は福祉サービスについて、灯油購入券配布事業について質問いたします。先月11月は例年なら雪が積もった中でスキー場開きが行われているスキー場に雪がなく、土が見える中でスキー場開きが行われたり、身の回りでは温暖の影響のためか霜が降りるのが遅れたため野沢菜漬けが例年より遅くなったりと、今年は暖かい冬なのかと思っていたところですけど、

12月の声を聞いた途端、本格的な冬到来を思わせるこの頃となりました。この時期になりますとここ数年非課税世帯で75歳以上の世帯、母子父子世帯、生活保護世帯などを対象に1世帯当たり1万円の冬季間の灯油代の一部を助成する辰野町灯油購入券を支給していたと思いますけれど、今年度支給の予定があるかどうかお伺いいたします。

○保健福祉課長

辰野町の灯油購入券の配布事業につきましては平成19年、20年、それから平成24年、25年、26年度に実施してきています。これは原油価格の高騰によりまして灯油価格の上昇が低所得者の高齢者世帯等に重い経済負担を強いるものとの判断から行われました緊急の在宅福祉の経済対策であります。今年度につきましては灯油価格も過去の5年間と比べまして低価格で推移をしておりますので、今年度は支給する予定はございません。

○小澤（8番）

ただ今、今年度は低推移で推移しているということで予定はないということですが、ガソリンスタンドの従業員ともちょっと話たんですけど、これから本格的な冬が到来しまして寒さが厳しくなりますとやっぱり需要が増えていくと思います。そうすれば当然に灯油価格も上がっていくだろうと思っておりますけれど、このような需要が増えて19年、20年並に灯油価格が上がってきた場合には支給を検討していただけるかお伺いしたいと思います。

○町長

小澤議員さんにお答えをしたいと思います。今、平年に比べてっていう話だとか高騰の話ありますけれども、今日の新聞を見ますと補正予算の、国の補正予算の中でこんなことが書いてありました。「所得が低い年金受給者1,100万人に1人当たり3万円を給付する事業に3,400億円を当てる」とこんなこと書いてありますので、多分今年は上がっても大丈夫だろうとこんなふうに思います。以上です。

○小澤（8番）

て言うのは支給しなくても良いだろうというふうに解釈ということでよろしいですかね。

○町長

はい。

○小澤（8番）

ああ、そうですか。そういう解釈だということにお承りしましたけれど、やっぱり年

金生活者っていうのは普段見ても大変だっていうふうに思っていますので、できれば当然これからの大雪になったり厳しい寒さになった場合にもう一度考えていただければ幸いかなということで、この質問については終わりいたします。次に障がい者等の世帯の経済的負担の軽減と福祉の推進を図ることを目的としまして、平成15年施行の辰野町障がい者及び高齢者等に係る通院等のためのタクシー・バス利用料金補助事業について質問いたします。この実施要綱が平成27年、つまり今年の5月29日全部改正が行われたということですが、このタクシー券はバスが運行されている所ではバス券に変更することができることから交付対象者の方々の通院の際、経済的負担の軽減となり喜ばれていた制度だったというふうに思っております。制度に何か不都合が生じて改正したのか、また大きな改正点は何かについて質問いたします。

○保健福祉課長

はい、改正点につきましては昨年度まで700円券を36枚交付しておりました。本年度からは1,000円券を24枚交付するようになっています。これは町営バスをご利用いただく場合のことを考えて変更いたしました。町営バスの回数券は1,000円単位でありますので町営バスの利用促進も考慮して改正したということでございます。以上でございます。

○小澤（8番）

今、改正点としては36枚から24枚になったということと、また、今まで通所とまた通院というだけに限られていたと思うんですけど、買い物にも利用できるようになったというようなことも伺っております。その点ではとても利用しやすくなって喜ばれることと思いますけれど、今回の改正で今まで高齢のために運転したこともなくて家に車も保管していなかったことから民生児童委員さんも交付妥当として申請し、交付されていた方で、「今回、軽自動車を保有しているという理由から交付できないとの通知が届き、自分では利用していないのになぜ」と悲しがっている方がおられました。その方になぜ運転しない車を所有しているのかお聞きしたところ、現在月2、3回通院していること。また、年々通院回数が増えていることから車を親戚に預かってもらい、通院や緊急時にはその車を使って駆けつけていただくためにそのようにしているということをお聞きしました。この例のように保有しているけれど、自分は使用せず緊急のために保有しているような場合、このような場合も交付対象外になってしまうのかお伺いします。

○保健福祉課長

タクシーとバスの補助の事業の実施要綱によりますと、本人が自家用車を所有している場合は除くとあります。基本的事項でありますので、今のような方の場合は対象外となります。

○小澤（８番）

実施要綱見ますと確かに第２条、対象者としまして、本人が自家用車を保有しているものは除くものとするかとあります。しかし、今回保有しているかどうかを判定する時に軽自動車、それからモーターバイクにつきましては辰野町の方で税務資料等を参考に判断できると思うんですけど、普通自動車の場合にはそれが困難ではないかっていうふうに思っております。そのような場合がありますので、できればただ単に書類だけで税務課の資料であるっていうことを判断するのではなくて、今までは確か要支援者を見回りの中で民生児童委員さんが各家庭を見ていく中で判断しているというふうに思っております。できましたらそのような形もありますので、普通自動車の場合、今分からないということでもありますので、それがちょっと公平さに欠けているのではないかと思うので、再度調査をいただく中で交付の有無をもう一度把握していただいて実施していただけるかどうかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

必要があれば再調査をいたします。

○小澤（８番）

ありがとうございます。再調査いただけるということで、次の項目について質問させていただきたいと思っております。

２件目の教育環境からの地域、まちづくりについて。最初に通学区域制度の弾力的運用について質問させていただきます。これはいわゆる小学校の指定校変更についてのことでありますけれど、この指定校変更につきましては６月議会において昨年度川島区が川島地域と小学校との今後のあり方について区が集約した資料からある区民の意見を基に私は質問させていただきました。もう一度繰り返しますが、その意見といたしますのは「川島小学校の今後のあり方についてはいろいろな意見が出ると思います。ただ、現在就学前の子どもを持つ親として、一言ご意見させていただくとすれば私は子どもに集団生活の充実を体験させたい。現在の通学区、特例校の制度のあり方にも疑問があります。川島に居住する子どもには１校のみしか選択権がないのに、川島以外の町内に居住する子どもには２校から選択できることは平等のはずの教育が不平等になっていると思

います。川島小学校に通わせたいと考えるご両親もおられると思うので、すぐに統合、廃校とする方向性を考えるよりも川島に居住する子どもにも川島小学校と町内の他の小学校に通える選択権をまずは平等に与えることが大切だと思います。現在の制度のままでは私たち家族も川島から離れることも視野に入れて就学の1つの区切りに向き合っていますので、早期に学校を選択権を平等にいただけることを希望します」というものであります。この意見に基づきまして私は「就学校を変更する場合の例としまして、辰野町においても特別の事由として9つありますが、8番目の児童の個別の事情や家庭の特別な事情により教育的配慮が必要と認められる場合という項目に十分当てはまり、変更を認めるべきと思いますが、教育長の判断をお願いします」と質問いたしました。この質問に対しまして教育長は次のように答弁いただきました。私が間違っただけで解釈してはいけないと思いますので、前段の学校が地域のよりどころのお話のあとの関係する部分をテープからの答弁をそのまま引用させていただきます。「議員が話しをされていた就学に関する小学校の通学区域についてのことですが、確かに町の方針には小学校の指定校変更を希望する場合として、議員も指摘されました特別な事由がある場合としての9項目が設けられているところでございます。それでこの9項目めに川島小学校の通学特認校を示したものが、項目が設けられております。町内どこからでも川島小学校を希望すればどうぞ、というふうなものでございますが、今議員指摘されました8項目めという、教育的配慮が必要と認められる場合というふうになっておりますけれど、これは議員が今言われることと趣旨が異なるのではないかなと私は思っております。あくまでも基本は就学校はその地域の学校ということだろうと思っております。そしてまた川島地区以外の子どもたちは2校を選択できる、そうではないんだろうと思っております。基本はやっぱり先ほど言いました地域の学校、それが就学校であると考えております。以上です」という答弁をいただきましたけれど、6月議会は私も初めての一般質問でありまして時間配分が十分できませんで、時間切れとなり再質問ができませんでしたので改めて質問させていただきたいと思っております。現在も川島地域の皆さんから「川島に居住する子どもには1校のみしか選択権がないのに、川島以外の町内に居住する子どもには2校から選択できることは平等のはずの教育が不平等になっている」との話を聞きます。私もそう思います。例えば就学する際、樋口地区の子どもは希望すれば東小学校か川島小学校を選べます。先ほどの教育長の答弁にもありましたようにそれが特認校制度だというふうに理解しております。このことから2校選択説が出るわけですが、川島区



以外の方がたは2校を選択できるとの解釈でよろしいかどうかお伺いしたいと思います。

○教育長

はい。ただ今の小澤議員の質問に答えたいと思います。確かに6月に議員から質問を受けまして私回答させていただきました。6月議会においても私「おらが学校」というそういう表現を使わせていただいたわけですが、学校っていうのは地域のよりどころですから、その地域に学校がある限り「おらが学校」という認識はまずこう大事にされるべきだろうなあとこういうふうを考えております。そこで、児童が就学をする小学校については地域の小学校という通学区域が指定されているわけでございます。指定校を変更する場合という議員の質問でございますが、確かに辰野町には9項目ございます。そのうちの9項目めの規定が川島小学校の存続を願う立場、児童数を増やす目的から、また川島小学校にとって有利な方法をとということで川島区から強い要望を受けて導入をしたものでございます。この川島区から強い要望を受けての結果導入されたものですから、私は議員が言われるように単純にですね、単純に川島小学校区の子どもは1校のみで、他の小学校区の子どもは2校選択できるというそういう話はちょっとこう経緯も考えますと、ちょっと私個人的には違和感があるかなとこう感じているところでございます。ちょっとそうではないだろうと思うわけですが、しかし今回またご指摘を議員からいただいたわけですので、ここの部分につきまして川島の子どもたちにとって不公平だ、不平等だということにつきましては今後、川島区と検討してまいりたいと考えております。以上です。

○小澤（8番）

今、川島区から強い要望という話でありましたけれど、実際にあの時にちょうど私が川島区長やっている時だったのですが、その経過を申しますとPTAの方から教育委員会の方に話が行って、教育委員会で特認校制度を設けるという話がもう既にその時には川島区に話される前にできておまして、今、教育長さんの言われるように私も川島区の方も少しでもという話の中で進んで、一部もう少し十分話し合った方が良いんではないかっていうことで、声があったんですけどそれが十分できないうちに、できないっていうのは早くしないと間に合わないっていうような切羽詰まったところがあったものですから、特認校制度を導入していただいたんですけど、実質的に入って来た方々3名だけいるんですけど、やっぱり6年経ってしまうと、その方たちはいらっしゃらないですし、また前もお話しましたように川島の場合に入る直前の方々が出て行ってしまふ。

それはやっぱり少人数だからっていうことで出て行ってしまおうっていう傾向がありますので、実質的に川島区と話し合うということについても多分、川島区でまとめることは無理じゃないかなというふうに思っております。と言いますのはほかの先に取り組んでいる中野市にしましても諏訪市にしましても検討委員会みたいなのを設けながら取り組んでいるっていうことは、中野市の場合も先にも話しましたけれど区の方に、地元を放してどうするかっていうことを話してもなかなか結論が出なかったために検討委員会を設けて検討して今、教育委員会が説明しているっていうことだそうですので、多分川島区においても先ほどの例を挙げましたけれど、2つに分かれておりまして区でもってどうするかっていうことはなかなか難しいんじゃないかっていうふうに思いますので、あとで質問しようと思っているんですけど、この点については教育委員会なり、町なりどちらかが取り組むか分からないですけど、検討委員会みたいな識者の会合とかをある中で検討いただく、それをもって地元の方に説明していただく方が良いんじゃないかなというふうに思いますけれど、それでこの件についても、また先に午前中に岩田議員さんが質問しましたけれど、再配置について検討するということで回答いただく中で、町が検討するのか、あるいは教育委員会が検討するのか、できれば答弁いただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

#### ○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思っております。最初に前段の部分を話してございましてけれど、「川島区に協議をしてもらいたい」「だけどうちはまとまらないよ」というそういう話ですけど、まとまる、まとまらないじゃなくてやはり地域がどうしたら良いのかと、地域にある学校をどうしたいのかっていうことを話し合っていくっていう、これもしていただかないと町の方から一方的に押し付けられたなんてまた、こうなってしまうりするっていうこともあるんじゃないのかな、と思います。町、あるいは教育委員会でも検討してまいりますけれど、地区としてもどう考えるのか、地区の子どもたちのことを将来の子どもたちをいっただいどう考えるのかって一緒に考えていただきたい。私は何も川島区に1つの方向を出していただきたいと、それを待っているわけではございません。年配の方もそれから若い子育ての方たちも含めて、お互いこう議論をしていただけるとありがたいなということでございます。それから先ほどの岩田議員の質問にも関わるわけですけど、町における適正規模、適正配置ということ、これはもうこの時期に来ているんだろうなあというのは議員も同じ考えだろうと思います。これを町が主体

でやっていくのか、教育委員会が主体でやっていくのかということですが、これは午前中、町長も申しましたけれど、まず教育委員会総合教育会議で検討してともにこれを考えていくということになるんだろうと思います。以上ですが。

○小澤（8番）

無理だろうって、あからさまに言いますと区の方から叱られるかもしれないですけど、去年、先ほども言いましたように皆からのアンケート、各耕地ごとのアンケートって言いますか、話し合いを持った中で結局でなかったっていう実態がありますので、更に今年やっても同じような結果で終わってしまうのではないかということでお話してございます。そういう点も含めていただいて取り組んでいただければ幸いです。それで先ほどの質問の中で、ちょっと戻るんですけど現在川島の子どもたちが出ていってしまうっていう現状が、子どもたちと言いますか入学直前の子どもたちが出て行ってしまうという状況があるわけですけど、教育長さんの先ほどの中で、教育配慮が8番目に、教育的配慮が必要と認められる場合というように言われておりました。その中で、教育長さんは「8番目については教育委員が言われることと趣旨が異なるのではないかなあと私は思っております」との答弁をいただきまして、私は子どもに集団生活の充実を体験させたいとの願いは教育的配慮にあたると思いますけれど、違っているでしょうか。現在の川島小学校では1学年1人から多くて3人です。したがって他校で行われているような同じ年代同士での集団競技であるサッカーも野球もバレーもまた、今年話題になったラグビーもできないということです。教育の機会均等等についてはご存知のように日本国憲法第26条、教育を受ける権利として全て国民はその能力に応じて等しく、教育を受ける権利を有するとなっています。更に教育基本法第3条には教育の機会均等等として全て国民は等しくその能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならないのであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されないとされています。また、同じく日本国憲法第26条に「全て国民は法律に定めるところにより、その保護するす子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」とされておりまして。したがってその子どもの保護者、全ての国民であるのでその家族がその周囲が子どもたちに集団生活の充実を体験させてあげたいと思うのは国、県の言うところの義務教育の原点である子どもたちが豊かに学び合うためには、一定規模の集団が必要であり、同世代の子どもたちの集団、複数の学年にまたがった集団など、目的に応じて集団を多様に構成できることが望ましいに合致しておりますし、それを適えさせてあ

げるのが教育的配慮だと思いますけれど、小学校の指定校変更を希望する特別の事由の8番目の児童の個別の事情や家庭の特別な事情により教育的配慮が必要と認められる場合に十分該当するというふうに思いますけれど、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをします。その前に先ほど大変失礼な回答をしてしまいました。川島区に結論を出せと言ってもまとまらない、これ大変な失礼な言い方でございます。私の趣旨としましては若い方も年配の方もさまざまな方の意見、多くの意見を聞きたいというこういうことで、こういう趣旨でございますのでよろしくお願いをしたいと思います。それから今、8項目めのことですが、この特別な事情ということですが、これさまざまな事情が考えられるかと思います。子どもに関わること、家庭のこといろいろあるんだろうと思います。現に町内の小学校でも、あるいは中学もそうですけど、特別な事情やあるいは理由を持って就学校を変更している子どもも実際におります。しかしここで児童の個別の事情、特別な理由というのは児童のプライバシーになりますので申し上げるわけにはいきませんが、特別な事情がある子で就学校変更をしている子どもを実際におるということをお伝えしておきたいと思います。

○小澤（8番）

今、ほかにも例があるということですので、各戸別の事情に応じて考えていただけるというふうに解釈させていただいてよろしいでしょうか。それと先ほど、子どもたち、就学前の子どもたち、また保護者も含まれると思いますけれどその子どもたちの意見を聞きたいということですが、それは教育委員会が主導的にそのような体制で子どもたちの意見を聞いてもらえるのか、お聞きしたいですけど。

○教育長

先ほども述べさせていただきました。川島区と相談をさせていただきたいということです。そこからスタートしたいと思います。

○小澤（8番）

分かりました。ぜひ、川島区の方もどうするか考えているというふうに言われておりますので、協同して協力し合いながらぜひ子どもたちの良い教育を受けるような体制を築いていただければ幸いと思っております。それで、その申し立て、個別の事由についての申し立てがあればという話でありましたけれど、その申し立ての方法について質問

させていただきますが、よろしく申し上げます。

○教育長

これにつきましてはね、特にこういうスタイルがあるというものではございません。個々に対応させていただいております。

○小澤（８番）

では、期間とかそれから例えば、入学する前の児童が入学するっていう手続きを取るわけなんですけれど、その時に町としてどのような入学の手続きを取っているかということと、じゃあそのちょっと私の子どもを今の川島小学校にはちょっといろんな事情があってっていうような申し立てをする場合に入学する前のいつごろならそれができるのかっていうことなんですけれど。

○教育長

はい、いつまでについて言われるとこれちょっと困るわけなんですけれど、それぞれ事情が生じた時に来ていただければということになりましたけれど、基本的には児童が就学する小学校ていうのは地域の小学校という、通学区域というのがありますのでそれに沿っていくわけなんですけれどもね、さまざまな状況っていうのは出てきた場合に相談いただければということでございます。

○小澤（８番）

じゃあ、いつでもそういう状態ができた場合には相談いただければということ解釈させていただきますよろしいでしょうか。

分かりました。よろしく申し上げます。では次の質問に移らさせていただきますけれど、次の小学校の適正規模、適正配置、検討状況についてということなんですけれど、これにつきまして先ほどもちょっと触れたんですけれど午前中に岩田議員さんが質問していただきました。その中で私もこのへんについては９月議会の時とほとんど答弁は同じでありましたので、その中で先ほど教育総合会議ですか、その中でも検討していくということだったんですけれど、なるべく早くもう３箇月も経っていて同じ答弁というのはちょっとがっかりした答弁でありましたので、なるべく早く取り掛かっていただくことを希望したいと思います。次に義務教育学校の設置についてお伺いします。長野県教育委員会の調査によりますと長野県内での少子人口減少社会に対応した取り組みを実施している市町村教育委員会が県内83の教育委員会のうち43、取り組みを検討している教育委員会は18と多くの市町村で地域の実情に応じた取り組みを進めているということです。

また、取り組みを進めている61市町村、教育委員会の取り組み状況は学校統廃合が39、小中学校間の連携や小中一貫教育が38と多くなっているとのこと。実際に辰野町教育委員会事務局によります県内の学校統廃合についての資料によっても松本市での在校生56人、28人、36人、67人の4校が統合して新しい小学校を新築した例とか、佐久穂町では3校が統合して在校生徒517人の校舎を新築した等の事例を紹介いただきました。また、このことは長野県教育委員会が公表しております学校基本調査における市町村別学校数の推移を見ましても平成23年度公立学校数は382校であったものが5年後の平成27年度には367校と15校もの学校が減となっており、各地で適正規模、適正配置の検討が進んでいることを伺い知ることができます。また、長野県教育委員会によりますと最近の傾向として少子化による再編だけでなく子どもたちが豊かに学び合うためには、一定規模の集団が必要であり、同世代の子どもの集団、複数の学年にまたがった集団など、目的に応じて集団を多様に構成できる活力ある学校づくりのための中野市のような統合等が進んでいるというように言われました。この小中一貫校教育を行っている学校ということは、文部省が行った平成26年5月現在全国の47都道府県1,743市町村の1,130件で行っているという調査結果があります。したがって現在の数字はもっと多くの学校が取り組んでいると思われれます。この現在の小中一貫教育は市区町村が独自に行っておりまして中一ギャップ解消などに成果があったと高い評価を受けているようですが、小学校にも校長が在籍し、中学校にも校長が在籍しているということから小学校と中学校が一貫教育に近い取り組みをしたとしましても、それは小中連携教育であり真の小中一貫教育ではありません。このことから国は来年4月1日を施行日とする義務教育学校という名称の小中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を国の制度に位置づけました。この義務教育学校につきましては全国の約1割の学校が設置を考えているという調査結果もあります。質問いたします。このような心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育について基礎的なものから一貫して行える義務教育学校を辰野町でも設置する考えはないか、お伺いしたいと思います。

#### ○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。まず、今後の子どもの数の減少ということですが、約10年後ですね、ですから今の年長、保育園の年長の子どもたちが中学を卒業するころ、大体子どもの数が今よりも長野県内ですね、5,000人ほど減少するというそんな試算が県の方でされております。ということは500人規模の学校ですと

10校分、500規模っていったら辰野中学か辰野西小の規模っていうことになりすけど、だから非常に大きな学校ですけど、これが10校分長野県下からなくなるという単純にそういうことにもなってまいりますので、この子どもの減少というのは非常に大きな問題だということになります。そこで実はこの義務教育学校の設置については6月の議会でも質問いただいて答弁をいたしましたけれど、当初この小中一貫教育だとか、あるいは義務教育学校というようなところを実施する自治体というのは中一ギャップには生徒指導面からの取り組みということが多かったわけですね。小中一貫だとか義務教育学校になればこの中一ギャップに起因するような生徒指導上の問題というのは解消されるということになるわけです。ですけど、この町内の学校を見た時に小中で非常にきめの細かな連携をやってかなり効果があります。これは前回の議会でも答弁させていただきましたので、少なくとも町内の学校においてはその生徒指導的な意味から一貫校だとか、あるいは義務教育学校というような方へ移行するというそんな理由というのはセキュリティ的な理由は現段階では見当たらないのかなというふうに考えております。一方で今、最初に述べましたように子どもの数が減少するというようなことから、いわゆる統廃合の手段として活用される自治体というのが出てきているわけでございます。義務教育学校に移行するのか、どうするのかっていうことは町の適正規模配置という部分から検討していかなければいけないことで、最初からこれありきというふうにはならないんだらうと思います。以上ですが。

○小澤（8番）

ちょっと今、適正配置の中からっていうことでありますので、その際に検討いただきたいと思います。次に質問に移らせていただきますが、まちづくりの観点から質問させていただきますけれど、次に幼保・義務教育学校・辰野高等学校・信州豊南短期大学との連携による教育環境構築によるまちづくりについて質問させていただきます。先日東京都が小学校から高校まで12年間を一貫して学ぶ都立の小中高一貫校を2027年度を目処に立川市内に開校する方針を決めた。設置主体が同じ小中高一貫校は公立では全国では初めてという記事が目にとまりました。まだまだこの地域では小中一貫校への取り組みが進み始めているところで、小中高一貫校というのは驚きでありました。それで高校までというのがあるならば幼稚園、保育園の段階から一貫校に取り組んでいるところはあるだろうかとの思いから調べましたところ、ほとんどが大学の付属とか私立の学校がほとんどでした。しかし園児の発達に合わせた教育をするためには幼稚園、小学校、中

学校、高等学校とで全く別な教育をするより一貫性を持たせて教育をした方が良いということで、北九州市が幼稚園、及び小学校、並びに中学校、及び高等学校を統合した初の公立幼・小・中・高一貫校の開校を計画していることを知りました。このように各学校に進学する際の学習面や生活面でのギャップを解消し、学びの楽しさを継続させながら確かな学力を保障するため、全国各地で保育園、幼稚園、小学校と中学校の連携から高等学校までの連携、一貫校への取り組みが進んでいることを知りました。そこで辰野町において一步進めて、公立では多分、現段階では全国初となります幼・小・中・高・大一貫校を荒神山に設置し、そこを基幹としました教育のまちづくりを展開する考えはないか質問いたします。と言いますのは長野県の世論調査におきましても子育て教育問題が医療福祉を抜き最も行ってほしい政策のトップになっているからであります。幸いにも辰野町には辰野高等学校、信州豊南短期大学があります。辰野高校においては生徒たちが町の特産品開発や三者協議会の設置などで特色ある活動を行っておりますし、信州豊南短期大学においても子ども支援センターにおけるボランティア活動や、幼児教育学科も設置しておりますので保育園との交流等、連携を図っていただいているというふうに聞いております。そのことから設置にあたりましては連携が取りやすいと思います。また、運営している学校法人豊南学園は東京都豊島区にありますので、豊島区と友好都市締結を結び、自然豊かな辰野町で教育したいと願う子女の受け入れを行えば、人口増に繋がると思います。一方、荒神山につきましては平成16年にプールの閉場以来、使われることなく十数年経ちプール施設は荒れていると思いますが、周りは陸上競技場をはじめ、体育館、野球場、テニス場、屋内運動場等、体育施設は全て完備しております。問題は施設建設費ですが、現在文部科学省においては活力ある学校づくりのため、一貫校に取り組む市町村に対しさまざまなメニューの補助を考えておられます。近隣では岡谷小学校の統合に向けてが全国のモデル事業に採択され、今後の取り組みに対し外部有識者の助言や、国の積極的な支援が受けられるということです。いずれにしましても設置に向けて何を一貫校の目玉にするか、東京都の場合には英語ということでしたけれど、財源をどうするか等検討しなければいけないと思いますが、そのための関係者による検討委員会の設置を含め、設置の方向を検討いただけるか質問させていただきます。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。小澤議員の提案の内容ですけれどもなかなかユニークな内容で実現可能かどうかということは別として興味深く拝聴させてい



ただきました。しかし、今ここで提案をいただき、この構想を具体的に進めていくか、いかないのかということですが、それは今ここで何とも申し上げるわけにはいかないわけですが、議員言われるように辰野町は保育園から幼稚園、それから小中学校、更には高等学校、短期大学までございます。幼児期から青年期まで対応できる教育環境、教育施設が整っているという町でございます。しかも単に幼児期から青年期を支える教育環境を施設があるというだけではなく、これらがそれぞれ密接な関わり、連携を取ったり、あるいは地域とも密接な繋がりを持っているということ。これが非常に大きな特徴だろうなあと考えております。この連携は多分、他の市町村では決してまねすることはできないだろうと、こう私は思っているわけでございます。この辰野町の校師や園師を越えてのさまざまな連携とか協同、地域とのさまざまな連携というのは引き続きこれ大事にしていかなければならないだろうと思えますし、更に進化させていく必要があるだろうと思えます。ただ1つ、今提案をいただいた中で厳しいかなっていう部分ですが、これは運営の母体がそれぞれ異なった園主、校主でございます。これらが混在している町内の保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学ですので研究したわけではないですが、なかなか簡単にいく問題ではないなあと率直な今、思いますが、ユニークな提案だというふうに私は理解したいと思えます。以上です。

○小澤（8番）

今、言われましたように困難な点はあると思えますけれど、ある、あると言いますか、大分県に豊後高田市という市がありまして、ここの教育に対するシステムが素晴らしいということで、都会からも子育ての家族が結構行っているというふうに聞いておりますし、住みやすい田舎、という、日本の住みやすい田舎の中で3年連続全国第1位とか3位を取った市ですが、この市は大分前なんですけれど結構、学力的にも県内ではあんまり優れていなかったって言うと市に対して失礼かもしれませんが、そのような状況の中で教育に力を入れろよということで、現在進めていく。それが全国各地の父母からも評価されて子育てをしやすいという市町村になって移住者が結構増えているというふうに聞いておりますので、そういう点ではここも負けず劣らず自然の中で育てるには非常に環境に優れているというふうに辰野を思っております。今教育長さんの言われますようにユニークだけで終わることなく、できれば実現可能な、実現に取り組んでいただければ幸いということをお聞きして質問を終わらせます。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後 3 時 20 分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 4分

再開時間 15時 20分

○議 長

休憩前に引き続き進行いたします。質問順位 6 番、議席 10 番、宇治徳庚議員。

**【質問順位 6 番 議席 10 番 宇治 徳庚 議員】**

私は今回、有害鳥獣とりわけ「サル対策」につきまして地元での現状、あるいは取り組みの実態、更にはサルの広がり、そして最後にまだ町内では試みていない方策をですね、できないかというご提案申し上げて質問をさせていただきます。今年 8 月 31 日のテレビで衝撃的なニュースが流れました。それは、私もいくらか登って見覚えのある北アルプス常念岳のライチョウが生息するガレ場で、ニホンザルによるライチョウのヒナの捕食という、初めての瞬間をとらえた映像でした。近年平地のサルが急増し、北アルプス南部の乗鞍岳や南アルプスの高山帯でも生息が確認され、主に植物の芽などを食べるとされてきましたが、一度ライチョウを捕食すると群れのなかで習性として定着し被害が急速に広がる恐れがあると専門家が指摘しております。これはまさに、サルの数が増えたことで餌を求めて山から下りて平地の作物に味をしめたサルの被害が、果物や野菜にどんどん拡大していることの延長線上の現象とも言えます。小野地区では数年前でもサルが 300 匹はいるとされ、小さい群れで 20 匹、大きい群れで 100 匹位の、5 から 6 群れが分布しており、以前はサルといえば飯沼、藤沢が中心でしたが押野・休戸・旭・上町・雨澤まで降りて来て、国道 153 号を渡りクリーンセンターたつものの一帯と、パークラインに添って移動した群れは、シダレグリの落ち栗も食べるようになり、そこから北小野地区へ拡散して、既に善知鳥峠を越して塩尻西条まで、ここ 3、4 年の間に移動範囲はみるみる拡大してしまいました。このタイミングで北小野区長から「近頃サルが出て困る。小野にはサルはいるかね」と聞かれて、何を言っているんだこの人とは思いながら「ついに北小野にも出るかね。小野は十数年前からいるけど・・・」と返答し、私は苦笑いしたことを思い出します。被害の実態は、サルだけでなくイノシシ・ハクビシン・ニホンジカそしてカラスもあり、区や耕地と住民が一体で、対策を講じていますが高齢者などは耕作を断念した家もあります。実際のところ、有害鳥獣被害の防止対策はどのようなになっているのでしょうか。そこで、まず町長にお尋ねいたします。有害鳥獣

捕獲に対する町の考え方や取り組みについて法的な側面や組織体制、あるいは地元との連携、対策などをお尋ねしたいと思います。

○町 長

宇治議員さんにお答えをしたいと思います。あちこちって言うんですか、最近鳥獣害っていうのが大きく取り上げられてきたって言うんですか、前々から鳥獣害ずっと言われてきたんですけれども、このところ特に被害が大きくなってやっぱり人口減少っていうんですか、そういったものとも何か変わりに出てきたんじゃないかと思うくらい多く質問するようになりました。最近、有賀峠の方でも見たっていうような話もありますので、拡散しているっていうことは間違いない、こんなふうに思います。町ではそういったことで昔ですね、カモシカ、ああいうのが芽を食べるとかっていうことで大きく注目されて、しばらく良かったんですが、このところ日本シカからサル、カラス、いろいろのものが害を与えるということで、有害鳥獣の関係の委員会だとか対策委員会だとか、そういったものを組織してやっています。また実働部隊って言うんですか実際にお願ひする皆さん方、猟友会の皆さん方も町のそういったお願ひをして有害鳥獣の仕事を担っていただく。身分的にもそういった形でやっていただく。いろいろの面でお互いについて言うんですか、お願ひをしてやっていただいているそういうことになっています。前には狩猟って言うとスポーツみたいな形でしたけれども、そういった方、今ではそういったことより主に有害って言っていますけれども、有害鳥獣の駆除に一所懸命になっていただいています。最近、なかなか鉄砲っていう形ではありません。難しいっていうことはありますので、ワナ、そういったものが資格を取っていただけて地域の人たちも一所懸命参加をしてやっていただいている。高齢化だとかそういったことで減っている人数を補っていただけてやっていただけてますけれども、どうしても被害の方がどんどんと繁殖率が良いのか増えてってしまうっていうことあります。いろいろ対策を取ってですね、やっていますが追いつかないのが現状だと思います。それぞれの取り組み、県の皆さん方といろいろの方たちと一緒にやりながらやっているわけですがけれども、課長の方からそういったもの、それにかかる流れ、そういったものについてご説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○産業振興課長

それではちょっと詳細に説明を申し上げたいと思いますけれども、今議員の方からは法律組織、連携、対策というような観点からのご質問でございますので、そのへんにつ

いてお答えをしてまいりたいと思います。後期基本計画の中のよりあい会議でも重要な課題と位置づけられておりまして、猟友会だとか県等の関係団体にもご協力いただく中で、町でも今町長申し上げたとおり積極的にさまざまな事業を実施しております。根拠でありますけれども、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律という法律がありまして、この第8条の中です、捕獲が鳥獣及び鳥獣の卵は捕獲、または採取できない、ただし次の場合はこの限りでないというような規定があつて、この中に3つありまして狩猟です、これは11月15日から2月15日まで。それから有害鳥獣の捕獲ということで農林水産物に被害を与える場合、知事、または町長の許可を受けて捕獲等をする時ということで、これは主にイノシシですとかハクビシンですとかカラスが該当いたします。それから数の調整、昔は個体数調整と言っておりましたけれども、今、数の調整という表現に変わっておりまして、これは県の策定する特定鳥獣保護管理計画に基づきまして鳥獣が著しく増加している地域の捕獲頭数の調整を行う捕獲ということで、クマですとかシカですとかサル、カモシカ等がこれに該当するわけであります。辰野町でも有害鳥獣駆除対策協議会というものを規約によって設けておりまして、野生鳥獣による農林産物の被害を軽減するためにこれを設置してこういう体系の中で政策を進めているわけでございますけれども、上伊那の中では上伊那地区野生鳥獣保護管理対策協議会、それから上伊那地区野生鳥獣被害対策チームが市町村を支援しておりまして辰野町も支援していただいております。上伊那、これとはまた別に伊那市ほかの辰野町まで上伊那鳥獣被害対策協議会という団体も平成23年の7月から設置をしております。野生鳥獣による農作物、林産物、及び農林業施設等に対する被害の防止対策を共同で実施することによって地域農林業の経営の安定に資することを目的としておりまして、構成団体には市町村、それから上伊那農協、南信農業共済組合、上伊那森林組合、上伊那猟友会が構成しております。国の交付金を受けて広域的、継続的に対策を実施しております。この団体等と連携を取りながら有害鳥獣駆除として捕獲檻の新設等の補助をいただきましたり、檻の管理補助、防護ネットの設置、電機策の設置、サル群接近通報システム、の設置ですね、それからさまざまな研修会などを実施しているのが現状でございます。日本ザル、ニホンジカ等については県の特定鳥獣保護管理計画に基づきまして被害の発生状況等に応じて必要な捕獲を行うように定められております。また、その他の鳥獣については辰野町有害鳥獣駆除対策協議会の審議の上で、辰野町鳥獣被害防止計画、これは平成25年から28年までの計画でございますけれども、この計画に基づいて捕獲を実施しているとい

うのが現状でございます。以上です。

○宇治（10番）

町の協議会は分かりましたけれども、地域で有害鳥獣対策協議会を持っているのは小野と川島だけっていうことでいいですかね。

○産業振興課長

はい。

○宇治（10番）

はい、分かりました。イノシシは意外に行動範囲が狭くて、防止対策には電気柵が効果的であると大半の住民が認めていますが、サルの電気柵は高価なため専業農家等が必要に迫られて実施している程度で、範囲は限定的と言えます。小野区有害鳥獣対策協議会では、3年前に住民による目撃情報を毎月集約し、サルの移動範囲が小野全域であることを確認して以降、追い払い専用の5連発ロケット花火を大量に買い入れ、全域で利用しながら、一方で町猟友会の協力を得て山狩りも年1、2回実施していますが、大量捕獲には至らず、労多くして成果に結びついておりません。人に危害を加えるサルは労多くしても徹底駆除しなくてはなりません、実態は駆除数が追いつかないペースでサルの個体数がどんどん増えているのではないかと考えるのは私だけではないと思います。続いてお尋ねいたします。有害鳥獣の捕獲数は、いつ、どのように決まるのかということについてお願いします。

○産業振興課長

先ほど申し上げました辰野町鳥獣被害防止計画、これがございます。ここに計画しているわけですが、平成25年度の辰野町有害鳥獣駆除対策協議会の専門部会で協議をいたしまして、その結果を県と協議した上で同年の25年の辰野町有害鳥獣駆除対策協議会の総会において辰野町鳥獣被害防止計画を決定しまして、捕獲数を定めているものであります。毎年年度初めに毎年辰野町有害鳥獣駆除対策協議会の総会を開催するわけですが、地元からの要望で被害面積、被害額により変更協議になることもあります。以上です。

○宇治（10番）

県下どこの地域でも猟友会員の高齢化や銃規制が厳しくなり免許更新をしないなどから、会員数の減少に苦慮していますが、先ほども町長申されたとおりですね、もともと「狩猟免許」は趣味の領域だったわけで、時代の変遷の中で今日の有害鳥獣駆除に有資

格者として協力するようになり、地域のために貢献されております。2年前の春のことですが会員二人して、雨沢新田に設置した小型檻の巡回チェックに出向いたところ、ハクビシン3匹が入っていて珍しいこともあるものだと喜んで、翌日処分しようとして出向いたそうです。翌日どう見ても1匹しかいないためこれは逃げられたと思い、回りをチェックしたが逃げ出た形跡もないので、よくよく中を見るとシッポが二つあったことから、共食いされたということが分かったという。手間が省けたものの一晩経つと獣の世界だけに何が起こるかわからないものだと聞きました。このように檻もワナも、特性としては仕掛ければ24時間効果が見込めるだけに、捕獲手段として期待が高まっています。とりわけ近年、ワナの資格取得者が県猟友会のまとめでは増えているという、ありがたい傾向ですが、銃もワナも次世代の担い手を確保するために、新規の資格取得費やその維持費の負担軽減など物心両面からの行政支援も今以上に必要になっていると私は考えます。そこで銃と檻、ワナの捕獲実態についてお尋ねいたします。今年の有害鳥獣捕獲実績の状況ですが、鳥獣捕獲別総数と銃で捕獲した割合がどのくらいか、お分かりでしょうか。

○産業振興課長

個体数調整、数の調整を含む実績でございますけれども、まずニホンジカのオスであります、130頭。それからニホンジカのメス210。これ今年ですので途中経過ということでもあります。それから日本ザルのオスですけれども62、メス74。イノシシのオス78、イノシシのメス79。ハクビシン66、これが現在までの頭数でございます。銃の捕獲の割合につきましては猟友会の方に問い合わせしましたところ、概ねワナが6割くらい、銃が4割くらいというような回答でございましたのでそんなことかなと思っております。

○宇治（10番）

という意味は山狩りしたりして捕獲したもののほかに檻に入ったものを銃で処分するようなものもいるので、銃で撃ったということになるわけですね、そういう解釈で良いですね。

○産業振興課長

最終的にし止めたものが銃であれば銃ということだと思います。

○宇治（10番）

そういう意味でね。はい、分かりました。5年前、小野飯沼でですねサルが田んぼに入り稲穂を食べていることが初めて目撃されたことから、大変な危機感が生まれました。

以来、地域ぐるみで追い払いや緩衝帯の整備など地道な取り組みが今も展開されています。こちらは藤沢地区での一例ですが、「サルおどし」を真夜中に試みたそうです。事前に住民に情報を流しておいて、夜12を期して関係者が裏山に入り一斉にロケット花火を発したところ、寝ていてファイを食らったサルたちが木から降ってきたということをおっしゃっていました。驚いたサルは以降あまり見かけなく、その実験効果は一定以上だったと聞きました。小野地区のサルも近頃、数も増えかつ分布範囲も広がったために、1箇所ですべて集中的に長い間見かけるといった現象は少なくなっていますが、裏を返せばそれだけ被害地域が拡大しているわけで、予断は許されません。以降はサルについて重点的にお尋ねいたします。町としてサルの分布、群れ数、生態など、どの程度把握されているのでしょうか。

#### ○産業振興課長

本年度の特定鳥獣保護管理計画基礎調査がございますけれども、ここでの推定生息頭数であります。5群で600頭というふうに把握をしております。この数は主に辰野町の竜東を除いた地域、北大出、羽北あたりも除かれておりますけれどもそこを除かれた地域でそのくらいというふうに調査の結果ではなっております。上伊那の中では伊那市に次いで2番目に多い数でございます。昨年度から川島区におきまして母ザルにGPSを付けて行動調査を行っております。行動調査の結果から群れの行動範囲やサルも基本的に集落近辺を拠点として生息していることを把握しております。またサルの止まり場所が集落の近辺であるというようなこともデータの中で分かりました。集落に餌なんかが依存しているのではないかとというふうに考えられているところであります。そんなところでよろしいですか。

#### ○宇治（10番）

一般的なサル被害防止の対策として知られているのは1つは追い払い、いわゆる防除だと思います。このネライは集落や人里の餌場としての価値を下げるということだということで、2つ目は環境整備、このネライは鳥獣の餌となるモノや緩衝帯などによって隠れ場をなくすことだと。3つ目が捕獲、ズバリ鳥獣の個体数を減らすことが目的だということだと言われておりますが、これらが複合的に機能してこそ鳥獣被害が抑制されるはずと、頭では理解できますが相手は不規則に動いていること、夜行性であることなどから、実際には手詰まり状態やあきらめ状態にあるのではないかとというふうにも考えます。今、お話のようにGPSを取り付けても、それはあくまで行動範囲を把握するといったもの

であって、駆除には直接的な効果は発揮できません。そこで、お尋ねいたしますが、ここ5箇年の町全体のサル捕獲数の実績推移というのがお分かりでしょうか。

○産業振興課長

本年度はまだ途中でありますので、平成22年から申し上げますと許可頭数が100頭に対しまして捕獲数61頭、それから23年が許可頭数100頭に対しまして83頭。24年が200頭に対しまして148頭。それから25年が許可150頭に対しまして147頭。26年が140頭に対して140頭。本年でございますけれども許可頭数200頭に増やしていただきましたけれども11月末現在で136頭の数でございます。本年度の許可頭数については上伊那では一番多くて伊那市でも170頭でありますので、200頭が一番多いという数であります。昨年10月の末に許可頭数に達する見込みとなりまして制限した経過がありますので、それらを踏まえまして本年度の許可頭数を増やしていただきました。本年の農作物被害の状況なども参考に次年度の許可頭数については検討をしてみたいと思っております。

○宇治（10番）

捕獲数もあるいは捕獲許可数も順調に増えているということで、大変ありがたいし結構だと思いますが、結局それ以上に固体数がどんどん増えているという心配もあるわけですけれども、やはり目に見える抜本対策は捕獲処分による固体数の調整であり、もともとサルのいなかった地域住民にすれば全部捕獲してほしいというのは切なる願いであります。銃はストレートに殺処分できますが、檻やワナは捕獲後に殺処分することになり、檻、ワナを生かすためには効果的な場所に据えること、そしてほぼ毎日の管理が欠かせないことなど、事前の調査や手間ヒマが欠かせません。しかし、捕獲しないことには、事は始まりません。今年6月22日付「長野日報」が報じていた、伊那市のサル害対策の囲いワナでは、なんと1年間で65匹を捕獲し、市全体捕獲数の40%に当たるというものです。費用も1基130万円ほどで比較的安価だということを知りました。実は、9月にこの囲いワナを川島区鳥獣被害防止短期大学の講座に小野区協議会の一員として私も現地視察に同行させていただきました。1箇所は西山側の「横山地区」、もう1箇所は東の高遠「山室地区」の2箇所でしたが、とりわけ「横山地区」が先行しており、ワナの大きさは10m四方、ですから畳60枚ぐらいの広さのワナで高さが3mのかなりのサイズのもので、これは現地で組み立てたそうですが上部内側はサルが滑って出られないように鉄板がすり鉢状になっていました。実際には79匹入ったが、14匹逃げられたためもう1つの「山室地区」のものは、その不具合を改良した一回り小型の檻でした。来



春はその檻の中でサルの好むトウモロコシなどの農作物を栽培するという新たな取り組みを行うというもので、設置された設備をいかに生かすかという地元住民の智恵と熱意を強く感じて帰ってきました。続いてお尋ねいたします。この伊那市が試みているサル捕獲「囲いワナ」を、町はどのように評価されているかをお尋ねいたします。

○産業振興課長

今、議員ご指摘のとおり伊那市の囲いワナにつきましては捕獲するには大変有効なワナだと思われま。しかしながら一定の場所ではサルも囲いワナを学習してしまっ、そのあと近づかなくなるというような話も聞いております。実際に伊那市のワナについては平成26年度に設置しましたが27年度の捕獲実績はほとんどないというようなお話も聞いております。今、お話のとおり大きな檻でありますので移動が非常に困難な点があります。いったん設置してしまうとなかなかそれを移動するっていうことは難しいわけございまして、移動が容易であれば効果的だと思うんですけどもそういう重量的に移動が困難だということでもありますので、一時的にサル被害が軽減されても将来的に被害軽減に効果があるかどうかもうちょっと調査研究が必要かなと考えているところであります。

○宇治（10番）

確かに移動困難で小野区の協議会も借りたらどうかという話もありましたけれども非常に難しいということでしたので、別の方策だなということをおっしゃりましたが、伊那市ではこうした努力の結果ですね、サルの群れは以前の8群れから現在は4群れまで削減したという説明でありました。辰野町も早くそうなりたいというふうに思うわけですが、ところで、捕獲したサルはどのように最終処理しているかということございませ。ニホンジカですと近隣の諏訪市、下諏訪町、茅野市、富士見町では「獣肉処理施設」を保有しており、近く岡谷市でも猟友会員が開設するという動きもあるようで、ジビエを意図した方策だと考えますが、サルは伊那市もそうでしたが、一般的には埋めるか焼却するかです。しかし、実際には埋める場所の確保にも苦労されていますが、やり方は各地域で異なるかもしれません。特にサルは猟友会の方も目の前で銃殺するのはとてもつらいものがあると言います。地元の猟友会員の話でも「手を合わせるしぐさをす」と聞きました。そこでお尋ねいたしますが町では捕殺したサルはどのように処分されているのか、できればクリーンセンターたつのでの焼却処分というのははできないものかという点をお尋ねいたします。

○産業振興課長

今、議員おっしゃったとおりそれぞれの地区ごとにですね、地中埋設をしているのが実態でございます。クリーンセンターの焼却につきましては住民税務課長の方から申し上げます。

○住民税務課長

クリーンセンターたつのでの焼却処分というご質問ですが、この件につきましては平成19年7月に上伊那地方事務所の林務課が広域連合の方に問い合わせを行いましてその中でごみ処置広域化プロジェクトチーム、通称ごみプロですが、こちらで協議をしまして有害鳥獣駆除に伴う獣の解体残渣処理についてとして確認しまして、上伊那ではごみ処理施設で原則として受け入れないことで現在に至っております。この理由ですが2つありまして1つは焼却灰管理上の問題ということで有害鳥獣の駆除には一般的に散弾銃を使用しておりまして、その獣の死骸には鉛の散弾が入っていると。この鉛が焼却炉に入ると灰や飛灰に残りまして、灰に基準ですが1L当たり0.3mg以上含まれておりますと最終処分場の方で受け入れてもらえないということがあります。またもう1つは運転管理上の問題がありまして多くの地域住民の方がクリーンセンター等に訪れまして、ごみピットの中に動物の死骸や残渣がそのまま入っているのを見れば、何でも燃やしているごみ処理施設だという悪い印象を受けてしまう。この2点が主なことで現在は受け入れをしていないという状況であります。また近年で言いますと平成24年の9月にも同じく上伊那地方事務所の林務課の方でやはり同様の依頼が来ましたが、そういう理由の中でお断りしている状況であります。以上です。

○宇治（10番）

はい、よく分かりました。私は有害鳥獣に関する一般質問は5年前の平成22年9月と翌年の9月に続いて今回で3回目ですが、初回にサル対策の先進地がないかということでインターネットでいろいろ探したところですね、私なりにその取り組みを評価しているのが兵庫県の香美町、香る美しい町ということで日本海に面して背中に中国山脈を背負っているという人口も2万人のちょうど辰野町近い町ですけれども、その例を引き合いに出させていただいております。聞くたびに着実に成果を上げていることに一層の興味を持つようになったわけではありますが、私が香美町で一番関心を持ったのは町長の姿勢と捕獲方法です。それは「今までいなかったサルは全部捕るべし」という町長の指示の下、群れごと一網打尽にする大型檻を製作し10月から3月まで檻で餌付けしながら

一気に捕獲したというものであります。過去には昭和50年代、バブルの絶頂期ですが当時の金額で900万円、マイホーム1軒分くらいの檻を製作して冬場に半年餌付けをして、120匹の群れを捕獲したと言いました。捕獲したサルの大半は幸い近くにあるモンキーセンターで全部引き取ってくれたそうです。ところが近年再びサルの群れが出没するようになり、平成22年に同様の比較的小規模のオリを設置したものの、これは予算がないからと言っていました。したものの、場所の問題か大きさの問題か餌付けの問題かいずれにしても失敗をしましたと。いうことですが「じゃあ、どうするんですか」と聞いたら捕るまでやりますというふうに聞きましたので、今回、三度、香美町に問い合わせを試してみました。現在試みているのは3.6メートル四方、高さは4メートルで、入り口は遠隔操作で戸が閉まるようになっていて、上から入ると出られないような構造にしてあるとのことでした。失敗して以降既に60匹ほどの群れは捕獲済みとのことでした。現在は残りが12匹の2群れになり、今年も雪が降ってから3月まで餌付けをして全部捕るとのことです。この檻以外にも、場所を吟味して一般的な小さな檻も設置していると言いました。また、サル自体にGPSを取り付けて、住民からの情報をキャッチすると猟友会員が出向いたりしていますが、行ってみると場所が民家の屋根だったり、集落の中だったりして銃が思うように使えないといったジレンマにあるので、何ととってもオリが一番有効な手段だと考えているとのことでした。「ただ、檻は捕獲に最も適した場所探しが重要なポイントですよ」というアドバイスもいただきました。このような香美町の例といい、先ほどの伊那市の例といい、檻かワナは、設置すれば24時間無人稼働する設備として捕獲には最も効果的な手段であると私は改めた実感を感じました。そこで最後にお尋ねいたします。町内でも大型の檻かワナの設置で抜本的にサル駆除を実行するというモデル的な取り組みを考えることはありませんか、お尋ねしたいと思います。

#### ○産業振興課長

結論から申し上げますと、先ほども申し上げたとおり、大型檻について設置するということにつきましては今後、しっかり調査研究をしてまいりたいと思っておりますけれども、現時点での考え方の中ではなかなかそこまでは難しいのかなというふうに考えております。せっかくの機会ですので現在辰野町の考え方について申し上げさせていただきますけれども、来年の要望でも通常のサルの捕獲檻の要望を出しております。県の特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲頭数が決められますので、徹底駆除とまでいかないわけですが、定められた頭数については全て駆除をしてまいりたいと

そんなふうに考えております。サルへの有効な対策についてはなかなか明暗がないわけですけれども、サル群について「なわばり」というものがあると言われてまして、そのところを全部、仮に取った場合でも違う所から来てしまうというふうに専門家の中ではそういう話を聞いております。仮に全部駆除してもまた違うところから来てしまう。ですから日本中のサルを全部一気に捕ってしまえばいいわけですけれども、そういうわけにはいきませんので、今のこのサル群のなわばりは維持したままでその頭数を減らしていくと、群れの数を少なくしていく、そういう取り組みが有効なのかなというふうに聞いておりますし、そういうことかなと進めております。防止柵の整備ですとか追い払いについてもやっぱりそういうことになりますとね、大事でよく見てみますと1回だけで追い払いして、その後はもうぜんぜんしないというようなケースもありますけれどもどうしても3回やらないと駄目だということに言われております。しつこく山の方へ追って行って花火をサルに向けてやる。畑に餌なんかがない場合でもですね、もう山から出て来ている、里へ来たサルについては覚えさせなきゃいけないのでここへ来ちゃいけないということの中でとにかく追い払う、そういうことを繰り返していくような取り組みが非常に有効だということにもう言われております。やはり相手を知って対策を打っていくということが大事ですので、サルの生息状況の調査を今GPSを使ってやっておりますけれども、この群れ情報を把握しまして捕獲の方針を決定して状況に応じた複合的な対策が必要だと思います。地域ぐるみの被害防止活動ですとか研修会をして地域ぐるみで皆で少なくしていく、追い払うというようなことなのかなと思います。ハード面でくくりワナですとか、捕獲檻について購入補助を今までどおりしてまいりますし、それからサルについての進入防止柵を今、県の農業試験場と地方事務所の林務課農政課にもご協力を願いまして川島地区の協力を得て実証試験をしております。長野式電気柵というふうに言われておりますけれども、この現地展示法を設置してできるだけ安い値段で農家自身が設置できるような二重構造の電気柵を研究していまして、まだどうしても欠陥もあったりするということで完成していないわけですけれども、この実施を重ねる中でこういうものができれば、有効的なものができれば県にもお願いして補助対象と言いますか、そういった制度にしたり町でも制度化も図っていくことを考えなきゃいけないかなとそんなふうに考えているところであります。それから、山の里山について獣類が出にくくなるような緩衝帯の整備も随時整備しておりますし、今年小野地区でもやっていますGPSの行動調査ですね、先ほども申し上げたサル群の行動調査を

やはり実施をしてまいりたいと思います。それから地域の中でお願いなんです、鳥獣を里に寄せ付けないための対策ということで、農作物の取り残しですとか、柿の木を取り残しがあつたりする場合には切ってしまうとかですね、場合によっては、そんなような適正管理について地域でPRしていただいたり、取り組んでいただくことも大事だと思いますし、それから鳥獣被害にあいにくい作物というものがありまして例えば薬草ですとか、アンポ柿、それからゴマですとか、ゴボウ、サトイモ、ピーマン、ゴーヤ、オクラ、エゴマ、サンショウ、ヤマイモ、ミョウガ、タカノツメ、コンニャクとこんなようなものは比較的サルにも強い作物というふうに言われておりますので、こういったものを作付けしていただくってというようなことも大事なのかなと考えておりました、そんな答弁になってしまいますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○宇治（10番）

今、お話聞いたのは今まで語り尽くされておられ、我々みんな分かってますし、住民もね、そういうことだから追い払いをしてはいるんです、もう。追い払いの仕方だつて逃げる先へやらなきゃ駄目だとかね、5連発をみんなやっているわけですよ。もう本当に朝晩5連発の音、3連発の音がしているというね、そういう実態をよく理解していただいて私の申し上げているのは、もう今までそういう話、聞きつくしていると。だけどそういう今のような1つのモデルをやってみるといふこれも意味があることじゃないですかという提案をしているわけですね、これはぜひ検討していただいて無理なら無理でも結構ですけど、聞けば130万円ぐらいで売っているわけですから、地元の住民はですね「本当に設置してもらえらるなら檻でもワナでも精一杯協力します」というように言ってくれています。ぜひですね、今の話も第五次総に載っています。後期基本計画の小野地域計画には、優先的な取り組み計画の1つとして「遊休農地や荒廃した里山整備による、有害鳥獣被害のない地域づくり」が挙げられているわけでありまして。住みやすく、安全で安心な地域づくりの一助として、ぜひとも町のリーダーシップでサルの徹底駆除のために、小野をはじめ関係地域の皆さんとも十分協議いただいてですね、目に見えて効果の上がることをやっていただきたい。追い払えばどっかにいる、日本中にじゃあ撮るのかっていう、見える範囲で、行政の範囲でできることをやってほしいと私は申し上げているわけでありまして。切にお願いをして私の質問を終わりといたします。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席3番、向山光議員。

## 【質問順位7番 議席3番 向山 光 議員】

○向山（3番）

今回は上水道・下水道等の現状と町への移管・統合に向けての課題についてと、道路沿線河川沿いの倒木等による事故防止についての2点について質問してまいります。

まず、簡易水道等の町への移管・統合に向けた課題等について質問いたします。上水道は私たちの生活の中でも最も重要なライフライン、生活基盤の1つであります。辰野町の水道施設は宮木区史や辰野町史によれば明治31年の宮木中央水道組合による布設や武井覚太郎氏の多額な寄付によって大正14年に竣工した宮木簡易水道に始まります。上水道としては旧朝日村との合併前の昭和29年に1万2,200人を計画給水人口とする辰野町上水道が完成しています。昭和30年の合併以降、昭和37年の平出簡水の統合に始まり樋口、赤羽、新町、沢底、羽北、上平出の各簡水を統合し、平成26年度に小野簡水を統合して今日に至っています。そこで現在、辰野町上水道の給水区域以外で簡易水道、そして更に規模が小さな飲料水供給施設、簡易給水施設の状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○建設水道課長

お答えします。現在の水道施設の区分、状況についてですが、現在辰野町では上水道の区域以外に11の小規模水道があります。給水人口規模により区分されているわけなんですけれども、給水人口5,000人以下の簡易水道が7箇所。給水人口100人以下の飲料水供給施設が2箇所。給水人口50人未満の簡易給水施設が2箇所ございます。上水道と簡易水道は水道法に基づく水道事業ですが、飲料水供給施設と簡易給水施設は水道法に基づく水道事業には該当いたしません。運営に関しては唐木沢簡易水道以外は町営となっていますが、管理運営は地元組合が主に行っているのが状況でございます。

○向山（3番）

現在でも多くの事業が上水道の給水区域から外れているわけですが、これは辰野町の地理的な特性、つまり多くの谷間に集落が発達し、各地区において自力でまさに地域の自助、共助として水の供給施設を整備してきた結果であると考えます。昭和33、34年ころ私の家の前でも父を含め住民の労力提供、人力で道路を掘るなどして水道管の布設をしたという記憶が原風景のようにあります。一方で水道法ではその第一条で「清浄にして豊富低廉な水の供給、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と定めています。そして第二条や第二条の2、あるいは第六条において「水道事業

の運営主体は基本的には市町村が行うべきものである」との考え方を示しています。しかし、11もの地域が上水道の給水区域から外れ、地元の組合によって管理運営されている、しかもその内、4事業は水道法の適用外にあるわけです。もちろん水質検査等により安全性は確保されていると承知していますが、こういう状況は最も重要な生活基盤として安全安定的な給水を行うべき上水道、住民へのサービス提供としては不十分ではないかと考えます。特にこれらの小規模施設は比較的人口減少や高齢化が一層進んでいる地区にあります。日常の維持管理に留まらず、大規模な補修等に対してその地区だけで引き続き自力で運営していくのは大変負担が大きく、困難ではないかと考えます。これらの現状も踏まえた上で平成26年3月に辰野町水道ビジョンが策定されたものと考えますが、その内容についてお尋ねいたします。

○建設水道課長

水道ビジョンの内容についてですが、基本は国の策定した新水道ビジョン、「安全」「強靱」「持続」を基に辰野町第五次総合計画の基本方針にある、安全で安定した水道水の供給から「地域とともに、未来につなぐ辰野の水道」と基本理念を定め、1つとして「安全でおいしい水」2つとして「災害や事故に強い水道」3つとして「健全な経営で信頼できる水道」4つとして「技術の継承」以上、4つの施策目標を立てて事業を進めてまいっておるわけでございます。以上です。

○向山（3番）

ただ今の説明のとおり、町水道ビジョンでは施策目標の2として「災害や事故に強い水道」を掲げています。現状分析を見ますと実施による被害予測として上水道の復旧に最高13日を要する、また上水施設の耐震率は僅か0.9%、統合前の小野簡水で11.1%。配水地耐震施設率は33.1%、小野簡水で12.0%。管路の耐震化率は1.5%、小野簡水で3.8%と示されています。統合やこれまでの事業による最新の値と現在進めている事業、あるいは具体化されている計画の中でこれらの値がどの程度改善されるのかお尋ねいたします。

○建設水道課長

最新の値については大きな変化はありませんので、これらの値がどの程度将来改善されるかについてお答えしたいと思います。この水道ビジョンの時にですね、業務指針として示した値がございしますが、まず地震による被害予測としての上水道の復旧日数ですが、これは平成14年3月に長野県の地震対策基礎調査における辰野町の上水道の復旧日

数として指標13日と設定したわけでございます。それから浄水場や配水地については施設の耐震化調査がまだ完了していない段階ですので、築造された年度が阪神淡路大震災後に見直された耐震基準が定めた平成9年度以降のものを耐震性があるものとして指標を作成いたしました。また、水道管につきましても耐震性の評価が済んでいない段階ですので、現在の水道技術で耐震性のあると評価されているダクタイル鋳鉄管の一部の種類と配水用ポリエチレン管を耐震性があるものとして指標を作りました。現在の指標値と現在実施、または具体的な計画がある駒沢浄水場改修事業、それと井出の清水の配水池更新事業の後の予測値となりますけれども、駒沢浄水場改修後では小野地区が58.5%となり上水道全体ではしかしながら0.1%という数値予測となります。次に配水地ですが、今後計画されている井出の清水配水池更新事業が完了しますと、新廃水池更新事業が完了しますと新配水池の計画容量が決定されていないため概ねですが、旧上水区域で約62.3%、小野地区を合わせた全体で53.8%の耐震化が完了いたします。水道管につきましては先ほど議員申し上げました数字で旧上水道区域で2.2%、小野地区では3.8%となっております。以上でございます。

#### ○向山（3番）

全ての管を整備をするというのは大変、今の状況の中では非現実的な方法だろうとは思っております。今お聞きする中では湯舟、つまり竜西、それから平出井出の清水、竜東、それから小野と地域的なバランスの中で災害時に対応し得るような配水施設の耐震化が進んでいくものというふうに理解をしております。いずれにしろ、一度にできないにしてもですね、その配水施設を確保しつつ応急給水体制の強化も必要なものだろうというふうに思いますので、ぜひ確実な対応をお願いをしたいと思います。一方で、町水道ビジョンでは簡易水道飲料水供給施設、簡易給水施設といった小規模施設における改善が必要な項目としてクリプトストリジウム等、対策指針におけるレベル3の水源であり、適切な上水処理が必要、あるいは渇水時に水源水量が減少する場合が生じているため早期の対応が望まれるとしています。しかし、これらの小規模事業では小規模事業ゆえに上水道以上に施設の改修等は財源的に厳しいものがあると思われま。これらの小規模事業は当初各地元の熱意によって自力で開設し、施設ごとに地元で管理運営し、今日に至っています。しかし、本来最も重要な生活基盤でありますからその安全性、安定性、そこから受ける安心において地域間格差があるべきものではないと考えます。町水道ビジョンにおいても「地域とともに未来につなぐ辰野の水道」を町水道事業の基本理



念とし、上水道事業への統合、一市町村一水道を掲げています。実質地域で運営している小規模施設の維持管理を町へ移管・統合していくことを早急に進めるべきと考えますが、町の方針、進捗状況についてお尋ねいたします。

○建設水道課長

町の方針、進捗状況ということですが、議員おっしゃるとおり辰野町一水道を基本に進めて最終目標は上水道への経営統合を目指してまいりたいと思います。統合できる小規模の水道は統合したり、上水道に接続できる所は接続も検討しながら進めてまいります。今年度は小横川地区の3箇所の水源地を統合し、浄水設備を整備する計画で現在、通水試験と水圧等の実証試験を現地で行っているところでございます。また、交付金事業によりまして小規模水道施設の管理支援事業として臨時職員1名を雇用し負担となっている水質検査時の採水や滅菌液の補充等、支援を始めてまいっているところでございます。続いて鴻ノ田簡水のように管路の改修を終えたり、また地価水を水源としてクリプトスポリジウム対策を早急にする必要がない簡水は地元の同意、要望のある統合可能な状況の簡水については統合を進めてまいりたいと思います。今後、小横川など整備を進め統合要望のある小規模水道の事業実施に向け、検討してまいります。以上です。

○向山（3番）

臨時職員とはいえ、既に人的支援が始まっているということでもありますから、こういった対応、継続していただきたいというふうに思います。移管・統合に向けての検討が具体化しているというふうに理解いたしました。小規模施設の移管・統合に際しては大きく2つの課題があるのではないかと考えます。1つはこれら小規模施設の施設面での水準がどうかということです。管路や浄水設備、滅菌設備において町へ移管・統合していくための基準というようなものがあるのかどうか、あるとすればどのような内容になっているのかお伺いいたします。

○建設水道課長

統合のための基準の有無ということですが、簡易水道をはじめ小規模水道はそれぞれ独自の水源施設や水道管があり、管理されてきております。今後統合を進める上で一定の水準までは整備していただいて統合しなくてはならないと考えております。大きく分けまして、1つとしてクリプト対策等が済んでいる浄水施設である。2つとして給排水管が改良済みである。3つとして各戸にメーターが設置してある。以上が大きな統合のための基準であると考えております。過去にですね、上水道に統合してきた簡易水道は

少なくとも水道管については破裂事故などを起こさないような管種などに改良工事を実施した後に統合されているのが現状でございます。以上です。

○向山（3番）

分かりました。小規模施設の移管・統合に際してもう1つ大きな課題は料金体系であると考えます。概ね各施設とも定額性で上水道よりも低料金であると承知しています。町へ移管・統合して町として住民に等しく安全安心の水道水を供給していくためには住民にも受益者として等しく負担をしていただく必要があると考えます。このことについての地域の皆さんに十分納得していただくことが重要であると考えます。これらを踏まえた上で移管・統合の議論を早急に進めていく必要があると考えます。各施設とも長い歴史、経過を持っているわけですから合意形成には丁寧な説明が必要です。工程表を作るなどしてプロセス、目標を明らかにして取り組むべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○建設水道課長

先ほど申しましたけれども、現在、現実的にですね移管・統合に向けて小横川地区では3水道の施設を1つにして浄水施設を整備することについて実施しておるわけでございますけれども、整備については浄水機分については町が負担し、建屋等は地元で負担する形で進めようということで話し合いが行われております。今後、この小横川地区をですねモデルにして他の小規模水道の地区でもクリプトスポリジウム対策をしてですねいきたいと思っております。今後は更に管路について各戸メーターの設置等、詳細な基準を整理してまいりたいと思っております。議員ご指摘のとおり現在小規模水道の料金体系はほとんどが上水道よりも安価な所が多いですが、今後は人口減による料金収入の減、水質管理費等、運営費用の増加により経営が困難になることも予想されますので、統合に向け計画的に進めていく必要があると考えております。総合的な工程表につきましては以上の点んを整理してから作っていききたいと考えております。以上です。

○向山（3番）

地元主体で運営されている小規模施設のクリプトスポリジウム対策に町が負担をしていく。それは移管・統合に向けての道筋の1つと考えます。統合に向けての基準づくり、工程表づくりも早めに進めていくことを要望しておきます。

○町長

今、統合の話が出てますけれどもそういった町の重要なことですので、進めていかな

きやいけないってことであります。ただ、議論の中に普段出て来ないがですね、町へ統合とか、そういうふうな話なんですけれども町の水道事業って言うんですか、町が直接じゃなくて町は企業として水道を行っているわけでありまして、それぞれ過去の経過あるわけでありましてけれども、町が直接ということではなくて上水道の中へ簡易水道が入って来ると言うことでありますので、上水道の加入者の皆さん方、こういったことも考えなきゃいけないということでもあります。ですから簡易水道がもう自分たちでできなくなったからさあ、じゃあ上水道で受けてくれっていう話にはすぐにはならないということでもありますので、町がそういったことでもってお手伝いをしながら簡易水道をある程度の基準に持って行ってそれで一緒になってやってそれを上水道へと、こういうふうな形になるわけでありまして、そこらへんのところを分けて考えないと何となく町はもっていても話をちっとも聞いてくれないとか、何とかって言う話になってっちゃうと思うんで、そこらへんのところはちょっと違うことがある、こんなふうに考えていただければとこんなふうに思います。それから、簡易水道の18年から話のことなんですけれども、簡易水道としてそれぞれの地区で補助金を貰えるって言うんですか、統合に向けて補助を出すということでもって各地区の所へご相談申し上げて、ぜひそういったことでやってほしいということをしたわけでありましてけれども、その手を上げていた所が小野簡易水道だけで、ほかのところは手を上げてくれなかったと、そういうことでありますので、こちらの方って言うんですか、上水の方の働きかけ、って言うか町の方の働きかけ方が悪かったってことはあるかもしれませんが、そういったことで地域ではやっぱり安い金額でやっていることに対して同じに上げるっていう、非常に抵抗があってなかなかこの今も進んでいかないっていう、そんなとこに原因があるかと思しますので、地域との話し合いって言うんですかね、そういったことを進めながらやってかなきゃいけないって言うことでありますので、ちょっと町も一気にじゃあ、あれもこれも全部そういうふうにするっていうことは非常に厳しい状況でありますので、そういった中で合意のできた所から順次にやっていく、こういうふうにはせざるを得ないんじゃないかとこんなふうに考えています。以上です。

○向山（3番）

地域の実情に合った町長からの答弁をいただきました。私も申し上げているように地域での丁寧な合意形成が必要だろうというふうに思います。ただ、各地域にしてみれば先ほどから申し上げているように人口減、高齢化っていう状況を踏まえていくと、この

まま維持をしていくのはなかなか困難になってくるだろうし、あるいは町の責任として安心安全な水を供給していくという責務があるわけですから、ぜひ町の方からも積極的に働きかけをして住民の皆さんの合意形成が進むようなことをお願いできればと思います。続いて同様の話になるわけですが、下水に関する町への移管・統合に向けた課題等について質問いたします。下水道も今や私たちの生活の中で清潔で文化的な生活を営み、河川の水質を維持していくための最も重要なライフラインの1つとなっています。辰野町の下水道は昭和61年3月に基本計画が策定され、平成4年3月に一部供用となりました。並行して特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設事業、及び合併処理施設によって生活排水の適切な処理を行っており、これらの整備によって生活環境や河川の水質の保全、快適な生活が実現しております。公共下水道等の集合処理による面的整備は完了し、これらの区域外において合併処理による整備が順次進んでいると承知しています。そこでまず、これらによる整備状況、進捗状況、維持管理体制の現況についてお尋ねいたします。

#### ○建設水道課長

下水道の整備状況、維持管理体制の現況についてお答えしたいと思います。議員のおっしゃるとおり、面的整備については平成20年度に完了し前年度末の町全体の汚水処理普及率は99.297%となりました。合わせて水洗化率が公共下水道で93.6%、特定環境保全公共下水道で92.7%、農業集落排水処理施設事業で96%となっております。現在は道路の新設事業などで必要な支線の下水道管工事を行うほかは水処理センターなどの重要施設を適正な維持管理を行うとともに、交付金事業を受けて水処理センターなどの長寿命化、耐震化を計っているところでございます。維持管理であります公共下水道、及び特環については町が全て管理しておりますが、農集については通常の運転管理、施設設備の補修等の管理を町は行っておりますが、使用料金の徴収と施設内の草刈りなどの業務をその集落の維持管理組合で行っていただいているのが現状でございます。以上です。

#### ○向山（3番）

辰野町においてはさまざまな方法で生活排水、汚水処理のための面的整備が行われているわけですが、これもまた辰野町の地理的な特性、多くの谷間に集落が発達していることによるものだと思います。この地理的な制約がなければ公共下水道によって整備することが理想だと考えます。したがって、下水道について下水道法第三条では「設置、

改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。」と定めておりました。公共下水道以外の処理方式においてもできるだけ町で管理していくことが住民福祉への公平な対応と考えます。そこで農業集落排水については、農業廃水処理施設の設置及び管理に関する条例の第1条で農集排施設は町が設置管理すると定め、第3条、第4条で各地区に農集排施設維持管理組合を設置し、これに管理を委託するという形を取っていることと思います。この農集排施設の建設整備費について現在も起債の償還が行われており、年額元利合わせて6,600万円、平成30年度の6,900万円をピークに平成44年度まで続きます。また平成26年度農業集落排水処理施設特別会計決算では使用料、他会計繰入金が主な収入で維持管理費のほかにこの起債償還に充てられていると思いますが、このあたりのお金の流れについて説明いただきたいと思います。

○建設水道課長

26年度の農集の決算の流れから説明したいと思いますが、まあ、農集につきましては整備促進の時代から現在は維持管理の時代となっております。前年度の決算、26年度決算でいきますと、歳入は使用料の収入が約2,900万円。一般会計からの繰入金が5,000万円。その他の繰越金などが収入となっております。5地区の農集の維持管理委託料など水処理施設の維持管理費が2,600万円。起債の償還金、元利合計が約6600万円に充てられているのが現状でございます。

○向山（3番）

上水道や簡易水道などに比べて下水道、農集排施設はこの二十数年の間に一気に整備されてきました。処理施設の大幅な改修はまだ少し先の課題かもしれませんが、いずれにしても今後の維持管理、改修等に要する費用はただ今の説明で言いますと農集排の使用料及び一般会計からの繰入金によって行われるというように理解いたします。そうしますと農集排の各維持管理組合は簡易水道の組合と異なり、まさに町から委託された日常の維持管理を目的としている組合で、組織であります。農集排施設を下水道施設へ統合していくことについて地元組織との経理上、財政上の問題はあんまりないと考えますし、統合のために施設の基準を設ける必要性もあんまりないように考えます。この下水道への統合についての方針、統合のメリット、デメリットについてどのように考えておられるのか伺いたします。

○建設水道課長

公共下水道への統合についての方針ということなんですが、これは県全体でも考えて

おりまして、県と市町村が共通の理念の下、お互いに協力、連携し整備、維持管理、経営の観点から20年先までの目標を定めて中長期ビジョンを作成しております。水環境2010構想ということで平成22年8月に制定しまして、持続的な生活排水対策に取り組んでいるところでございます。町としましてもこの水環境2010構想に乗っております維持管理経費の削減による経営の合理化をメリットとして公共下水道地区と隣接している沢底地区、及び辰野北部地区を平成32年を目標に公共下水道に統合を検討していくという計画を策定しております。反面、デメリットとしましてはこの農集排の処理場の廃止により後利用が統合としての趣旨にそぐわない場合は補助金の返還が生じてしまうということですので、もう1つは受益者負担金の地区単価、また使用料金が上水メーターによる算定と世帯割、均等割、利用割による算定の使用料算定の違いによるすり合わせも必要になってくるということでございます。以上でございます。

#### ○向山（3番）

下水道への統合についてメリットが大きい施設にあってはその統合へのプロセス、工程表を作って具体的に検討を進めるべきと考えますが、その進捗状況、課題について、課題は少し今、触れられましたがもう少し詳しく説明いただきたいと思っております。

#### ○建設水道課長

現在の進捗状況ということなんですけれども、既に県内でも農集と公共下水を統合したという経験があると言うか実績がある市町村からですね、統合までに要する期間、懸案事項、その後の問題点等について情報を収集している初期の検討段階になっております。農集をですね下水道へ接続する場合がありますが農集サイドとしましては補助事業により取得した施設ですので、使用しなくなる処理場などの後利用方法などに関する所定の手続きを行い、農林水産省の承認を得なければなりません。一方、受け入れ側の公共下水道サイドですが、受け入れる農集排地区の処理区域を下水道法の規定許可を取得する必要がありますので、一般的には下水道全体計画の見直し、下水道事業認可の変更、下水道事業再評価の手続きが必要となってまいります。先ほど触れました処理場の廃止など後利用が統合としての趣旨にそぐわない場合は補助金の返還が生じてしまうということですので、後利用方法によっては補助金の返還をしなくても良い場合があります。例えば地域住民の要望や活性化を図る施設に活用される場合ということで、具体的には防災備蓄倉庫、文化財の保管倉庫、郷土資料展示施設、有害鳥獣対策の資材置き場等々が現実に認められた施設となっております。現実にですね、地域の利用者が望んでいるか、

相当期間継続して使用できるかなど地区組合役員を通じて地域住民の皆さまの意向とか同意も取り入れていくことが必要かと思われまます。以上でございます。

○向山（3番）

ただ今の説明の中でもですね、処理場の後利用としてかなり参考になる一例があったと感じます。統合の検討を進める上で地元との協議の場が必要と考えます。辰野町農業集落排水事業連絡協議会が平成18年に廃止されているようですが、こういったものの再度復活っていうようなことも必要ではないかと思ひます。ところで新たに農集排に加入する場合について条例で加入申込金を納めることとなっており、その金額は町長が別に定めることとなっています。この加入申込金の額はそれぞれ地区によってどのようになっているのかお尋ねいたします。

○建設水道課長

農集につきましては建設時にですね分担金条例により地元負担金が全事業費の20%という規定がございまして、その地元分担金を当時の加入個数で割った数値が各地区の加入申込金ということで根拠となっております。各地区別の1戸当たりの金額なんですが、下横川地区で1戸63万円、沢底地区で168万4,000円、辰野北部地区で91万円、辰野北部西地区で122万円、上横川地区で93万3,000円となっております。以上でございます。

○向山（3番）

各地区によって大きな金額の開きがあります。これは下水道で言えば受益者負担金と同じ性格のものと理解しています。公共下水道においても面積、1平米当たりで都市計画税のかかっている土地の600円から小野特環の1,600円までかなりの差があります。ただ今の答弁で十分であります、これらの差について私は町で受益者負担金の額を定めた当時の担当者でもありましたので、少し識見を述べたいと思ひます。町が公共下水道に着手した当時は上伊那管内では既に農業集落排水に着手していた市町村はありましたが、公共下水道が先行する形で受益者負担金を定めたのは辰野町が最初であったかと思ひます。農集排施設における負担金は農業集落という性質から1戸当たりの負担金を定めるのが一般的でした。一方公共下水道については当時の建設省の指針において面積当たりの受益者負担金を定めることが妥当であるとされておりました。公共下水道では汚水のほかに雨の水ですね雨水も処理することが原則で、面積に応じて雨水の処理量が決まることから受益者負担金も面積当たりで定めることが妥当とされたと記憶しています。こうしたことから町では現在も雨水処理はしていませんが、辰野町の公共下水道の負担

金は面積当たりで定めることとなったものであります。農集排では当初から雨水処理を計画していませんし、ほかの先行した市町村においても1戸当たりで負担金の額を決めていたことから辰野町でも1戸当たりの負担金にしたわけであります。これらの基本的な考え方の上に、下水道、農集排施設の整備によって個人が受ける利益、すなわちトイレの水洗化による利便性の向上等に相当する部分を受益者負担金の総額として定め、先ほどの説明では全事業費の20%ということですが、それを受益個数で割り返して1戸当たりの負担金が決めたわけですね。その結果、負担金額に大きな差が生じました。当時間もさまざまな意見がありましたが、ご理解をいただきながら進めてきました。その背景には水道を自力で付設した時のようにできるだけ早く下水道整備による恩恵を願う住民の皆さまの理解があったものと思います。ところで、既にこれらの面的整備は完了し維持管理の時代に入っています。今はできるだけ負担の公平を図っていくべきものと考えます。ぜひ、見直しをしていくことを提案いたします。受益者負担金、加入申込金の見直しについてご所見をお伺いいたします。

#### ○建設水道課長

農集排と同様に公共下水道においても都市計画などほかの事業の兼ね合いもあり、受益者負担金の額が異なっております。このようなさまざまな経過がある中で、それぞれご理解をいただきながら下水道、農集排等の事業を進めてきたわけでございます。その結果ですね、先ほど言いましたように普及率、水洗化率はすごい高水準となっているわけでございますけれども、今後ですね、先ほど言いましたように統合協議の際に連絡会等で負担金については検討してまいりたいと思います。以上でございます。

#### ○向山（3番）

例えば、移住定住人口増のために町もこれから施策をいろいろ展開しようとしているわけですが、移住定住のためですね価格改修に50万円だったと思いますが補助の制度があります。そのほかに農集排加入負担金が例えば沢底で言えば168万4,000円とか、100万円前後のお金がかかるとなれば、これは二の足を踏む事態にもなりかねません。ここは一つ、統合協議の際と言わずにですね早急に検討に入っていただくよう要望いたします。

大きな2つ目の項目に入ります。時間が迫っておりますので、少し短めに質問をいたしたいと思いますが、道路の沿線や河川の沿岸の樹木の倒木や枝の落下による事故の防止についての質問であります。これからの積雪期に雪の重さで樹木が倒れたり、枝が落



下したり、また夏の豪雨や台風などによる同様の事例があった場合、それによる事故、被害は思わぬ大きなものになる可能性があります。毎年、風雨や積雪による倒木、枝の落下があり、それに起因する通行止めや停電、更には建物の損傷といった事故も発生しています。これらの事例が発生した場合、被害に対する損害賠償の責任はどのようなのか。樹木、山林の所有者の責任になるということになると思いますが、そのことが当事者、つまり山林所有者に周知されているのでしょうか。このような事故はないことが一番であります。したがって責任は山林所有者にあること、そして防止のための対策、危険の除去、つまり道路にせり出でいる枝は切るなどの対策を講じる必要があることを啓発していくことが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

#### ○建設水道課長

現在、区によってですね、危険と思われる木の所有者に伐採や剪定をですね促している地区もあると伺っておりますけれども、不在地主の方や木材価格の低迷により手入れができないケースがあると確認しております。町としましてもパトロールを強化しながら関係区と一緒にやって対応していこうと考えております。合わせて『広報たつの』やホームページにより周知してまいりたいと思います。国県道については伊那建設事務所に要望して速やかに対応してまいります。

#### ○向山（3番）

課題はいくつかあるのではないかと思います。山に手が入らないこと、山の経済的価値が失われてきており、また従事者も減ってきています。そもそも山林所有者が自ら所有していることを自覚していなかったり、所有者が町内にいなかったり、あるいは所有者の所在が不明な場合もあると思います。所有者の責任を周知していくことも大変だと思いますが、手を入れていくことも大変です。このような作業に対する補助制度はないのでしょうか。また、事故防止のための対策を講じても事故を完全に防止することは困難です。事故が起きた場合の賠償責任に対する保険のようなものはないのでしょうか、お伺いいたします。

#### ○産業振興課長

山林からの倒木、道路に張り出した枝の落下等によって通行中の歩行者ですとか、車両等が損傷する事故が発生した場合には樹木の所有者の責任を問われる場合があります。山林樹木の所有者責任については今、建設水道課長も申し上げたとおり広報誌ですとか、それから山林の場合には山林関係の会議ですとか、区長会などでも周知をしてまいりた

いと思います。それから作業に対する補助制度というものは、今のところございません。また賠償責任に対する保険も公的な部分、民間でもないように認識しております。こういう山林所有者等の負担軽減については国県への助成制度化について折を見て相談をしてまいりたいと思っております。以上です。

○向山（3番）

現状としてですね伐採への補助や保険がないっていうことは理解いたします。しかし尊い人命や財産に対する補償、事故防止のための対策は必要であると思います。しかも森林の持つ公益的な機能、すなわち水源涵養、土砂災害等の防止をはじめとする国土の保全、二酸化炭素の吸収や酸素の供給、生物の多様性の維持等々のさまざまな機能を鑑みてもこれらの課題に対する行政側の対応も必要ではないかと考えます。せめて、山林を所有していることが負の財産、負債とならないよう町単独での実現は困難としても、制度化へ向けてただ今、課長からの答弁ございましたが、国県への強い働きかけを要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

## 9. 延会の時期

12月8日 午後4時 52分 延会

平成27年第8回辰野町議会定例会会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成27年12月9日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井	庄治
議会事務局庶務係長	菅沼	由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番	熊谷	久司
議席 第12番	垣内	彰

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さん、早朝から大変ご苦労さまです。定足数に達しておりますので、第8回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席6番、堀内武男議員。

**【質問順位8番 議席6番 堀内 武男 議員】**

○堀内（6番）

おはようございます。先に通告いたしました2件について質問いたします。1件目は介護予防、及び生活支援活動について質問をいたします。この項目は昨日の瀬戸議員、並びに岩田議員の質問と重なります。重要な項目ですので本日初めて聞く方も大勢いらっしゃると思いますので、重複項目については簡便に解答いただくということで、私は全部実施したいと思っております。まずはじめに地域包括ケアシステムの狙うところについて質問をいたします。高齢者人口の増加に伴い要介護人口の増加が予想される中で、医療や介護の利用者が増加し、介護保険料の負担増大が懸念されています。高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く、自分らしい生活が続けられるようお互いに協力し合う仕組みづくりを行い、サービスの充実だけでなく地域での支え合いが大切となります。しかしながら「変更内容が複雑でなかなか理解できない」等の意見が多く聞かれますので、今回介護予防に重点を置いて取り上げてまいります。ここで質問いたします。変更に伴う、辰野町における地域包括ケアシステムの概要についてお尋ねいたします。

○町長

堀内議員さんにお答えをしたいと思います。今日は傍聴席大勢の方においでいただいて大変ありがとうございます。さて、介護って言うんですか地域包括ケアシステムのご質問でございます。今、議員さんがお尋ねになられましたように、介護保険という形の中で、制度疲労って言うてはあれですけども「高齢者の方がたくさん増えてきて、今までのような入所、そういった対策だけでは行き詰って来る」と、こんなようなことが言われてまいりました。ちょうど介護保険の改正に合わせて地域の人たちがですね、それぞれ尊厳を持って住み慣れた地域で生活したい、そういったことを目指して地域の皆さん方がそれぞれ役割を担って地域でそういったものを取り組んでいきたい、こういうことが狙いであるわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたように2025年のこの超高齢化の団塊の世代が後期高齢者に、そういうふうな時代に合わせてですね制度も大

変厳しくなってきたということ、地域の皆さんにお願いするということでもありますので、大変分かりづらいつて言うんですかね、大きく変わる時点でもありますのでそういったことをこういった機会に地域の皆さん方に知っていただいて、どんなことをしていくのかっていう、そういったことをご理解いただける良い機会だとこんなふうに思っています。それぞれの構築状況だとか、内容については担当課長の方から申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○保健福祉課長

皆さん、おはようございます。それでは地域包括システムの狙うところということでご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。地域包括ケアシステムの目的につきましては、高齢者の尊厳、個別性の尊重を基本にできる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することを目的とするものでございます。要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体量の拡充や介護、医療、保険、福祉と連携を目指します。具体的には医療が必要な高齢者や重度の要介護高齢者についても、可能な限り在宅で生活できるよう支える仕組みを作るのが目的の1つであります。それから一人暮らし高齢者や虚弱な高齢者を在宅で支える仕組みがござひます。それから認知症高齢者を在宅で支える仕組みがござひます。入院しても円滑に退院が可能となる仕組みづくり、それから在宅での看取りができる仕組み等を構築したいと考えております。

#### ○堀内（6番）

ただ今、在宅を基本としたシステムの構築という話がありました。そこで介護サービス事業に対する取り組みについての質問に入りますけれども、その中で現在、予防通所介護、これはデイサービスと言われていると思ひますけれども、受けている方ってというのは27年度そのまま継続利用できるという形だと思ひますが、平成28年度からその利用内容が変わるといふことがあると思ひます。そこで質問いたしますが、現在予防通所介護を受けている方は平成28年度からはどのようなサービスが受けられるのか。あと、サービスを受けられるのはどのような人が受けられるのか。あるいはその負担につきましてはですね現行に比べてその差があるのか。「よつば」については1回200円ということが決められておりますので、「あゆみ」での内容の比較。特にまたあとで話ますが、1割負担の方についての要介護1という方についての比較をお願ひしたいと思います。

#### ○保健福祉課長

それではお答えをしていきたいと思ひます。まず現在の予防通所介護を受けている方

は28年度からどのような形になるかということでございますけれど、ミニデイサービス「よつば」、デイサービス「あゆみ」、「リハビリ教室」の3種類から状態に応じまして計画に基づくサービスを受けていただくこととなります。またこの今の3つにつきましては同時に2つのサービスのご利用も可能でございます。それから2番目のサービスを受けられるのはどのような方かということでございますけれど、これにつきましては介護認定を受けた要支援1、2の方、それからチェックリストというのが一番最初でございますけれど、そのチェックリストで該当になった方が対象となります。それからその費用負担の関係でございますけれど、「よつば」の場合でございますけれど、入浴送迎も利用した場合、1回利用料は約360円程度になるのではないかとこのように考えております。これにつきましてはまだ検討段階でございますので、今後検討の上、要項等をお作りしてお示しをしたいかと思っております。以上でございます。

○堀内（6番）

ただ今、サービス受けられる方はどういうことかという内容を踏まえたり、費用の関係の話がありました。デイサービスの「あゆみ」とミニデイサービスの「よつば」が受けられるということが確認できましたんですけども、その負担については従来よりも少なくなるんですかね、多くなるんですかね、ちょっとそこらへんはどうなんでしょう。

○保健福祉課長

入浴送迎とかそのところの負担の額ですね。そうですね、それほど変わらないっていうふうのうちの方では考えておりますけれども、はい。

○堀内（6番）

そうすると今回、入浴を含めた内容にいきますと費用的には変わらないと、システムは変わっても変わらないということですが、ただこの中で今回2割負担の方が出てきたと思います。従来は1割負担だったわけですが2割負担になる方が増えますので、その方は確実に負担増ということになるかと思えます。そこで、質問ですけれども2割負担に該当する方は何人いらっしゃるのか、その割合はどのくらいかお尋ねいたします。

○保健福祉課長

8月現在の認定者の数が1,043人ということでございまして、その中で2割負担になる方は約63名でございます。パーセンテージにしますと約6%ということになっております。

○堀内（6番）

6%の方につきましては、従来よりも負担が増えると思います。それで「あゆみ」と「よつば」の事業を受けるには、基本チェックリスト該当者でなければいけないということになりますが、このチェックリストを受けた方はちょっと難しくなりますが認定、非該当、及び二次予防対象者であっても総合事業の中での通所型サービスを受けられるということになるのかどうか、そのへんを再度質問いたします。

○保健福祉課長

二次予防の対象者につきましては介護認定の、先ほどおっしゃいました非該当者、及びチェックリストの該当者が総合事業って言いますかね、の対象ということになります。

○堀内（6番）

そうするといずれにしても重要なことは、このチェックリストを受けるか受けなかったかということ、どのような介護予防を含めての内容で利用できるかということになるのかなというような気がします。その中で今、話がありました「よつば」の話がございました。通所型サービス「よつば」の狙いと将来像についてちょっと質問いたします。平成27年5月より現在5会場において開始されております。これは協力事業所と高齢者生活支援サポーターによってサービスが提供されていると思います。ここで質問いたしますが、通所型ミニデイサービス「よつば」の狙いは何か、将来的に拡大計画の構想、その時期についてお尋ねいたします。

○保健福祉課長

それでは、「よつば」の狙いは何かということがございますけれど、参加者の生活の質の向上は当然でございますけれど、これは介護予防を目的としているということがございます。それから将来的な拡大計画の構想はということがございますけれど、利用者ができるだけ身近な会場で参加できるように開催を考えております。現在は各区、1会場を上限ということ考えております。以上です。

○堀内（6番）

最終的には今、5箇所ですんでそれを17区に広げていくという形だと思いますので、その拡大計画につきましてはですね、今後またそのあとでまたちょっとまた話の中で出てくると思いますけれども、その中でこれを支える人たちとして高齢者生活支援サポーターというのが今回設立されております。その役割と増強計画について質問をいたします。今回の改定によりサポーターの位置づけが通所型及び訪問型サービスにおいて非常

に重要な任務を負うということになると思います。本年のサポーターの登録状況は昨日の中で98名が登録されているという説明がありました。これは先ほど5箇所が17区に拡大するということになりますと、この98人では到底消化できないことになると思いますが、将来的な計画拡大に合わせてこのサポーターをどう増強するのか、その規模を含めてお答え願いたいと思います。

○保健福祉課長

はい、サポーターの増強計画ということがございますけれど、全ての総合事業ですね「結」とか「あゆみ」とか「よつば」「リハビリ教室」等があるんでございますけれど、単純に計算をしておりますけれど、約600人程度の養成が必要ではないかというふうに現在のところ考えております。

○堀内（6番）

今、600人ということになると今の約6倍を確保しなきゃいけないということになりますね。そうすると逆に今、時期的なことをちょっと話しましたがこれもこれを養成するっていうのは非常に大変な労力と日数がかかりますが、逆にその日程が確保できない、その人数が確保できなければ、その拡大は不可能であるということになると思いますが、そこらへんの考え方はいかがでしょうか。

○保健福祉課長

「よつば」につきましては現在5事業所でやっているところでございますけれど、これが各區で1つの「よつば」を開くというね、それにも当然時間がかかってくることでございますので、それに合わせて順次やっていくという、増強をしていくという形でございますので、時間的には即、何百人という話ではございませんので、それぞれのチェックリストの関係もございますけれど、それに合わせた形で当然増強していきますので、現在600人増強するのも何年後とかそういうことはございませんけれど、可能なというふうに考えております。

○堀内（6番）

そうしますとですね、最終的にはサポーターが揃ったところで17区に拡大するっていう感じだと思いますので、そのへんはまたどういう期間、スパンを含めて計画するのか、また明確にした状況でですね推進をしていただきたいと思います。続きまして訪問サービス「結」の狙いと課題について質問項目に挙げましたが、時間の関係がありますので意見だけ述べさせていただきます。通所型サポーターの活動は協力事業所の下で



行われますので大きな問題はないと思いますけれども、訪問型サービス「結」はサポーター単独で、個人の家でサービスを行うこととなりますのでプライバシーの問題とともに秘密保持の問題が非常に懸念されるということになります。実際に善意で行った行為に対してのトラブルの事例も聴いておりますし、難しさを訴えている方もおり、逆に「2度とやりたくない」との声も聞かれます。地域の軽度の支え合いサービスとして非常に望ましいことで、非常に拡大していかなきゃいけないという状況になります。慣れ合いの怖さもありますので、今後これはサポートするのは多分、協力事業所だと思いますので、そのへんの強力なサポート指導というのをですね、今後の指導の中で活動していただければありがたいと思いますので、これは提案だけとしますのでよろしく申し上げます。その中であと、予防事業利用対象者掌握の仕方ということで、先ほど話ししましたように予防事業の対象となるためには、チェックリストを受けないと駄目だという形だと思います。その関係でですね、サービスを新規に受けるためには地域包括支援センターに相談に来て、そこでチェックリストにより確認を行って、総合的に判断され介護認定するのか、どうなのかっていうことをすることになると思いますけれども、ここで質問いたしますが、すなわち地区介護予防事業以外は基本、チェックリストを受けない限りサービスを受けられないということで判断で良いのか。あと、地域包括支援センターに相談に来られた方が、まず対象とのことであれば、これはその非常に受動的、受身であるというふうに考えます。要介護状態にならないためにも積極的に参加を促す方法等が必要だと思いますけれども、その拡大に向けた活動をどのように進めているのか、考えているか見解をお願いします。

#### ○保健福祉課長

一応、チェックリストを受けない方のサービスは受けられないかって、そういうことと、もう1つ拡大に向けた活動をどのように進めていくかっていう見解でございますけど、前段と後段合わせてちょっとお答えをしたいと思います。来庁以外に電話等で直接お見えにならない方にはこちらの方で訪問もしております。また、地区の介護予防の事業の場でもチェックリストを毎年実施しております。それから更に認定を受けていない65歳から75歳未満の方全員にチェックリストをお送りすることをこれからして普及、啓発に努めてまいりたいと思います。それから毎月開催しております後期高齢者医療保険の説明会の際にチェックリストの説明を実施しております。来年度はこの際に現在作成中ではございますけれども、介護予防手帳等の配布も予定をしております。

○堀内（6番）

先ほどちょっと話してみましたように、いかにして介護者を増やさないという条件としてやっぱり介護予防という活動を積極的に行うことが必要だと思います。その中でやっぱり基本になるチェックリスト、それを受けてもらうということが一番スタートになるかと思いますので、そんな形を踏まえた内容で十分な活動に繋がるような動きをしていただきたいと思います。続きまして最後の質問になりますが、1問目の最後の質問ですが、地区介護予防事業運営形態の変更内容について質問いたします。現在17区27箇所月1回程度の予防事業が各事業所ごとの指導推進により実施されています。平成28年度よりこの推進が各地区の運営に移行されると聞いており、危機感を抱いている声が多く聞かれます。今後地区の負荷増が懸念されますし、地区によっては「役員の引き受け手がないよ」という声も聞かれます。ここで質問いたします。事業所運営形態から地区に変更される骨子、形態が地区に投げかけられてしまうという変更の骨子は何か。またどの様な事業を目指しているのか、この事業の衰退を懸念されますが、そのへんの見解をについてお尋ねいたします。

○保健福祉課長

運営形態変更の骨子と事業衰退という形の懸念をされているということでございますけれど、地区の一時の一般介護予防と言われているものが、これからは来年から総合事業というものを開始いたしますので、地域で長年実施していただきました介護予防をこれからは一般高齢者のふれあいの場所として位置づけていきたいと考えております。したがって地区介護予防の呼称も変更して、仮称ではございますけれど「ふれあいサロン」というような名前にいたしまして気軽におしゃべりに来る場所として地区介護予防についてはこれからは考えていきたいと思っております。

○堀内（6番）

ただ今、「ふれあいサロン」というお話がありました。骨子関係は確認いたしました。本当にその各地区が現状で自活できる状況にあるのかというのは、非常に理解に苦しむ内容であります。私は非常に危機感があって本当に衰退してしまうのではないかっていう危機感を持っております。再度質問いたしますが、運営に対しての補助は従来と変更はないかどうか、町からの講師の派遣、手配、あるいは年間計画を立案する場合においてその指導は確実に町の保健福祉課で担当できるのか、するのか。もし各地区で推進のためにですね、事業所を頼んだりした場合その費用補助っていう考えはあるのかお

尋ねいたします。

○保健福祉課長

今、3つほどご質問いただきました。運営の補助についてということで、まずございますけれど、今までは基準額というのがあってそれを皆さんに一律お渡ししていましたが、これからは各区の高齢化率とか人口を考慮し、現在よりは増額する形で補助をしたいというふうに考えております。それから町からの講師の派遣の手配等のお話でございますけれど、講師の派遣、計画づくりにつきましては皆さんとご相談の上ですけれど、地域包括支援センターが計画等も当然立案に携わっていきますので、その点をご心配ないかと思えます。それから、各区で事業所を頼む場合はっていうようなお話でございますけれど、ここにつきましては、事業所につきましてはうちの方の「よつば」の運営をこれから各区に広げていきますので、そこを任せたいと思っておりますので、一応事業所へのご依頼はちょっとご遠慮していただいて、地域包括支援センターの方で全て計画等を作ってまいりますので、それでご了承を願いたいと思えます。

○堀内（6番）

少なくとも地区が活性化し、頑張るためには今話あったように保健福祉課、包括支援センターの関係が十分力を発揮していただくことが必要だと思います。地区介護予防事業が一番身近なところで気軽に予防事業ができる重要な事業です。サロンとして気楽にふれあう場所での事業であるとの見解でありましたけれども、実際的にはですね十二分なフォローをお願いをしたいという状況です。1問目の最後の項目ですけれども、その中で地区介護予防事業と通所型サービス「よつば」との住み分けについて、今、ちょっと話がありましたけれども、お話させていただきますが、先日も「よつば」事業を見学させてもらいました。その折、事業所ではなくてですね住み慣れた地域の場所で実施されますし、協力事業所の指導の下に支援サポーターの協力を得て実施されているのが現状でした。しかし内容的に見るとですねほとんど現状行っている、地区で行っているものとほとんど変わらないのかなという形ですが、実施回数が月1回から週1回に増えるということと、時間も長くなりますので、そういうことでは大きな差があるのかなと。ただあと、先ほど言いましたようなチェックリストを受けてないとですね、その「よつば」等の支援は受けられないことになりますんで、そこらへんの違いがあるのかなって気がいたしますが、そこでもう1回ですが、地区介護予防事業と「よつば」との住み分けは何か。「よつば」は地区に拡大して、暁にはですね、地区介護予防事業に取っ

て代わる要素、取って代わる要素があるのではないかと思います、そこらへんの見解をお願いいたします。

○保健福祉課長

「よつば」と地区介護予防の住み分けという形のご質問でございますけれど、議員ご指摘のとおり基本、チェックリストで該当になった方、または要支援1、2の方がご利用するサービスが「よつば」でございます。先ほど、ご説明しましたとおり地区で開催していただく1次予防ってね、今の段階で1次予防なんですけれど、はサロンでふれあいの場所って言いますかね、皆さんでふれあいの場所になっていただいて、そこらかまた新たな発展をって私どもの方はちょっと期待しているわけでございますけれど、当面はふれあいの場所としてなりますので、その取って代わるとかってそんなような形のあれではないかというふうに私どもの方では考えております。以上でございます。

○堀内（6番）

住み分けについては今、説明ありました。多分「よつば」が地区に拡大すれば参加費用の負担が少し増えますけれども、回数も増えますので、それで大体できるのかなってというような気もいたしますけれども、いずれにしても先ほど言ったような基本チェックリストにより評価を積極的に受けなければ「よつば」での事業が参加できないということです、そこらへんをきちんとやっぱりやっていただくという状況になりますし、しかし地区介護予防事業はですね、地域事業を切り捨てるっていう形にならないようにその動きにならないような形を切に望みますし、非常に介護予防は重要な施策ですし、地域の活性化については現状の地区、介護予防っていうのは非常に重要な内容を占めておりますが、本当にサロンという形だけで良いのかどうかってというのが今後の課題になるのかなっていうふうに私は感じております。非常に複雑な状況がありますが、きめ細かな説明を心掛けていただいて介護予防として福祉の向上に繋がることを切望して、1件目の質問を終わります。

続きまして、2件目の質問に移ります。荒神山公園の環境整備について質問をいたします。荒神山はですね、荒神山公園は温泉があり、子どもから大人まで運動の場があり、また芸術に親しむ等、町民の憩いの場所であり、運動を通じて健康を維持向上する場として、また観光に寄与する場として大きな役割を担っております。近年、環境整備がいろいろな点で年々行われ、町内外から多くの方々が訪れて来ております。ここで質問いたします。荒神山公園は将来的にどのような姿を目指しているのか、簡単にお答えを願

たいと思います。

○町 長

堀内議員さんにお答えをしたいと思います。荒神山公園、今議員さんおっしゃっておられましたように非常に多くの人たちがここを愛していただいて、訪れていただいてって、非常にありがたいことでもあります。荒神山の将来って言うんですか、目的だとかそういうものは今までも申し上げてまいりましたけれども、豊かな自然の中で住民の皆さん方、文化的で健康な生活を送る、そういった施設、いろいろありますけれども、そういったことでもありますけれども、実質的には私がこう考えているって言うんですか、思っているのはですね、今まで多くの先輩の皆さん方が育て、育んできた荒神山公園をですね、これからも機能的にも維持をしたい、こんなふうに思っています。ただ、時々状況によりましてなかなか施設の更新だとか、そういったものが思うようにいかない、こんな状況下にありますけれども、できるだけそういった障害をですね乗り越えて今の維持をしていきたい、こんなふうに思っていますので、これからも町の皆さん方に愛される公園であり続けたいと、こんなふうに思っております。以上です。

○堀内（6番）

憩いの場、町の皆さんに愛される公園という形を目指すということでした。非常に施設ほかも老朽化しているっていう形で保守点検も含めて大変な状況があると思っておりますけれども、ぜひそのへんを進めて長期的な展望で進めていただきたいと思います。今回はですね、荒神山公園の環境整備ということについてお話をさせていただきます。花が観賞できるつつじの管理施策についてお尋ねいたします。たつの海周りは春は桜が咲き乱れ、町内外の多くの方々が桜の花見見物に訪れて、かなり名所となってきております。また周辺には約2,400株余のサツキ、ツツジが植えられておりますが、残念ながらそれがなかなか花が咲かない、花が付かない状態が続いていると私は思っております。かなり株も大きくなっておりますし、また草刈り等の遅れも目立ちます。ここで質問いたします。公園の中でかなりの面積を占めるツツジを公園のシンボルとして楽しむために、ツツジの存在目的は何か。またどの様な年間の整備計画を立案されているかお尋ねいたします。

○生涯学習課長

ツツジに関するご質問でございます。今、議員さんおっしゃいますとおり公園の中には約2,400本のサツキ、ツツジが植えられております。これは春の花の開花、それから

開花後の刈り込みによる景観整備、これによりまして訪れる方々の心を和ませられるような公園を目指しているところでもあります。しかしながら、ここ数年はこの刈り込みなどを行ってこなかったために、株も大きくなりました。また、下草やツルなども伸びて花の開花はもとより、景観的にもよろしくない状況でございました。このことから今年からこのサツキ、ツツジの剪定とともに下草やツルなどを刈り取るなどの整備を実施をいたしました。しかしながら、本数が 2,000 本を超えるということで大変多ございますので、剪定あるいは下草刈り込みを終了するには 4 箇月ほどを要しました。したがって、来年の開花が期待できるかどうかということについては大変不透明な部分がございます。以上でございます。

#### ○堀内（6 番）

ただ今、ツツジ、サツキの関係のですね、その何のためにそこにあるのかっていう存在目的を答弁いただきました。確かに花を皆さんで観賞するっていうことと、そのための景観、確認をするという 2 つがあると思います。花は多分、2 週間くらいですので、全体的には景観を確保するっていうことは非常に大きな要素であろうと思いますが、ただやっぱりツツジ、サツキというのは花が咲いて「きれいに咲いたよね」っていうことを感じる事が大きな要素だと思いますが、その中で花が咲かない原因は何があるのか、それはどう考えておりますか。お答え願いたいと思います。

#### ○生涯学習課長

先ほども申し上げましたように剪定、あるいはそれに伴う下草の処理、こういった環境整備を行ってこなかったということが 1 つの原因というふうに考えております。それともう 1 つは、サツキが多く植えられているということでもありますけれども、サツキについてはただ放っておいては駄目で、肥料がないと花がつきにくい性質があるということも言われていますので、これも 1 つの原因かなというふうに捉えております。

#### ○堀内（6 番）

原因は今、おっしゃったとおりの内容だと思いますが、やっぱり先ほど言ったように 4 箇月くらい整備にかかったということになりますと、サツキ、ツツジ関係につきましてはですね、花が終わるか終わらないかくらいに刈っておかないとですね、なかなか来春花が付かないと、咲かないということですので、また後でちょっと話をしますけれども、いずれにせよですね、それと同時に先ほどの肥料の関係。これも造園業者の方、おっしゃっております。「ツツジは良いけれども、サツキは肥料食いだよ」と。「だか

ら非常に費用がかかる、肥料の費用がかかる」ということを言われておりました。そんな形ですね、先日も現場へ行ってみました。多分、1箇月以内くらいに刈ったんじゃないかと思えますけれど、今の時点で刈り込みをしてありました。ということはですね、何かと言いますと、非常に職員方が努力されて草も刈っていただいたりサツキも剪定されているという状況ですが、今の時期に刈ったのではもう来春は絶対花が咲かないね、ということだろうと思えます。そんな形で質問いたしますけれども、やっぱり花を咲かすためには取りあえずやっぱりどうすれば良いかっていう、造園業者のですね力を借りるっていうことも1つ必要であろうと。刈り込みの時期が限定されますので、綿密な計画、あるいはそれなりの一時的に人を投入するということも踏まえてですね、行っていないとなかなか花が付きづらい状況になってしまうと。そのためにはですね、そのへんの予算付けというのがやっぱり必要になってくるんじゃないかと思えますが、見解をお尋ねいたします。

#### ○生涯学習課長

堀内議員さんのおっしゃるとおりでございまして、町内の造園業者さんの方にこういった業務を委託をするとした場合の費用などについて調査を実施をいたしました。その結果、サツキを中心に約2,400本以上ということの本数でありますので、これに関わる費用については100万円を超えてくるというお話でございます。もう1つは今現在、草刈りを年2回シルバー人材センターの方にお願いをしております。この業務につきましても草刈りだけでなく、剪定の業務も合わせて実施ができないかということは今、シルバーさんの方へもご相談を申し上げているところであります。以上でございます。

#### ○堀内（6番）

いずれにしてもですね、その時期的な内容と費用もかかるということはあると思いますが、緻密な計画を立てて行っていただくということで花をぜひ咲かすようなことを行っていただきたいと。造園業者の方に頼みますとですね、100万円以上かかってしまうということで、その費用の捻出をどうするかってことはありますけれども、少なくともやっぱり憩いの場、花が咲くってということに対しての見返りはあると思えますので、ぜひ、それは確認をしていただきたいと思えますが、その中で、先ほどちょっと今、話がありました。ツツジは肥料がいらないと。サツキは非常に肥料がいるんでこれからもその剪定以外にも肥料代がかなりかかるんじゃないかと思えますが、鶴峰公園あたりはほとんどツツジが多いという状況ですが、今後長期的な見解の中、計画の中でですね、

やっぱりツツジに切り替えていくっていうことも必要ではないかと。今後の費用っていうことを考えたときですね、ツツジって言うのは非常に強いものですので年月を置いていけば替えるっていうことは非常に可能だと思いますが、そのへんの見解はどうなのでしょう。

○生涯学習課長

ご提案をいただきましたツツジへの転換ということでもありますけれども、これ相当多い本数でありますので、植え替えということになりますとそれなりの日数、あるいは費用もかかってまいります。植え替えた以降もこういう全体の景観、環境あるいは継続的な管理ということも関わってまいります。また、費用につきましては財政的な面からも考慮しなくてはならないというふうに考えておりますので、慎重にここは検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○堀内（6番）

ぜひ、検討をいただきたいと思いますが、続きまして桜の樹木のでんぐ巣病の対策について質問させていただきますが、冒頭に話もしましたように非常に公園は桜の名所があります。ほとんどの木が現状でんぐ巣病に罹っております。これはご承知のとおり、春花が咲かなくなりますし、これはタフリナ菌により春先に拡大し放出されるということで最終的には桜が枯れてしまうという状況になっております。そんな形で、でんぐ巣病対策をどのように考えているのか、開花前の勝負になります。この冬が一番の勝負だと思いますけれども、この早急な対応を考えていただきたいのと、「撲滅に向けて最低はやっぱり3年はかかる」と言われております。そのへんの計画を立て推進することを提案しますが見解をお尋ねいたします。

○生涯学習課長

ご指摘のでんぐ巣病でございます。公園の全体で見られる状況でございます。特にたつの海西側のジョギングコース、今回整備をいたしましたジョギングコースの周辺、この桜の木に病巣が多く見られております。病巣部の駆除につきましては、外の業務の非常勤職員3名が毎年この冬の間、寒い時期に伐採をいたしまして、伐採をした部分につきましては防菌剤等を塗るなどの保護を行ってきております。しかしながら、今申し上げましたそのジョギングコース、ご承知のとおりゴムチップ舗装を施しました。その関係で、今まで使えた高所作業車ですとか、重機等が今入れない状況でございますので、この伐採に苦慮している部分もあります。しかしながら、いろいろ工夫をさせていただ



いて何とか、1つでも病巣が駆除できるように今取り組んでいる最中でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○堀内（6番）

少なくともやっぱり桜、非常に名所になっていますし、さくら祭りも行われたりするというので非常にあそこにとっては、重要な樹木ということになります。そんな形で今、努力しているということですが、毎年多分まだまだこれから出てくると思いますし、非常に作業にも高い所でやんなきゃいけないってということと、そこに薬を、防菌剤を塗らなきゃいけないってということで、非常に作業が大変だということ、「あれを全部やると業者に頼むと300万円以上かかるよ」という話もお聞きしておりますけれども、そんな形で大事にならないうちに少しずつ行っていくということは、ぜひ行っていただきたいと思います。最後の質問に入ります。ウォーターパーク周りの環境整備についてお話をさせていただきます。今回の環境整備の点からウォーターパーク周りの現状について質問させていただきますが、本年3月の質問の折には補助金の残存期間の話がありました。最大で18年ありますとのことでした。逆に言うと「使っていない所で補助金は使わなければなんぼじゃないの」という考え方もあるじゃないかと思われましてけれども、将来的な展望もさることながらですね、環境上、非常に思わしくない状況が見られます。行って見てもらえば分かりますが、プールには水が今入っております。底には遠くから見ただけですので分かりづらいのですが、かなりヘドロ状のものが溜まっています。夏場には多分ボウフラが沸いていると思いますし、近所の人には異臭の話も聞きます。衛生上から言ってもですね好ましい状況ではないと私は思います。特に溪流下りの部分はすぐにですね、遊歩道があつてそこを歩いて来ますと、もう全然手が入っていない状況で環境上、あんまり良い状況じゃないと感じる人が多いかと私は思います。ここで質問をいたします。プールに水をいれて置く必要があるのか。私的には再利用がない限り水を抜く必要があると思います。それと同時にもし安全性ということになれば逆に埋めてしまってもいいんじゃないかっていうような気がいたします。また環境上ですね全体を今後、どの様な管理が必要であるか考えるか見解をお尋ねいたします。

#### ○生涯学習課長

ウォーターパークのプールに関するご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、ウォーターパークの中にはいくつかのプールがございますして全て水が入った状態でございます。住民の皆さんがこのプールの中に自由に入るとことは基本的にはで

きませんけれども、ご指摘のとおり安全面、衛生面、あるいは景観面、そういったことにはあまりよろしくない状況であるというふうに思われますので、管理する公園管理の方とそれからあそこの活用の計画を進める課の方と、そういったことで庁内でまた関係する課と調整をさせていただいて対応を検討してまいりたいと思います。

○堀内（6番）

ぜひ、環境上ですね、素晴らしい公園の中にいろいろの点で弊害になる部分を今回3点指摘させていただきましたが、町民に愛される公園という状況を継続するということはぜひ行っていきたいなと思いますし、行って行っていただきたいと思います。以上、荒神山公園に関する環境整備について質問いたしましたけれども、過去の遺産を引きずることなく、心がなごむ何度も訪れたい公園として管理されますよう祈念してですね、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席4番、中谷道文議員。

**【質問順位9番 議席4番 中谷 道文 議員】**

○中谷（4番）

私は、今12月議会一般質問では事前に通告してあります、2点の質問をさせていただきますと思います。1つはT P P大筋合意に伴う今後の町の対応や取り組みについて。2点目は、観光と農業をセットにしたグリーンツーリズムで元気な町、元気な地域づくりを進めよう。この2点をテーマに選んでみました。9月の一般質問では私は辰野町に観光振興でまちづくりを進めたらどうかという提案を申し上げ、観光事業に対する作戦を発表させていただきました。今回はT P P大筋合意を受けて大きく変わろうとしている農業情勢の変化を踏まえ、T P Pを逆手に取って農業と観光の結びつきを強化する中で交流人口増加や地域の農長振興に生かしてはと、こんなことで話を進めさせていただきますと思います。

まず最初の件でありますけれども、T P Pについて町長はどのような思いやら感想があるか。また、2点目は大変重大な問題でして政府もいろいろな提案をしておりますけれども、そのような記事を見た中で辰野の中核農家の皆さん方がどんな思いでおるか、どんなことを希望しているか、そんなことが心配になりまして少し10軒ばかり中核農家を回りましていろいろとお聞きしてきたことをまとめて提案したり、また一緒になって考えていただきたいと、こういうストーリーでありますのでよろしくお願いします。ま

ず、質問に入る前に若干前段の部分がありまして、少し、前段が長くなりますけど、お聞きとりのあと、よろしくお願ひしたいと思います。1つはJ AのT P Pの影響額試算でございますが、これは皆さん新聞で承知のように県全体では390億円、それから上伊那では13億円、当辰野町では3,176万円減少というような試算が出されております。県では約15%、上伊那、辰野で同じく10%近くのもの生産額に影響があると、こんなことを報道しております。また国のT P P対策についての考えの発表等を整理させていただきますと、農政新時代と題して攻めの農業を模索するとして3点を提起しています。1点は経営安定を中心にマイナス影響の抑制策を講じ生産者の不安を払拭する。2つ目は成長産業化に向けて競争力強化、体質の強化、革新的な技術の研究開発。3番目は夢と希望の持てる農政新時代を構築したいと、こんなことで人材力の強化、生産資材の価格形成の仕組みを見直し、流通、加工の業会構造の確立、土地改良事業や農業委員会制度の改正や、戦略的輸出体制の整備、原料や生産地表示等対策を進めるとしています。また県の方へお聞きしてみたところでは、県の対策対応は2月の正式国会批准を待って対応策を検討するとしているようであります。当辰野町としても何らかの対応や支援が必要と感じます。昔からよく言われる言葉に「農は国の基」農業が衰退すれば国が滅び地域も当然衰退します。こういう内容のストーリーで進んでいくんではないかと考えるしだいであります。特に米価は1万円を割り込み採算割れ、長野県特産の果樹や野菜は40~50%も影響を受けるとし、大変な事態が予測されております。私ごとでありますけれども、少しばかりの水田がありますのですが、「もう年だし誰か耕作してもらえないか」、と女房から相談受けまして少し当たってみたわけですが、ある所へ行きましたら、「中谷さん今ごろ何を言っているだ」と。「もう希望が殺到していて受け切れないし、条件の良いところしか誰も受けないよ」とのことでショックを受けたしだいでございます。農用地の荒廃が、高齢化や、採算性の観点から加速度的に進み、病虫害の発生源や、有害鳥獣の生息地化し、ひいては災害発生の原因となることが大変危惧される実態にあります。そこで1点、町長にお願いをしたいと思っておりますけれども、町長さんは県内77市町村の首長のT P Pのアンケート調査の中で、「どちらかと言えば賛成」との回答を寄せております。T P Pに対してのコメントや所感をぜひ、お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町 長

中谷町議さんにお答えをしてみたい、こんなふうに思います。この間の信濃毎日

新聞のT P Pに関するアンケートの件のご質問がございました。ちょうど、首相がですねT P Pの大筋合意ができた、そんな話のすぐあとにですね、その質問が来ました。アンケートとしてどういうふうにするかというふうなこともよくあれでしたけれども、その中でそういった回答をさせていただきました。本来なら、どちらかともないというふうな答えをすべき、こんなふうに思いましたけれども、総合的にはっきり内容が分からない状態ですので、そういうふうに○をしましたが、少し考えて○を付け直しました。小さい頃から国の何て言うんですか、日本は資源のない国で資源を輸入してそれを加工して、貿易して国が大きく栄えてきているんだと。そんなことで技術だとかそういったものも蓄積されてきている、そんなことでT P Pそのものですね広い分野、特許だとかそういったいろいろの分野にも及んでいることですので、農業を主体として考えるそういう人たちとか、産業を主体として考える人だとか多くの人たちがそれぞれの立場でもって考えていくことでありますので、総合的に考えてそういうことであれば例えば農業でも一方的にT P Pによって影響がどうかって考えた時に、資材ですとか、そういったものの燃料だとか機会だとかそういったものの輸入だとか、そういったものが生産コストが安くなればそれはそれで助かるのではないかと、販売面だとかそういった面においてどういうふうに対処していくかって、こんなふうな問題だと思います。かつて、農業の大きく変わったウルグアイ・ラウンドその時に国のこれが締結されれば国の農業は壊滅すると、そういうふうに言われてきました。果たして農業が壊滅したかって言うと、たしかにいろいろの面で後退はしたと思いますけれども、それを機に農地の集約化が図られるとか、機械の導入だとか、後継者だとか、そういったものを育成事業とか、いろいろの面で今までと違った農業が踏み出してきたり、そんなふうに思いました。今回もですね、国の政策の中にそういった農業政策、そういったものがどんなふうにするかということが、まだ当時示されておられませんけれども、これからそういったものに対しては国は十分手当てをしていくんだって、そういった中でのという話が進んでおまして、そういった面で考えれば農業を主として広い農地を持ったその地域であれば、そういったものをいかにこういう国の政策の中でもそういったものを当てはめてもってあげれば、農業を強化できるそういう地域もあるでしょうし、ここらへんみたいに狭い所でそういった国の政策に則ってやっていくということが非常に厳しい状況、中山間の中であれば、そういったものがどの程度反映されるか、そういったところで非常に心配するところがあるわけでありまして、いろいろのこれからの

農業を取り巻くですね、人口減少や高齢化のものごとちゃになって考えていってしまうと、あとでもって、また何が何だか分からなくなってしまう、そういったことを考えるとそことを切り離して農業そのものがどういうふうにして生き残っていくか、こんなことも国の政策だとか、県の政策、そういったものを見ながら進めていく、そういうことで考えればこれからの次の農業が進んでいける、金試的にはいろいろなものが出てくる。先ほどおっしゃられましたけれども、そういった面で大分厳しい面があるかと思えますけれども、総合的にはそんな判断をさせていただきました。そういったことで農業はですね、決してないがしろにしているとかそういうことじゃなくて、これからもそういった携わる人が安心してできるような、少しでもそういったことに結びつけるような政策をですね、取り入れてやっていくということが求められている。そんなふうに思っています。長くなりましたけど以上です。

○中谷（４番）

町長の「どちらかといえば賛成」という回答の関係につきましては私もそのように考えていろいろ言うものではありません。私は広く日本の置かれている、国際情勢からして先ほどのお話のように資源もなく技術とノウハウだけで勝負して「ものづくり」の分野で頑張っている日本の実情からして、工業製品輸出には外国の関税軽減は極めて我が国にとって有利な方策であります。しかし反面、日本の農産物他がその代償として犠牲になるわけであります。仕方ないことかなとは思いますが、食料安保や国土を守る見地から国や県、町が一体となって農業を守るような対策を講ずることは極めて重要なことではないかと考えているしだいでありまして、ただ今町長から前向きなご提案、考えをお聞きしまして、安心をしたところです。どうか農業を守るような施策を一緒になって考えていただきたいなど、こんなふう思うところがございます。質問を続けます。２番目のＴＰＰ問題のことにつきまして大変心配でありましたので、先ほど10軒ばかり調査したと申し上げましたが、その前に先だつての信毎の記事のところにＴＰＰ問題について話し合った長野市山王小学校５年生の子どもたちの、社会科の勉強でのまとめが掲載されていまして。新聞記事での勉強とのことですが実に集約され、本質を突いていると私は感じました。１つは若い人が農業に参加してもらおうようなことを考えなきゃ駄目だ。２つ目は生産者は、明確にどこで誰が生産したか明記するべきである。３番目は消費者は値段に惑わされず安全で、おいしいりんごを選ぶべきだということでした。要は希望の持てる農業、産地表示、食品の安全と差別化された商品等で対応していったらど

うかとまとめています。そこで私の言いたいことは中核農家を調査をしてきた結果、辰野町の中核農家の皆さんが非常に心配しているかというようなことと言ったわけですが、あらんやそうばかりではありませんでした。調査、話の結果では「T P Pなどなにするものぞ」という頼もしい農家もありました。しかし、大半の農家は「前途多難」との答えでありました。主な内容は1つは米の消費拡大と辰野産米（ほたるびっかり米）の宣伝強化。2つ目は大型機械等の更新時の支援策。3つ目は営農センター機能強化と特産品の作出。4つ目は堆肥センターの継続と強化。その他として、農地幹旋や流動化対策と支援、営農組合への指導強化等が提案されました。町としての考えなり取り組みが進行しているものについての状況等についてコメントをお願いしたいわけですが、この4点について大変すみませんが一括内容を説明いたしますので、終了後順次項目別に考え方や取り組み状況についてお願いします。まず、米の消費宣伝についてであります。ほたるびっかり米として、地元辰野町産のお米を東京朝日会や東京辰野会等のメンバーさんに供給する仕組みやチャンネルは構築できないか。ふる里の美味しいお米を提供し幸せを共有したい。また姉妹都市との連携で辰野町のほたるびっかり米の供給ができないか。現在姉妹都市はワイトモと鋸南町でありますけれども、その連携っていうのはなかなか大変でありますので、今後は辰野町としても観光や農業また産業振興の上でも、姉妹都市構想を進めていただいて、そんな地域との交流、供給体制が組まれれば良いなとこんなふうに先のことでありますけれども、思うしだいあります。また、ふる里納税のお礼としての、辰野町のほたるびっかり米の増加を推進してはどうかということで、課長にお聞きしますと、「もう既に実施している」とお聞きしましたがその数量はどのくらいかお聞きします。また、町内で生産される米と町内消費の米の量がほぼ拮抗しているか、やや不足とJ Aから聞いてきました。将来ほたるびっかり米の町内自給体制と安定価格での供給体制が組めれば農家の皆さんも安定して供給できるし、またおいしい米が、地元の米が食べれるというようなシステムを将来的には考えていかなきゃいけないなというこんなお話がありました。2点目の大型機械の更新時の支援措置についてですが、大型農家や中核農家の皆さんは、地区営農組合もそうでありますけれども、先行き不安の農業情勢の中で新たな投資や機械更新をためらっているとのことであります。何か支援策を講じ勇気付けや、やる気を持ってもらう対策はないか、考えられないかと思うしだいあります。ちなみに他の町村では更新時に何か特別の補助があるとの噂も聞いたということですので、また調べていただきたい

などこんなふうに思っているところがございます。3点目の営農センターの機能強化の要望ですが、JAと町で共同企画の営農センターの機能強化を図り、29年度より予定されている営農組合の法人化対策や、攻めの農業に転ずべき特産品の作出や農産物の集荷販売機能、強化に繋げて欲しいとの要望が多くありました。要するに営農センター機能を強化してほしいということですね。それから4点目の堆肥センターの、継続強化についてであります。この件につきましては先般「たつの新聞」に町長の前向きな返答が記載されており理解しました。農業を展開するにはどの作物も有機質の供給は欠かせず、農業成功の原点となっております。ぜひ、堆肥センターの継続と強化を強く要望しておりました。最悪でも他の地区と共同で運営する等のシステムも考えて堆肥センターを継続してほしいと、こんな要望であります。以上、4点について事前に振興課の課長の方をお願いしてありますので順次項目に沿ってご答弁いただけることについてはいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○産業振興課長

町内の中核農家の皆さま方からの要望が何点かありますけれども、まず米の消費宣伝ほたるぴっかり米等についてでございます。最初にふるさと納税の関係ですけれども、「ふるさと寄`付渡」ということで辰野産コシヒカリ「たつのぴっかり米」を取り扱っております。その前に4月の1日から12月の9日現在で「ふるさと寄`付渡」につきましては寄付申出者が1,978人いらっしゃいまして、金額にしますと7,500万円を超えているという状況でございます。その中でコシヒカリ「たつのぴっかり米」については275件プレゼントをしております。また、米については辰野産の玄米30キログラムと家庭用精米機セットということで、これは49件送っております。実はこれは加島町長発案の商品でございます。こんな取り組みもしております。それから先ほどの辰野朝日会ですとか、東京辰野会ですねこういった所への関係ですが、それぞれの会議の中で「ふるさと寄`付渡」も紹介をしておりますので、その中で協力をお願いしております。また友好都市の関係ですが、今後の拡大というようなご提言もありますけれども交流の下地があれば町が応援していくというようなことだったら良いと思いますけれども、現在の鋸南町につきましては何回か販売する機会がございます。1月の時ですとか、そういった物産展においてですね販売したり、それから上伊那観光連盟がございますので、そういった東京等でのイベントに販売もしております。また、地域内流通、市場消費、という地産地消ですけれども、一部の小学校でも使っていただいておりますし、それか

ら個人の農家の話がありましたけれども、上平出に直売所を設けましたけれどもそんな所での販売もしていただいたり、町内のスーパーですとかコンビニでも取り扱っていただいております。こういった方は個人のやっぱり作る工夫だとか販売する工夫が必要なのかなと思います。それから大型機械の更新対策でありますけれども国の事業の中で経営体育成支援事業という事業がございます。農業用機械の中で例えばトラクターですとか田植え機ですとかコンバインですとか、こういったようなものを導入する場合にですね、一定の要件の下で支援をしておりますけれども、要件として認定農業者ですとか、人・農地プランに位置付けられた経営者という要件があります。その方が融資を活用して農業用機械を取得する場合、最大で10分の3の補助がございます。また、辰野営農組合のお話もありましたけれども、本年度3月までには法人化をするということでJA普及センターとともにですね積極的にやっております、ほぼ了解を得られておりました本年度中には法人化ができます。この辰野営農の中では個人で持っている機械については更新しないで将来はこの法人が取得していくってというような方向で今、協議をしているところでございます。営農センターの機能強化でありますけれども、辰野町の農業振興に携わる農業関係機関と生産者が一体となりまして、他産業とも調和の取れた長期的かつ総合的な農業農村の振興を図ることを目的として事業を行っているところであります。集落営農による特色ある振興作物の拡大ということで干しイモですとか、アンボ柿ですとかそういったようなものを支援しておりますし、更に充実強化に努めてまいらなければならないと思っております。また堆肥センターの継続強化の問題でありますけれども、堆肥センターの運営委員会では機械が老朽化していつ壊れるか分からない状況であって、修繕費も高くて経営が圧迫されてたこともありましたので廃止ってというような意見も過去にはありました。しかしながら堆肥の需要については今、議員ご指摘のとおり土づくりには大変好評であることから、大変ニーズが多いということで機械が壊れた場合にはローダー切り替えして生産をしていくというようなことで試行をいたしました。この製造方法であれば経営改善も見込まれますので、これをやってみたところ現在の堆肥と成分的にはほとんど変わらないというような結果が得られておりますので、地元の皆さんの意向もお聞きする中では、事業の継続というようなものも望んでいらっしゃいました。そこで11月の30日に運営委員会を開催しまして現地も確認する中で現施設に見合った量で新たな製造方法にシフトしていくというような方向性が決まっているところであります。以上です。



○中谷（４番）

ただ今、課長の方から現状の取り組みや進捗状況についてお話を聞きました。それぞれ緒について進めているということでありまして、個人的にお話をしたところでも「かなり中谷さんの言っていることをやっているよ」と。「前向きに検討しているよ」ということでもありますので安心して引き続きよろしく申し上げます。私はただ今説明を受け、町の考えや現状についてほぼ理解しましたが、前段説明したとおり農政の大きな転換期であり攻めの農業へと大きな変革が求められている現状であります。これからも農業を守ってくださる皆さんに、少しでも勇気と意欲を持ってもらえるような側面的支援は町行政としても大切かと考え提案したしだいでもあります。今後更なる前向きな取り組みを提案申し上げましてこの項を終わらせていただきたいと思います。

続いて大きな項目の２点目の質問であります。これは農業と観光をセットにしてグリーンツーリズムと言われているものであります。こういう観光と農業をセットにした中で元気な地域おこし、まちづくりを進めたらどうかということで提案をしてみたいと思います。質問の内容は、人の流れを作る仕掛けや施設が大切ではないか。２つ目は一億総活躍社会にはボランティア活動での応援も大切。３番目は町の特産品をみんなで作ろう。４番目は町の良さをPRして移住定住や２地区居住体制等を推進して賑やかな町をつくろうと、この４つに絞ってお願いをします。よろしくお願いします。

１つ目の人の流れを作る仕組みとして観光面から捉えた場合、４つの要素が必要ではないかと私は思いました。１つは見せるもの、観光資源ですね。２つ目は、食べ物が特徴があり、おいしいものがあると。要するに食事がある、食がある。３番目は土産品になり地域の特産品やブランド品、併せて販売場所があると。直売所とか道の駅みたいなものね、そういうものがあると。４つ目は、観光事業に積極的に取り組むリーダーがいると。この４つの条件が揃った時、その地帯は大きな観光事業で発展を遂げていくだろうと、こんなふうに誰しも考えることでもありますけれども、そんな点を感じております。私は近い将来どうしても観光や農業振興のために辰野町に「道の駅」またはそれに類した「直売所」の建設が重要な鍵になるだろうと、こんなふうに数年前から思い提案をしておるところでございます。ちなみに１つの事例を挙げ説明したいと思います。これは11月発表された2015年度の優れた商品開発や建築物に付与される、グッドデザイン賞であります。俗に言うGマークというものでありますけれども、この最優秀賞にトップですね、山口県周南市の周南ツーリズム協議会運営の道の駅、直売所兼務の「ソレーネ周

南」が輝きました。評価では直売所へ持ち込める人だけでなく、小規模農家や、加工所、交通弱者でも市内全域から出荷できる庭先集荷システムをヤマト運輸と構築し、地産地消、農業振興、生き甲斐対策、買い物弱者への移動出張販売や、小規模集荷の拠点を目指した取り組みが高く評価を受けたとこのように記しております。また近く長野県では木島平村の古い工場を改修して村の6次元化を促進する「農の拠点施設」として再生し道の駅を造った、この取り組みが評価をされておりました、食品加工工場、直売所、レストラン、キッチンスタジオ等を配した取り組みが高く評価され、金賞に輝きました。記事では多くの人々の価値観に変化生じ、より多くの人たちが農業や農村の活性化に自ら積極的に参画しようとする動きが広がり、このデザインの世界にも強く影響を与えているようだと思っています。展望として、当辰野町は諏訪圏、松塩地区、伊那圏に通じる交通要所でもあり、ホテルを始め観光資源は充分あり、農業と観光振興の見地から、道の駅もしくは直売所等は成功する条件は十分あると私は考えます。町の考えや今後の展望、あるいは現状取り組んでいることについてございましたらご答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町 長

中谷議員さん、大切なことをいくつもおっしゃっていただいております。ありがとうございます。「グリーンツーリズム」懐かしい言葉っていう言い方、変ですけども、かつてかやぶきの館を建設した時には地域の皆さんはじめ多くの皆さん方からそういった運動が盛り上がってですね、あそこの今で言う直売所みたいな形でやってまいりました。今、おっしゃられました4つの要件の中の4つともまさに揃えてですね、あそこの施設を立ち上げ、地域の皆さん方、それからそのリーダーっていうんですかね、町中からそういった知恵を出していただく、それから特産品としてあそこはおやき、それから施設として萱葺き、それからお蕎麦、そういったものをですね皆でもって出し合いながらつくってきました。たまたま当時も長野県のグリーンツーリズムの協議会ができておりました私も農政課長の時にですね、その副会長としてあっちこっちへ見たり回ったりいろいろしてやってきたわけでありましてけれども、議員の小澤さんもその時にそこに関わってきたり、いろいろされております。そういったことで地域の皆さん方非常に熱心におっしゃっていただいております。今のかやぶきもあるわけでありましてけれども、どうしても町内ほかの所もそうなんです、盛り上がってくると一所懸命やって段々それが年代とともに1人欠け、2人欠けっていうんですか、欠けたりいろいろする中でなかなか思うように

活動がですね、活発に続いていかないこんな状況ありまして、何とかそういった核になるものがあればな、こんなふうに思っていたところでありましてけれども、なかなか今の中、そういったこと担ってやっていただける方たちが段々に減ってきたって言うんですかね、定年延長だとかそういったことでそういう所に携われる人が少なくなったりとか、いろいろの方々が難しくなってきたってそういう現実を見ますとですね、なかなか思い切って進んでいけないっていうのが現状でありますけれども、ご提案の中でですね、新しいまたそういった息吹が生まれてくるかもしれない、こんなことで大変期待しているところでありまして、またそれぞれについて課長の方から申し上げたい、こんなふうに思います。

#### ○産業振興課長

まず、農産物直売所につきまして必要性については同感でございます、今年ほたる童謡公園内の施設の有効活用と地産地消などを目的に、町が施設管理者と生産者と調整を図りまして実行委員会を作成して、そこの主催で10月11月の2日間ですけれども、出展希望者を募って試験的にふれあい市場を行っております。町の営農センターでも備品等支援をしております。出店者については13名ありまして、リンゴ、キャベツ、ハクサイ、ダイコン、ホウレンソウ等いろんな花だとか、出品品目に加えまして工房ぬくもりの販売、それから友好都市鋸南町の乾物の販売も行っております。時間は11時半から1時間限定のイベントでありましたけれども、それぞれ50人以上の来店者がいらっしゃいました。今後については定期性、市場の定期性を持たせることや公園のイベントに合わせた開催なども考えていく見込みであります。それと、新しい取り組みとして辰野町合宿体験教育旅行等誘致事業についてもちょっと紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、本年度の地方創生上乗せ交付金で始めた事業であります。スポーツ施設ですとか、体験施設が集約されているパークですとか、かやぶきの館ですとか、公共宿泊施設等を有する強みを生かしまして、町外からの合宿ですとか体験教育旅行を目的とした団体旅行者を誘致しまして、町内の滞留人口の拡大を図るものであります。体験教育旅行については農業体験なども含まれまして、地域との交流を行っていくというような事業も予定しておりますのでお願いしたいと思います。以上です。

#### ○中谷（4番）

今の町長、課長のお話をお聞きしましたけれども、私は明日どうこうとこういうことではございませんので、ぜひ、今上平出で取り組んでいますけれどもあんな事業をね、

皆で力をつけてね、やれるという見通しの下にまたお願いをするということで今、着々と基礎をやって作物から始まってブランドになるようなものを皆で作ろうという運動を進めていますので、ぜひ、数年先には何か1つ形になるようなふうに進めていただければ非常にありがたいと、こんなことを心に留めておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。続いて2点目の一億総活躍社会に向けてと題して質問を進めてまいります。安倍総理はこれからは国民全員が一丸となって働き、深刻化する少子高齢化の時代を乗り越えるべく地方創生をはじめ新たな取り組みを提案しています。当辰野町においても、同様に子育て支援や、少子高齢化対策、地域医療体制、災害に強いまちづくり、生活道路の整備、中心商店街の活性化、交通弱者のための交通手段確保等多くの課題が町民要望として挙がっております。私はこの中で順位的には7番目になりますが高齢者の生きがいと健康づくりについて提案したいと思います。私は先ほど堀内議員からもありましたように、これからは環境整備が大事だというご提案がありまして、私も全くそのとおりで思っております。「環境整備ボランティア」を立ち上げてみんなで辰野町の景観整備を推進したいと思います。例えばこれは一例として、1つは先ほどのお話のありました荒神山公園整備のボランティア、それから休耕田や道路しきを利用した花の栽培ボランティア、ウォーターパークの水槽活用によるハス栽培ボランティア、先ほどの議員の話ではあれは水は溜めておくべきかどうかというような投げかけもありましたが、あそこへ地区の皆さんはハスを植えて、上平出にも植えてありますけどハスを植えて辰野町の名物の花畑にしたらどうかというようなことで、ポットに苗を植えて沈めれば良いということで私も始終あそこを見ておりますけれども、水はきれいでなみなみと年間通じてあります。ボウフラも沸くという質問もありましたけれども、あれを逆手に取って利用する方法を考えていきたいと、投資額も少なく済むと。それで建設課にも寄りましたけれども、「あれはスポーツに関係したものでしか駄目だよ」と、「まだ借金もあるよ」と、償還期限が経っていないということで「一切、手を着けちゃいけない」と、こういう方針でありましたけど「そんな馬鹿なことがあるかと、皆が荒神山へ来て見るに何が悪い」って言ってちょっと言い争いをしてきましたけれども、「何なら俺が県まで行ってくるぞ」というくらいの勢いでありましたけれども、そんなことは別として、あれをね逆に利用するこういう作戦をする、お金なんか別に変わりませんしね、万五郎の皆さんは「皆でやるじゃないか」って言っているんです。ですから町の方でそんな方向を出していただければ気持ち良く受けてね、荒神山ボランティアを明日からでもやりた

いと、こんなことを提案したいなと、こんなふうに思って今日は家を出る時から勇んで来ました。それからホタルの発生を促進ということでね、ホタルは松尾峡がメインでありますけれども、辰野町の南部の方へ行くとね、新町とか赤羽、樋口とかねいっぱいホタルが出る所がありますので、そこのホタルに少し力を入れて、松尾峡が終われば、あるいはその前から後からホタルが辰野町いつ行ってもホタルが出るということで、約1箇月ぐらいの時差がありますので、これを上手に利用して辰野町にホタルを見に来たけど、もう終わっちゃってホタルが見れないと、そういう寂しいことのないように地域の衆がホタルを守って行って辰野町へどんどんホタルを見に来たり、泊まったり、民宿したりってそういうような将来展望に向けて取り組んだらどうかな、こんなことも考えておりました、ホタルボランティアってということでホタル発生促進ボランティアってということで、そんなようなものを作ったらどうかと。また専門家に聞きましたらホタルを増やすにはどうしてもカワニナのこともあるけれども、微生物が非常にホタルの幼虫やカワニナに良いという木があると。「何という木だ」と、お聞きしたところ「中谷さんそれはクヌギの木だよ」と。「これからはクヌギの木を辰野町中植えろ」と。「そうしたら必ず辰野町にホタルが甦る」とこういう提言をいただきまして、そうかなと思っていますのでこんなことも研究したりクヌギの苗を配ったり、来年は植樹祭があるとこんなことでございますので、そんな時にはできるだけクヌギを植えていただいて辰野町にホタルが甦るように今でも甦っていますけれども、やるようなことを皆でボランティアでやったらどうかと、こんなことを考えております。また先ほど堀内議員も申しておりましたように町内のサクラが非常にお年寄りになっちゃってコケが生えたり、てんぐ巣になっているというようなことでありました。私も心配して質問したことがありますが、これも皆でボランティアを立ち上げてやったらどうかと。こんなようなことをほんの一例でありますけれども、高齢者健康増進や生きがい増進に取り組んでやったらどうかと、こんなテーマで、ぜひボランティア組織を立ち上げ、皆で辰野町の景観を良くし大きな観光の資源に繋げていきたいなと常々思っているところですので、教育委員会の桑澤課長さんにひとつこのボランティア制度の立ち上げ、特に環境整備のボランティア制度の立ち上げについて何か気になることがあるとか、シルバーに頼んでやっているのを待ってくれとか、これはお金がかかりませんのでこういうことを注意してほしいとか、またこれは後ほど検討すれば良いことでもありますけれども、ちょっとそこらへんの感触をお聞かせ願いたいと思って提案するしだいでもあります。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長

まず、ありがとうございます。いろいろご提案をいただいておりますので、大変ありがたいなというふうに感じております。特に荒神山公園、先ほども堀内議員さんのご質問の中でいろいろお答えをさせていただきましたけれども、ボランティア、心ある皆さんがですね、環境整備を行っていただけるということは大変ありがたいことでもありますし、ぜひ、お力添えをいただきたいというふうに思っております。具体的なことにつきましては、また荒神山管理職員の方と調整をさせていただくってということも出てこようかと思えますけれども、いずれにしてもそういったご提案の支援運動って言うんですかね、そういったものが広がっていくことをぜひ、期待をしていきたいなというふうに思います。

○中谷（４番）

今、桑澤課長からもありましたように町としては前向きな提案で良いところいうことでございますので、地区の皆さんあるいは町内の皆さんから賛同いただく方を募って議長が辰野病院のボランティアをやっているように、また先ほどの福祉ボランティア、それから環境整備ボランティア、皆がやはり皆のこととしてやらないと町はご案内のとおり財源的にも大変な状況になってきております。皆でそれを支えて立派な町にしていくことが我々の仕事だとこんなように感じておるしだいでありますので、よろしくご指導をお願いします。あと、辰野町の特産品をホテルをメインにしてホテル饅頭からホテル米からホテルのトマト、ホテルスイカ、いろいろ、それでもホテルは全国の辰野町のホテルになってきましたので、そういう名前を使って1つの企画で販売していくようなことを営農センターと一緒に考えていったらどうかと。それからもう1つはTPPの先行きでいろいろと田畑を貸していただいたり耕作できるような状況になってきておりますので、これもボランティアを募って果樹や野菜の体験農場だとか、町民農園を設置したり、営農センターと一緒にあってそういうもの販売等を扱うような辰野町の農業の再構築に高齢者の皆さんのお力添えをいただいて何とかもう1回、ホテルと観光で辰野町を元気にしたいとこんなことでございます。それから最後の4番目の辰野町のPRについての課題でありますけれども、辰野町はホテルや観光の素晴らしさ、それから観光資源にも恵まれ温泉もあり、農業も盛ん、こんな良い町をどんどん宣伝して移住定住、二地域居住を積極的に推進して、視点を老後には帰って来ると定年を終えて帰って来るとこういうまちづくりにしたいと、というようなことを提案したいと思えますけれども時

間でありますので、よろしくそんなことをまた相談させていただきたいと思います。最後になりましたけれども、私は健全財政化と元気なまちづくりには企業誘致や商工業の発展が近道だと思います。しかし、優良な地場産業が他所へ移ったり、国外に進出するしだいでなかなか企業誘致が難しい現実であります。私は少し遠回りになりますけれども、農業と観光とホテルで再度、町おこしを進めたいと考えるものであります。終わりとなりましたが、ホテルや小野の町並み、しだれ栗、横川狭、大城山、童謡公園、荒神山公園、温泉、優れた資源は豊富にあります。これに農業を結びつけ、景観造成や差別化した農産物を結びつけ、管内や都会に流通するシステムを立ち上げ、お年寄りも、若者も元気で働ける地域を作れば、移住定住も促進され子弟も必ずや辰野へ帰って来ると思います。辰野出身者で活躍している皆さんにもふる里辰野を愛し、堅く強い絆で結ばれ、素晴らしい辰野町ができ発展するものと確信をしております。微力ではありますが頑張るつもりであります。町当局の積極的な取組みを強くお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時55分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 38分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き進行いたします。質問順位10番、議席12番、垣内彰議員。

**【質問順位10番、議席12番、垣内 彰 議員】**

○垣内（12番）

傍聴席にどなたもいらっしゃらなくなってしまいまして、全く不徳の致すところではありますが、通告どおり辰野町版「総合戦略」とそれから本年3月6月9月議会において一般質問をさせていただいた項目の中から気になる3点について質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

政府は少子高齢化による就労人口の極端な減少と都市部への人口集中、とりわけ東京への1極集中を解消することを目的に平成26年、まち・ひと・しごと創生法を制定し、国の長期ビジョンと国の総合戦略を示し、地方に対しても人口ビジョンと地方版の総合戦略を策定するように指示をいたしました。国の姿勢については6月議会でも所管を言

わせていただきましたし、言いたいことは山のようにあるわけですが、ここでは辰野町版まち・ひと・しごと創生総合戦略について、じっくり町長のご意見をお聞かせいただきたいと思います。さて、戦略と戦術との違いについては私自身、いつも迷うわけですが、立場が変わると施策、方針の質も変わってくるというような気がします。つまり上位での戦術が下位での戦略となるというような解釈をしております。先ほども申しましたが国は人口の維持と首都東京への人口の流入を抑えたい、そのことが大きな目的でそのために地方に安定した雇用を創出させる、東京圏から地方への人の流れを作らせる。若い世代の結婚、出産、子育てを実現可能にさせる。時代に合った地域連携を構築させるという4つの大きな目標を地方に作って実行させるというのが国の戦略なのかなと思います。その4つの目標実現のための戦略をこれまた地方に書かせる、描かせるというのが工程表って言うんですかね、それが国の戦略なのだろうと解釈しています。そうした地方版の総合戦略、地方創生総合戦略に良い戦略には補助金を別途付けますよというのが、これが国の戦術だろうと思うわけです。そこでまず、町長にお聞きしたいのはその国の戦略を受けて町の目標、そして実現のための戦略というものが何かというところをまずお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

垣内議員さんにお答えをしたいと思います。国のまち・ひと・しごと総合戦略ですか、そういったことで地方に何を求めるかっていうのは今、言われたことだと思います。それを受けて地方はどんなことができるか、そういったものをまとめてきた、こんなふうに思います。それがそれぞれの進む道になるわけでありますけれども、今、垣内議員の言われるのは町が単独でそれを戦術として何を立てるか、そういうことでなくてどちらかと言えば垣内議員の言われる戦略を戦術に基づいて町がこんな方法もできますよと、そういった中で4つの部分ですか、そういったものに町を、どういった町をつくりたいか、賑わいのあるまち、子どもたちが住み続ける町とか、やさしい町だとか、そういったことでもって展開をしていく、そういうことであろうかと思いますので、戦術、戦略のはっきり区分をして作ってきたっていうことでなしにですね、町では目標を定めてそれに対する4つのものを作って更に、それを策定って言うんですか、実行するための施策を考えていくと、そういう形態でやってきたこんなように思います。以上です。

○垣内（12番）

全く同感でありまして、国で言うところの戦略、そのための目標設定ですかね4つの



目標を作った、それは国にとってみればその大きな2つの目標、つまり人口の集中を解消したいということと、人口減を解消したいということに対する国で言うところの戦術だったと思うんですよね。その4つの戦術に対して町は乗かった。町はそれを戦略として受け入れたってというような形だと思うわけなんです。3月だったですかね、まちづくり政策課がまとめられた1枚のまち・ひと・しごと地方版総合戦略の検討及び政策体制という資料、前回もすごく気に入ったって言って褒めちぎった記憶があるわけですが、これにもう集約される内容ですよね。この中でもうその4つの重点目標っていうのを掲げられてそれをやっという、更に言えばその辰野町がその国のそうしたまち・ひと・しごと地方創生の戦略に振り回されることなく、どっしりと構えて五次総を基本として後期基本計画を作る中で、その中からピックアップした重点プロジェクトを表紙を塗り替えてって言うか、差し替えてこれが辰野町の戦略ですって言って国に出す。そのことによって地方創生の補助金を獲得する。2千何百万か現に今期、貰えることになったわけですから、前年の努力もさることながら今年もですね、そういう意味では辰野町はかなり冷静にと言うか、あざとくと言うかうまいことやって、政府の姿勢を利用したというふうに私は捉えています。なので、先日公開された住み続けたい、住んでみたい町を目指してという、辰野町版の総合戦略、地方版の総合戦略、冊子っていうのがスッと胸に落ちるって言うんですかね、これそのものがもう全部まとめた形で五次総後期計画の一部なわけですよね。思い返せば2013年、平成25年だったですかね、最初にここで質問させてもらった時も五次総基本計画とそれから事務事業進捗シートとその財政改革の総合計画とですね、2つ基本計画がオーバーラップしているようでしていない部分があったり、ちょっと分かりづらいついてというようなことを質問させていただいた記憶があるわけですが、今回のこの辰野町版の総合計画、総合戦略ですね、これがその後期基本計画とすんなりシンクロしているって言うんですかね、で更に言えば行政改革の大綱も基本計画の中に取り組みられたような形になっていて、これ15日に説明があるわけなんで今回は触れませんが、そういう意味ではすごく分かりやすくなっていて管理しやすい計画になっているなあということが思われるわけです。先ほど町長がそういった戦術としてこういったことをやっているよと基本的な姿勢を示されたわけですが、具体的にですねこの地方版の総合戦略策定についてどういった経緯で策定されたのかっていうところを具体的に説明していただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略がどういう経過でもって作成されたかということなのですが、辰野町の場合ですね、たまたま平成28年から辰野町第五次総合計画の後期基本計画の策定年でした。この策定に向けて平成26年度から取り組みを始めていたんですが、まず平成26年度につきましては「よりあい会議」を17区でもって開催しまして住民の皆さんが考えている、考えていると言いますか抱えている課題って何だろうというところから入ったわけです。そこで思いのほか少子高齢化に対する課題という現状が出てきました。また、同時にですね平成26年の5月でしたか日本創成会議

「増田レポート」でもって消滅自治体がありますよ、という中で辰野町もその一歩手前になったわけなんですけれど、その中で辰野町としてもこの人口減少対策に対して本格的に取り組んでいかなければいけないという中で、8月18日でしたかね今年の。まあ、人口減少対策については辰野町はもう以前から平成18年から人口対策プロジェクト推進委員会っていうのを設けて進めてきたわけなんですけど、そういったレポートを受けて8月18日に役場の中に本部長を町長とします「職員みんなで考える人口対策プロジェクト会議」というものを設置しました。そこで検討を続けていく中で12月に国からこういった指示が出たものですから、ちょうどタイミング的に町の方がはっきり言いまして先行していたという事情もございまして、この第五次総合計画の後期基本計画に合わせて検討をさせていただいたという中で今度、皆さまにお示ししております五次総の基本計画の中の重点プロジェクトの1つとして総合戦略の方を設定をさせていただいたわけでありまして。以上であります。

#### ○垣内（12番）

それで、その辰野町の辰野町創生総合戦略推進会議っていうのを立ち上げられたと思うんですが、どういうメンバーで何回ぐらいの会議をやり、主な意見というのはどんなものがあつたかを教えていただきたいのですが。

#### ○まちづくり政策課長

この総合戦略の策定に当たりましては国からの指示が出ておりまして「産官学金労言の団体を集めて協議しなさいよ」という条件がございました。辰野町の場合も産官学金労言の各種団体から選出していただいた委員と公募の委員ですね、全部で31名の方に参加いただきまして国の設けた10月いっぱいまでに策定しなさいよという、策定すると交付金を交付しますよというような、短時間の中で検討をさせていただいたわけでありまして。本当に短い期間ではありましたが集中的に熱く協議いただいたかなと思っております。

す。5月21日から9月29日まで月1回の頻度で5回開催しております。また会議の中で出し切れなかった意見等については、後日委員からレポートとして提出いただきましてその内容を次の会議の中で確認する手法を取りまして、数多くの意見を取り入れさせていただくことができたと感じております。特に1回目は産業につきまして、2回目は雇用、人の流れについて、3回目は結婚、出産、子育てについて、それぞれの回でテーマを絞って情報交換をいただいたわけでありまして、主な意見としましては産業界では地価が高い三大都市圏からの企業誘致や用地確保の必要性、後継者の育成、町の大半を占める山林の利用価値の模索、名物や特産品の開発などの意見。また雇用関係では若い人の働く場所の確保、子どものころから仕事に対する教育が重要で家庭、地域が一体となった取り組みが必要。また都市との交流で自然、農業、祭りなどでふれあいの機会の創出。また町内に良い所がたくさんあるし、地域づくりに対する先進的な活動を行っている地域も多々あります。それを生かしたまちづくりをしたらどうかとか。また第3回には町のPTA連合会から若いお母さんたちにも出席いただきまして、「共働きで子どもが病気になった時に困る」だとか、「経済的な事情を考えるともう1人子どもを産みたいという気持ちにはなれない」といった意見。また「街灯が少なくて不安」などの率直な意見をいただいたわけでありまして。こういった意見を積み重ねる中で今回の総合戦略の方を策定しております。以上であります。

#### ○垣内（12番）

了解いたしました。お聞きしていると、戦略会議に集まったっていう方々と総合計画のための審議会ですか、で扱われるような内容等、差異がないと思われるわけですね。つまり戦略っていうことを忘れて考えてまちづくり、あるいはまちづくりの計画という施策をどうしようかねっていう会議だったら十分機能したし、それは必要な会議だったろうと思うわけです。私が気になるのは、1つはですね、この政府が示したガイドラインっていうんですかね、最初に一昨年8月ですか、何月だったか政府が突然、地方創生だって言い出した時に示された地方への、こんな計画を立ててくださいっていった資料あるわけですけども、そこにもう基本目標の1、2、3、4って4つあってですね、一番目が雇用で、2番目が人の流れ、3番目が結婚、出産、子育て、で4番目に地域連携というようなことで4つあってですね、それで全く今回示された辰野町版の総合戦略もその4つにぴったり合うような模範解答を示しているような形なんですね。各自治体もそうやって作られているとは思いますが、もう1回戦略っていうところに立ち返っ

て考えてみた時に、戦略をもし作るならばその内のどれかを突破口にこの町を再生させるんだって強い意思とターンって言うんですかね、3年4年ではなくて5年10年、あるいはもっと極端なこと言うと100年後はこういう町にするんだってというようなそういったダイナミックで長期的な計画っていうのがあってしかるべきだと思うんですが、そういったことについては一切触れられていなかったのでしょうか。

○まちづくり政策課長

今回、国から示されております4つの基本目標と同じじゃないかということなんですが、今回作ったものについては同じくまとめております。これについてはこれを変えるかどうか議論をしたんですが、辰野町の総合戦略が他市町村との差別化だとかそういったことに重点を置いているわけじゃなくて、辰野町がこれから本当に人口減少問題に取り組んでいくためには、この4つの観点からまとめた方がまとめやすいだろうという結論に至ってまとめているという経過がございます。ここに至るまでには実を申し上げますと先ほど冒頭で申しました平成26年度に設置しました「職員みんなで考える人口対策プロジェクト会議」ですね、その中で部会を分けております。その部会が少子化対策部会と高齢化対策部会、また移住定住促進部会、雇用対策部会、そして魅力づくり部会、そして職員の中では若手職員を集めた若手職員人口減少対策部会というこの部会を作って検討してきたんですけど、まさしくその部会分けと同じ内容でありました。そういったこともありまして、当初からもくろんでいたものと全く同じ4つの目標でありますので、ここでそれをわざわざ変えるっていうことが難しいかなっていうことで、そのままになっているわけでありまして。以上であります。

○垣内（12番）

分かりました。国が辰野町をマネたということなんですよね。やっぱりまちづくり考えるとそういったところへ集約していくのかなという気はします。なので、これを責めているわけじゃないんですよ。国がやっていることがおかしいんであってね。戦略を決める時に30人が集まって戦略をっていうのはまず考えられないと私は思います。せめて町長、副町長、あるいはまちづくり政策課長、あるいは外部のコンサル等ですよ、3、4人でじっくり話し合っただけでこっちでいこうってような方針を出されるんだろうと思うんですよね。何度も町長に誘い水をかけても、あまり大胆な発言は得られないので今回もそういった意味ではこれを突破口にこういうふうに町を変えていくんだってような大風呂敷っていうのは多分示さないと思うんですよね。私はあるがままの辰野

町に不服はありません。ほかにいろいろ言っている人いますけれど、この町、このままでも十分私は暮らしていく価値はあると思うし、そうして辰野町を愛している人たちは大勢いると思うんですよね。先日もさんざん批判の矢面に立たされていたんですけども、内輪の飲み会だったんですが「どうにかしろー」みたいにおっしゃる方大勢います。私の支持者でもそういう方いらっしゃいます。でもよくよく聞いてみると辰野町の状況をほとんど理解できていない。「いや、そんなことはないよ。こんなにパークホテルは利用されているんだよ」と言っても「えっ」っていうような形。「辰高はこんなに町とコラボやっているよ」って言っても初めて聞くみたいな顔する。町のことをよく知らない人たちが町を批判するっていうのが町の一番悪いところだと思うんですよね。あるがままを維持していこう、そしてより住みやすい、今住んでいる人たちが住みやすい政策を取っていけば、そうすれば流出人口は減らすことはできるだろうっていう基本姿勢っていうのはすごく良いと思うし、今回の数値目標もですね、そんなに奇をてらったようなとっぴな数字ではなくてですね、実現可能な5年かければ何とかなるだろうっていうようなところで設定されていますので、それはそれで評価できると思うんです。ですが、ですが、もう少し町のことを知らない人たちがこの町をけなすような風潮っていうのを払拭するためにも、どうしても意識改革って必要だと思うんですよね。「こんな良い町に住んでいるんだぞ、俺たちは」っていう意識に住民一人ひとりが変わっていかないと誰もそんな良い町じゃないと思っているような人の所へ来るわけないわけですから、本当に私の周りにも辰野愛に満ちている人たちが大勢いるもんですから、私はそういったこと全然気にしたことはないんですが、中には「この町に引っ越して来るの？」みたいなことを言い出す人までいるという始末ですから、そこを意識を変えていくっていうことも大事だろうと思うんですよね。それで思ったんですけども、例えば、総合戦略を考える時にコンサルや何かがですね、せめてこんな形で特徴付けしませんかっていうような、そういったC I (Corporate Identity)に通じるどころあるかもしれないですけども概念を変えていくような提案というのは何かなかったんですかね。

#### ○まちづくり政策課長

今回の総合戦略、また総合計画もそうなんですけど、この策定に当たってはコンサルをお願いしています。総合戦略におきましてはコンサルには人口ビジョン策定にかかる調査分析、総合戦略の策定にかかる調査分析の2点を業務として委託をしております。アンケート調査による住民の意識調査、またデータ分析、辰野町創生総合戦略推進会議、

また住民説明会、基本構想審議会のサポート、記録等を担っていただいております。そういった戦略的な助言はあったかということなのですが、もちろんございました。ただ、特に今回短時間でもって策定しなければいけないということで、限られた人数の中で、分析作業につきましては多くを行っていただいたというのが現状であります。その分析をいただく中でこういう方向性が良いんじゃないのというような、コンサルから助言等いただきまして、そこらへんに結びついているのが今度まちづくりの合言葉として策定しました言葉であります。まずは議員がおっしゃるとおりに、この辰野町に住んでいる方たちがこの町を良いねと思って辰野町に住み続けていただく。そののちから入って、それを見て、子どもたちが1回東京等に学校や就職しても必ずいつかは戻って来てもらえる町、そしてそういった辰野町に住むといいねという所を周りの人たちが見てていつかはこの辰野町に住んでみたいと感じるようなまちづくりにしたらどうかという流れの中で作っているというのが現状であります。以上であります。

#### ○垣内（12番）

やはりコンサルとしても戦略的なものっていうものに口は出せない、多分、町長以外にそれを口にできる人はいないと思うんですね。そこでお尋ねしたいんですけども、4つある目標のうちのこれを突破口に人口減、あるいは雇用の創出っていうのをやるんだっていうのを町長はどう考えられているのか、何かお考えがあれば示していただきたいと思います。

#### ○町 長

はい、ことさらこれがどうこうっていうことじゃなくてですね、やっぱり多くは皆さん方から私ももちろんそうなんですけれども、どんな考えを持っているとか、どんなことを望んでいるとか、そういったものの集約って言うんですかね。そういったものがこの基準になっているんじゃないか、こんなふうに思います。私も2年間ですね、最初のころから少しでもいろいろの機会でもって出て行って、出て行ったりいろいろしてそういったお話を聞く、するんでなくて聞いて来る、こういったふうに重点を置きましたので、そういった中で多くの人たちから声を聞かせていただいた、こんなことがなっていると思いますし、またアンケート等の中でやっぱり多い、そういったものがみんなが望んでいることかな、そういうふうに思っています。ただ、何とか私、最初からものをどんどん造るんでなくて、今あるものをどんなふうにしたら有効に活用できるかとか、今状況を何とか改善をするって言うんですかね、そういったことをしながら将来

のために少しずつでも地盤を固めていくって、こういうことでしたのでそれに沿ってやってきたわけですが、今回はそういったこれからのことに向かって進み出す、そういったことのきっかけにはなっている、こんなふうに思います。答えになったかどうか分かりませんが。

○垣内（12番）

ですから満遍なく4つの目標に向かって決められた施策を地道にやっていこうというお考えだと思うわけです。あくまでもこれ住民の選択の問題なので、そういった実直な言うか地に足を着けて地道に物事をやられるということで加島町長を皆さんが支持しているわけですから、とりわけ「やや、こういうふうに大型開発やるんだ」とかあるいは「こういった大型の企業を誘致するんだ」とか、あるいは「この世帯は無料にしても他所の町からでも若い世代を引っ張って来るんだ」というようなですね、それこそ新聞社が飛びつきそうな話題を提供するような町長ではないということはみんなが承知していると思うんですが、それでもですねやはり、優先順位をつけてどこかで特徴付けをした方が良く思うんですね。先ほど課長がコンサルがデータ集計もお願いしてまとめてもらったっていうのが、総合戦略の後半でデータの分析されているわけですが、私はこのデータ分析よりもですね、よりあい会議で出された分析ですよね、重点施策の抽出として順位を決めている。問題になっているっていうのをよりあい会議に来た人たちが紙に書いて集計して単純集計です、1番が道路問題、2番が少子化。3番が高齢化、まさにこれそのものですよね。道路問題を重点目標に突破口に人口流出を止める、あるいは子育て世代を呼び込むっていうような施策があっても良かったと思うんですが、なぜ、道路問題は総合計画の中の重点プロジェクトに挙がっていますが、それすら具体的な数値目標としてはないわけですね、これあとで質問できたら質問しますが、一般質問ではしません。一般質問ではこの総合戦略の中に道路っていうのが出てこないのはなぜでしょうか。

○まちづくり政策課長

おっしゃるとおりに、よりあい会議をする中で一番多く出された課題がどこに行っても道路の問題でした。道路問題を考えた時に総合計画の中ではこれはこの5年間でもって本当に取り組んでいかないと住民の意向とずれてしまうねという中で道路対策については重点プロジェクトの方に入れさせていただきました。ただ、人口対策ですね、それに合わせて道路問題をといった時に道路問題は町側だけの努力というわけにもいかない

ので、多々ハードルが高いんじゃないかと思ひまして、そのこのところについては人口問題との関連性っていうのを最初からちょっと外しておりましたので、こういった総合戦略の中には入っていないっていうのが現状であります。以上です。

#### ○垣内（12番）

あとの質問もあるもんですから、あんまりここでは追求しませんけれども、やはり道路問題をどちらにも大きく取り上げてもらって、町だけではできないから政府が言うところの総合戦略で目標として掲げて、政府も一緒にやってくれよというような形でね、迂回路の問題だとか、交差点の問題だとか、ひいては辰野バイパスまでも含むような形で大きな工程表って言うんですかね、作れたら良かったかなと思うわけです。例えば、それはここまでにしておいてですね、住民が先ほども町のことあまり知らないっていうところにもう一回戻るわけですがけれども、何か目を引く、住民が関心を寄せるようなきっかけづくりって言うんですかね、そういうのがあった方が良かったかなと思うわけです。今回もですね、合言葉があるわけですが、「住みたいまち 帰りたい 住んでみたいまち たつの」という合言葉なんですよ。古来ですね日本の合言葉って言う「山 川」とかですね、もっと「海 空」とかですねこう短いフレーズが合言葉になると思われるわけなんです。住んでいる人がこれからも住みたいくなるようなとか、孫ターンなんかは子どもとかね、意識しながら帰りたい、あるいはよそからIターンを意識して住んでみたい町っていうのをコンセプトにしたっていうのはよーく分かるんです。分かるんですが、表紙にバンと来た時に長い。これはコンサル、先ほどコンサルが何かあって短くはなったっていうような話だったんですが、これをオクケーするコンサルもいかなものかって、それでお金取るのかよっていう、私は単純に思うんですが、もう一度聞きます。これ「住みたい 帰りたい 辰野町」じゃいけなかったんですか？

#### ○まちづくり政策課長

短くしたつもりなんですけれど、まだ長いということなんです、合言葉につきましては新町発足60周年の記念式典の中で発表させていただきました。これがまず一番最初です。その発表の仕方っていうのは、よりあい会議で各区の17区のキャッチフレーズを作っていただいたんですね。辰野町に17区というこれだけ特色のある地域があって、それぞれの区がこういったキャッチフレーズを基にこれからまちづくりを、地域づくりを進めていきたいという中でそれぞれの区のキャッチフレーズを発表させていただいて、じゃあ、その全体のまちづくりの合言葉として辰野町としてはみんなが住みたい、



あと省略しますけど、そういうまちづくりを目指したいということでもって作成させていただいたというのが現状です。もしかしたらこれがまちづくりの合言葉という文言とはちょっとかけ離れているのかもしれませんが、これからまちづくりを進めるのに前期の総合計画では将来像というのがあって将来ビジョンというものがございました。その将来像と将来ビジョンという、これもまた区別がなかなかつかなくてですね。もっとみんなに分かりやすくしようよという中で、まちづくりの合言葉という言葉を考えてわけであります。先ほど言いましたとおりに、この3つのフレーズには思いがございまして、もちろん町長の思いもあるわけなんですけど、そういった中で策定をさせていただいたものでありますのでよろしくお願いいたします。

#### ○垣内（12番）

残り時間が少なくなってきましたので、この件はまた別の機会に続けさせていただきたい。というのは、その辰野ブランドの話もありますけれども、ただ単純に「辰野産」とか言うんじゃないくて、ブランド戦略としてね「辰野町」っていうものが商業、工業、観光、文化、芸術も含めて作り出している、だから外の人が見た時に住んでいる人たちよりも辰野町って良い所、っていうように思っている人、私の周り多いんですよ。そういったイメージ付けっていうのを展開していかないといけないと思うんですよ。なので、また機会を捉えてそのへんの話させていただきたいと思います。10分を切っちゃいそうなんですけれども、懸案事項についてちょっと質問させていただきたいんですが、先ほど来ですね、多くの議員が荒神山についても触れられておりますが、確かですね、2013年までにワークショップを何度かやってですね、それから2013年は町の中で各課横断的な会議を持たれて基本計画っていうか将来像っていうんですかね、荒神山の計画っていうのを作られたと思うんですよ。この件については6月にも6月の前にも聞いているんですが、「ウォーターパークの問題以外はほぼできているので公開します」というような答弁があったと思うんですが、その後どうなっているのか。今、ツツジの問題やサクラの問題いろいろあったんですが、確か植栽についてもですね何をどこに植えるかっていうのを大勢のボランティアも含めて一旦決めたような気がするんですが、どなたか説明をいただけたらありがたいんですが。

#### ○建設水道課長

議員のおっしゃるとおりですね、本年6月議会においてですね荒神山の公園の基本計画の公表についてということで質問いただきまして、本来ですと年度で言いますと25年

に策定が終わっておりますので、26年度に公表と言いますか全協あたりで発表しなきゃいけなかったわけなんですけれども、26年の答弁の中では「そのウォーターパークのことが足かせになっているので、ウォーターパークの記述を除いた荒神山の基本計画を発表しますよ」という回答はしたと思います。それでですね、先ほど町議がおっしゃられた横の横断と言いますか庁内の検討委員会にまだかけていない状況だったものですから、庁内の検討委員会を行いました。検討と意見交換を行ったわけなんですけれども、この素案の内容について表記のおかしい点とか内容について再確認した方が良いんじゃないかっていうような指摘がありまして、現在懇談会やワークショップに参加された方へ再確認を行いながら、修正作業を実施しているところでございますので、大変遅くなって申し訳ございませんけれども再度、庁内の検討委員会で素案等、承認されましたら報告協議を実施する予定になっております。それから先ほど、この関連で中谷町議さんもハスの花をなんていう話もありまして、なかなか具体的に公園をどうしていいかっていうのが庁内でもまとまらなくてですね、町長からもカワニナを飼うようなことにしたらとか意見をいただいております。ハスの花についてもちょっと私と中谷町議と話してはないものですから、大変申し訳ないんですけれども、もう1個都市公園であるほたる童謡公園にはハスの花もありますので、目的は違うかもしれませんがそういうような具体的な話もゼロでないかなとは考えておりますので、また具体的にどんなふうに取り組んでいいかっていうような段階になりましたら、ぜひ意見をお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○町 長

荒神山の開発ですとか、開発って言うんじゃないくてそのいろいろの計画の中で多分に私が町長になったために混乱しているところがあると思ひます。どちらかと言うとですね、今まではそれぞれの所でそれぞれの計画を立ててそれぞれが自分の計画を進めていくとそういうふうな状況で立案をされてきている、そんな感じでありました。だから総合的にですね、横に並べた時に全体としてどういうふうにやっていかなきゃいけないって今、まさにそういう時代に入ってきてきちゃっている、こんなふうに思ひます。ですから皆さんで話し合せてできて、じゃあ、こんなふうにしたって言った時にですね、それがほかのいろいろの計画と比べてどういうふうだ、それがそっちを優先するものかどうかとこういふふうな話も出てきておりまして、特に総合管理計画っていうのがありまして、それはもう少しすぐにできればって言ったんですけれども、なかなかできないって

いう状況の中でそういったものも来年ですか作るようになってますけれども、ある程度そういったものが全体を見渡してできるまでということを行いましたので、それぞれの職員が町長にストップをかけられたというふうな言い方を多分していると思うんですけども、そういったことで混乱をしているのは多分、私のせいだとこんなふうに思います。プールに関してでもですね、非常にすぐにでも壊ってやれば良いってそんな思いできたわけでありましてけれども、なかなか足かせだとか全体の状況の中で皆さん方にご迷惑をかけているというか、いろいろのものを見せているっていうそういったのが続いている、こんなことでありますので、気持ちは早くにしてあそこをきれいにして全体の計画を進めたいって言うのは同じですけども、どんなふうに全体の中でやっていくかっていうのをいまいち指示しているって言うんですか、なかなかうまくいかない、こういうものが現実です。何か言い訳になりましたが、ちょっとそんな形の中で考えているって言うことですので、そんなに何年も放っておけないということだと思います。以上です。

○垣内（12番）

総合管理計画って言うのは荒神山内にある施設の耐震とか延命って言うんですかね、そういうのを補修等を含めた計画ということなんですかね。それとその総合計画が作られるとすれば何年の何月ぐらいになるかっていうのだけ教えていただけないでしょうか。

○まちづくり政策課長

今、辰野町で計画をしておりますものにつきましては今年度中の計画を策定を今目指しているんですけど、公共施設の総合管理計画という計画がございます。これについては議会でも説明しておりますが、辰野町のこういった施設について将来10年間にわたる計画なんですけど、将来どうしていくかっていう方向性を持っていこうというものになっております。この荒神山の総合計画についてはもう少しちょっと個別な計画になると思っています。荒神山全体の施設をどういうふうに維持管理していくかっていうね、もう少し細かい維持補修も含めた計画になってくると思っております。回答になっておりますでしょうか。

○垣内（12番）

十分です。

○まちづくり政策課長

公共施設の総合管理計画は年度内完成を目指して、もしかしたらちょっとズレるかも

しれませんけれど、進めていきたいと思っているところであります。

○垣内（12番）

分かりました。ハード面での管理計画とは別にですね、先ほど来、出ている植栽含めて利用する側、あるいは訪れる人たちの便宜性を含めたソフト面での計画っていうのもあると思うんですね。それはぜひ、早い段階で関係者集めてもらってそういった行政が必要として出されなきゃいけない管理計画とは別に、利用者側のみんなで先ほど来、話があるようにボランティアが力を出し合って、そこはもう知恵を出し合って行政コストを抑えるような、それで有効活用を進められるような施設っていうのはそういったハード面での計画とは別にできるはずなので、それは早いうちに出してもらって統一感のある、観光資源としても有効に利用できるような荒神山全体がそうになってくれたらと思います。ほかに聞きたいことは山のようにあったわけですが、いつものとおり時間が来てしまいましたので、今日は私の質問はそこまでにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 43分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き進行いたします。質問順位11番、議席5番、山寺はる美議員。

**【質問順位11番、議席5番、山寺はる美議員】**

○山寺（5番）

通告に従いまして3点質問をさせていただきます。まずはじめに認知症の初期支援チームについてお尋ねします。厚生労働省の研究班の推計によると65歳以上の認知症の人は2012年度時点で462万人。団塊の世代が75歳を迎える2025年には700万人になるという見通しで、10年後には65歳の高齢者の5人に1人が認知症になるとそんな試算を発表して世間に衝撃を与えました。認知症が原因と考えられる車の逆走、ブレーキとアクセルの踏み間違い、そして徘徊による行方不明。先月辰野町でも徘徊していたおばあさんが川に落ちて亡くなりました。人ごとではない認知症、政府は住み慣れた地域で暮らすことができる社会を目指し、認知症を早期に診断し、適切な治療や介護を受けられ

るようにする認知症初期集中支援チームを設置するとのことでした。辰野町も来年28年度から設置の予定のようですが、認知症初期集中支援チームとはどのようなチームなのでしょう、教えてください。

○保健福祉課長

それでは認知症初期集中支援チームのことにつきましてお答えをしたいと思います。認知症につきましては物忘れの兆候などが現れても加齢のためだと思いついて受診が遅れたりするケースがあります。認知症は早期発見、早期対応によりその症状を遅らせることができます。重度化しても地域で暮らし続けられる支援体制の1つとして初期支援チームの設置が計られているところでございます。認知症初期集中支援チームとは専門医、保健師、看護師、介護福祉士らで構成しまして認知症が疑われる人やまた、その家族やかかりつけの医師からの連絡を受けまして自宅へ訪問したり生活の様子や詳しい症状を聞き取ったりしまして、相談に乗ったりするチームのことです。更に訪問結果を基にチームで会議を行い、支援の必要性などを検討いたします。そして医療機関での診断や介護サービスの利用に繋げていくことを目的としております。

○山寺（5番）

はい、ありがとうございました。それではその設置の方法と場所ですかね、誰がどのように支援するかを教えてください。

○保健福祉課長

辰野町では辰野町の認知症ケアパスの中でもお示ししておりますけれど、現在、地域包括支援センターを中心にそのシステムづくりを行っているところでございます。具体的には平成28年度の4月から稼働できますよう伊那市と連携してではございますけれど、構築中でございます。全国的に専門医が不足しておりますしてその連携は難しいというふうに言われておりますけれど、辰野町では伊那市の高橋神経科病院との連携を現在模索中でありまして調整をしている段階でございます。

○山寺（5番）

ありがとうございます。先月のNHKのスペシャル番組で「認知症は予防できる」の放映は大反響のようでした。皆さまの中でもテレビを見た方は何人もいらっしゃると思います。今まで発症すると治療は困難で薬によって進行を遅らせることしかできない認知症が、早期の診断により未然に予防することが可能であることが明らかにされたとのこと。そんな意味で認知症初期支援チームは大いに期待しております。辰野町は県下

でも早く手を上げられて始めるようです。保健福祉課では本当にいろいろな高齢者支援の問題でいろいろお忙しいと思いますが、万全を期して来年4月からは確実にスタートできるようによろしくお願いいたします。

次の問題で辰野病院についてです。辰野病院27年度の経営状況についてお尋ねします。辰野病院の問題は一般質問のあるたびに、どなたかの議員が質問したり、提言したり、要望したりを繰り返しています。でもなかなか改善の様子が見られません。先般の議会報告会の中でも出席者の中から相当厳しい意見が出されました。そこでお聞きします。27年度の病院の経営状態はどうなっているか。収入面での医業収入及び患者数は増えているか。また経費の削減はなされているか、お聞きします。

#### ○辰野病院事務長

それでは本年度の病院経営の実態ということについてお答えしたいと思います。本年度4月、5月の年度当初は、入院患者数が少なく大変危惧する状態でした。その後は持ち直しましたが患者減少につきましては当院だけではなく、近隣病院でも同様の現象が起きておりました。持ち直した原因としまして5月から内科医師が着任したことも患者数が増えたことに大きな要因となっております。しかし、経営面におきましては厳しい状況であることは変わりありません。特に整形外科ですが常勤でないことは経営的にも大きく左右されます。今いる医師で精一杯頑張っておりますが、新病院建設時から5年間は減価償却費が大きく、当初に策定しました改革プランの中でも黒字化は平成30年ころと見込んでおりました。10月末現在の医業収益ですが前年に比べて6,300万円ほど増えております。しかし、これは高額な薬を使用したためであり医薬品の材料費においても前年より5,000万円ほど増えております。そのため大きな収益増とは言えない状況です。また、患者数につきましても外来患者の方は減少しております。その要因としましては薬の処方量が1箇月だったのが2箇月になったりとかいう医師の配慮のためであるということも大きな要因となっております。経費の削減につきましては、大変小さなことの積み上げではありますが、各部署気をつけるようにし今回は水道を節減するためにちょっと節水装置を付けたりと、各部署の電気を消す、またエアコンをなるべく付けないというようなことで取り組んでおります。今年度の事業としまして電子カルテ化を構築しており、来年の2月中旬から運用する予定となっております。これにより、信大ともネットワークで情報のやりとりもできるようになります。運用当初は、なれないこともあり患者様にご迷惑をおかけする場面もあろうかと思いますが、ご理解のほどをよ

ろしくお願いいたします。また、改善がなかなか目に見えてこないということではあります。病院の内部におきましては町の地域包括ケアセンターとも協力しながら医療も含めた、医療と介護の連携ということで地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいる状況ですのでよろしくお願いいたします。以上です。

○山寺（５番）

はい、ありがとうございました。大変な中にも本当に努力をなされているということがよく分かりました。とにかく医業収入を増やすにはやっぱり内科、内科の医師が増えたということがやっぱり一番の原因かと思っておりますので、引き続き医者確保に全力を出していただきたいと思っております。今、２番目の27年度に収益を上げるための経営改善をするのに何を見直し、何を計画したかということは今、よろしいですか。お願いいたします。

○辰野病院事務長

今年度経営改善のために計画した内容ということですが、昨年の診療報酬の改定により26年の7月に今までありました亜急性期病床から地域包括ケア病床へ変更しました。ただ、運用については大変複雑な面もありまして効率的に運用ができていなかった部分がありました。そのため他の改定内容も合わせまして、今年度当初から医師や看護師等を対象に勉強会を行っております。また、そのほかに院内の各部署を回りまして病院としての役割やデータの分析、職員からの意見を募りました。その中でさまざまな意見が出されましたので、今後はその中からできることから取り組んでいきたいと思っております。また、経営改善ということには当てはまらないかもしれませんが、入院患者さんを対象としたデイケアの取り組みを今月の来週から行う予定でおります。そのほかにも病院スタッフによる医療相談窓口も来年1月から毎週1回曜日を変えて行うよう準備をしている段階です。この医療相談窓口の件につきましては先ほど町の方も取り組んでおりました認知症のこともあります。そういうことも含めまして医療相談と総じて行っていきたいと思っております。あと、診療日程等も見直しをしてより利用できるよう検討している状況です。以上です。

○山寺（５番）

大変いろいろな苦勞をなさって改善していることがよく分かりました。その中でもですね、病院経営の改善、安定のために人間ドックの提言が何度も議員から行われております。9月度の一般質問でも熊谷議員が「辰野病院の経営改善に人間ドックの受け入れを増加はできないか」との質問がありました。またある議員からは以前、現在おられる先

生方の負担軽減を図り、病院経営の安定を図るためにレントゲン技師、検査技師が超音波検査を行う人間ドックを充実したらどうかという提言もありました。しかし、人間ドックの昨年の利用者は1年間で7名だそうです。今年度は今のところ6名だそうです。辰野病院は人間ドックを火曜日、水曜日にできる体制を取っているようですが、町民はどれだけそのことを知っているのでしょうか。それより驚いたのが役場の職員が人間ドックを辰野病院で行っていることすら知らないことです。役場職員には健康診断、人間ドックを義務付けているそうです。300人余りの職員の1割が受診しても患者増、収益増には繋がると思います。まず職員に周知徹底し、受診をして何が良かったか、何が問題なのかを提起していただきたいと思います。辰野病院は人口減少問題と同じくらい町にとっては大きな問題です。全職員が問題を共有し、しっかり考えていただきたいと思います。町長の所見と言うか、コメントをお願いいたします。

○町 長

人間ドックの関係でありますけれども、なかなか専門の医師もいないということでありまして、なかなか厳しいという話はしておりますけれども、今7人という話はちょっとあれですが、職員が人間ドックをみんな辰野病院で受けろって言うか、そういった実際に人間ドック受けている職員がどのくらいいるか分かりませんが、たいがいは健康診断を行ってそれで多分、何割かはちょっと分かりませんが、その中でそれぞれのかかり付けだとか、過去のデータだとかいろいろあるんで、それぞれ違うと思いますけれども、私も違うと言うか受けていませんけれども、そんなことでそういうことをやっているっていう情報はやっぱり流さなきゃいけないかなって、こんなふうに思います。どんな人数かな。

○辰野病院事務長

人間ドックの方につきましては議員のおっしゃるとおり大変少ない人数となっております。そのほかに、生活習慣病の予防、協会健保で会社の方の健診につきましては年間約460人ほど受けております。その中に新たに人間ドックの人数を入れるかっていうと正直、今の診療体制の中では非常に難しいものがあります。ただ、やっていることを知らないという職員がいるし、町民の方も知らないということですので、このへんの広報については今後も考えていきたいと思っております。あと、職員の方が例えば人間ドックを受けないかっていうところなんですけど、うちの職員の人数が来た時に多分のうちの中の診療体制においてはちょっと厳しい状況であるっていうのと、辰野病院で人間ドック



ク受けた場合と例えば諏訪日赤とか相沢病院とか伊那中央病院とかで受けた時にはやはり健診センターが別個にあります。その中で行った人も十分満足な健診が受けられると思いますが、辰野病院の中におきますと診療の合間の中に組み込まれてしまう。その中において案内が不親切だとか、なかなかきめ細かいサービスをしてあげられないということが非常に私ども、心苦しく思っております。あと、人間ドックにつきましては健診のあと、最後に保健指導というものがありますがそれをする保健師が今いないということも大きな要因です。いろいろな要件が絡み合ってなかなか人間ドックの方まで手を回せない状況ではあります、できる範疇の中で、また宣伝していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○山寺（5番）

どこの病院で行うっていうことは強制的には言えないと思いますが、当然個人としてはそれは良い病院で受けてみたいっていう思いはあると思います。しかし、町の病院である以上、職員は1度は受けて、その不足の部分とかどういうところが良いのかどこが駄目なのかっていうことを周知していただきたいと思います。それで初めて改善して一般の町民にもしっかりアピールすることができると思いますので、まずはできないと言わずにできるところからやってください。それでは次の質問ですが26年度の経営健全化の意見書の中で、旧病院の解体、企業債繰上償還などは想定内の赤字だが、少なくとも単年度での計上収支段階で黒字確保が必要だと指摘がありました。今年度も残すところ3箇月余りになりましたが黒字確保は可能でしょうか。単年度で。

#### ○辰野病院事務長

最初の質問の方でもお答えしましたがけれども、入院患者によって大変大きく数字が変わってきます。特にこの冬の入院患者数で大きく変動があると思われまますので、今現在の時点では名言できません。また黒字化になるっていうことは最後の3月の時に決算処理をするわけですが、やはり消費税分の決算処理とかしますと医業収益が全て黒字化になるかっていうところはなかなか断言できない部分がありますので、非常に厳しいということだけでお答えさせていただきます。

#### ○山寺（5番）

内情もよく分かりますので、大変かと思いますがとにかく黒字化を目指して頑張ってくださいと思います。本当に私も辰野病院のすぐ近くにいますので夜ちょっと入院患者さんはどうなのかなって、毎日というぐらい病院の3階をぐるぐるって回って見て

います。昔と比べて本等に入院患者さんが多くてほとんどの部屋が明かりが点いているという状態ですので、辰野病院の人たちも頑張っているんだなっていうことは分かっております。それで次の質問にまいります。辰野病院は救急病院の指定を受けております。辰野病院は救急病院の指定を受けていますが、しかし子どもの夜間、休日の診察は一切しません。交通事故の軽度の負傷者の受け入れも一切しないということで、専門医がいらないからということですが、しかし救急病院なのだから24時間体制で医師はいるわけですね。とりあえず問い合わせのあった患者は1度は診る体制はできないでしょうか。

#### ○辰野病院事務長

救急病院につきましてちょっとどういうものかというところを、まず最初に申し上げたいと思います。救急病院とは医療法において県の策定する医療計画の中で定められています。基本的には1次医療、初期救急医療は医師会に属する開業医の方が担っております。上伊那医師会の中で当番医を作成しております。2次医療としまして救急病院等を定める省令によって定められた病院、また入院、救急医療期間として役割を果たす病院が該当になります。上伊那圏内では伊那中央病院、これは3次医療も含みますが、とあと昭和伊南総合病院、辰野病院の3つが登録されています。ただ、この救急病院であつてもできる範囲でということで当院も担っております。整形外科や小児科の常勤医師がいらないことにより、ご不便をかけていることは事実です。救急隊に対しては上伊那広域消防の方へも該当科への受け入れができない旨、通知してありますが、夜間、休日のお問い合わせに対して断る事象も多々あり、理解いただいていない部分があると思っております。当直医師も少ない医師で回さなければならず、前日の診療から翌日の診療まで働く状況は体力的にも厳しいと思われまます。そのため土日は信大の医師に日当直をお願いしている状況です。小児と整形外科に関して議員の言われることはもっともですが、小児科に関しましては日々の診療の中で小児の方を診察することはありません。どちらかと言うとうちの病院はほとんどご高齢の方たちばかりです。開業医の先生たちはやはり全部を診るようになっておりますので、お子さんからお年寄りの方まで診られるかと思えます。やっぱり経験があります。当院のようにやはり経験のない医師が診ることはやはり医師自身も責任問題にも発達しかねないこともあり、また常勤医師がいればアドバイスをもらいながら診察も可能でしょうし、次への引継ぎもできます。今は、近隣各病院からの応援をいただきながら何とか外来を続けている状況です。このことはやはり住民の方も感謝していただきたいっていうのは、来ていただいている先生たちもそ

のような申し出がありますので、協力していただけることには当院としても非常に感謝しております。整形外科についても現在非常勤で何とかしのいでいる状況です。また医師の考えもあって平日帯でもお断りしてしまうケースもあります。時間外対応につきましては当直医師により対応がまちまちのため不愉快な思いをされていることには大変申し訳なく改善してまいりたいと思います。また、医師ではなく相談するというので、もし、でしたらどうしたら良いかっていうことには対応しました看護師等がアドバイス等をしていくようにまた、徹底していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。参考までなんですが、昨年度の時間外の患者数なんですが1年間で約2,000件ほど受けております。またそのうち救急車での搬送は260件ほど受けております。今後も救急病院であることを念頭に入れ、受け入れ態勢を整えていく予定ですのでよろしくお願いいたします。

では続きまして院長の方からちょっと言葉を預かっておりますので、ここで読み上げたいと思います。

辰野病院の夜間救急体制について、まず概要としまして平成16年4月から開始された新しい卒後医師研修制度により卒後の医師の研修がそれまで卒業した大学の病院でなされるのが原則であったが、今度は研修する病院が自由に選べるよう変更されたのである。そのため信大医学部の学生の大半が他府県出身であったため、卒業生は都会の大学病院や大病院での研修を希望して信大を去っていき、信大の医局に入局する医師が急激に減ってしまい、大学医局の医師不足が急激に深刻化しました。そのため信大医局から医師を派遣してもらって運営されていた病院への医師の派遣ができなくなり、平成17年から派遣医師の引き上げや派遣中止が行われ、辰野病院ではそれまで15人いた常勤医師が僅か2、3年の間に7人まで減ってしまいました。そのため平成17年には産婦人科病棟が閉鎖され、お産も突然できなくなりました。更に平成19年には小児科病棟も閉鎖されました。いわゆる地域の医療の崩壊の始まりである。このような状況下で閉院になった病院が他府県でも続出したが辰野病院では残った7人の医師で辰野地域の医療を守るために何とかやっつけいこうという合意の下で存続を維持すべく努力してきた。その間、少人数での夜間救急の受け入れはどうすべきか悩むことが多かったのである。週1回、それも土日の日当直を含め、当直をやり翌日は眠れなくとも朝から1日の業務をこなさなければならないという過酷な状況を続けることは体力的にも無理ではないかと考えられた。夜間救急を完全に止めてしまうのは、住民にとっては大変なことなので夜9時まで

にするか、などの案を検討したりしたが平成20年ころより信大外科医師が土日に日当直をやってくれることになり、そのため7人体制でも夜間救急体制を何とか維持できる状態である。現在、当直可能な医師は6人でそのうち4人は50歳以上である。夜間救急の受け入れ制限についてです。辰野病院は2次救急受け入れ病院であるので、入院が必要な救急患者は入院治療を行う。そのため入院を受け持つことのできる常勤医師がいる科に関係した患者さんが対象になる。常勤医のいない小児科や整形外科に関係した患者さんは残念ながら原則的に受け入れは不可能なためあらかじめ伊那中央病院や諏訪日赤などに行っていただくようお願いすることになる。また、これは整形、小児科には限らない例なんです、その他の関係の科に関しましても最近の高度医療に対応するための時間制限、いわゆるゴールデンタイムがあるため、例えば新しい脳梗塞が生じた可能性がある患者さんや心筋梗塞の疑いが強い患者さん等はあらかじめ他院へ行っていただくようお願いすることもあります。夜間救急に対する対応が悪かったことにつきましては大変申し訳なかったと思います。職員教育もしっかりしていきたいと思っていますので、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。という院長の言葉です。以上です。

#### ○山寺（5番）

はい、ありがとうございました。院長のコメントで職員が激減する中、大変だっということがよく分かりました。しかしですね、いずれにしても町民は辰野病院を頼りにしているわけです。特に開業医の診療できない夜間、休日ですね、救急を依頼するほど、救急車を依頼するほどのことではない状態だけど、とりあえず電話をして診察をお願いしたいって人がほとんどだと思います、電話でお願いするのは。もっと重症の人はもう当然それは救急車を呼んで他の診療体制の整ったところに運ばれていくと思いますが、ほとんど夜間に熱が出たとか子どもが。ちょっと擦り傷をしてしまって血が止まらないとか、そういう方がほとんど電話をして来る人が多いんじゃないかと思います。その電話でそっけなくただ「診れません」で言われちゃうと、もう本当に何て言うか、何のために病院であるんだっという。とにかく開業医の先生はどんな患者が来ても一応診ますよね。子どもであれ、年寄りであれ、大人であれ、とにかく重体、重体は来ないと思いますが、軽症な、ほとんどそんなに大事に至らない人が来れば、とりあえず開業医は対応します。だけどどうして辰野病院は医師という名のつく方がいるのに、どうして受け入れないだろうっていうのがもう、町民の本当の単純な気持ちです。とにかく、もし診れなかったら医師でも看護師でも良いんですが「どんな状態ですか」っていう、私

も孫を見ていますので、伊那中へもう子どもが夜中に熱出した時に電話しますと、向こうはすごい冷静に「どうなさいましたか」って聞きますよね。「実はこういう状態でもう熱を計るたびにどんどん上がってって40度近いんですよ」って「多分インフルエンザじゃないかと思います」って、もうこっちは慌ててそうやって言うんですけど、向こうの看護師さんはすごい冷静に「水は飲めていますか」「下痢はしていますか」とかそういうふうに冷静に聞いてくると「ああ、そうか」何しろ水分は摂れているな。下痢はしてないなっていう、そういう1つ1つ納得できて看護師さんは「インフルエンザって言うのは早く来ても菌が出ないと処置はできないから、まず明日まで熱をとにかくこういう脇の下とか首の周りに氷を置いて、熱が上がらないようにしてそれで明日、来なさい」とか「明日、辰野病院で診てもらいなさい」そういう指示をしてくれるわけですね。そうするとああ、そうかと思ってこっちも落ち着いてきますし、冷静になれるわけです。だからその対応も、もし本当に診れなかったら電話での対応、医師でも看護師でもいいです、その場には必ずいると思いますので、とりあえず相談に乗ると言うか、本当はとりあえず受け入れをしていただきたいっていうのが願いです。それから当直の先生の判断で、手に負えないと思ったら専門医に紹介してください。重ねてお願いします。本当、病院の先生方が大変だっていうことはよく分かっています。でももし、信大から外科の先生がいらっしゃっていただいているなら、とりあえず受け入れを重ねてお願いします。

#### ○辰野病院事務長

議員のおっしゃることはもつともだだと思います。対応の悪い場合も多々あるかと思いますが、しかし全部がそうだっていうことはない部分もありまして、反論するわけではないんですけど、私がたまたま聞いている中においてはそういう適切な指示している場面もありますので、なかなか全員にそれが浸透していないっていうところは大変申し訳なく思っておりますが、看護部の中においてもちゃんとそのへんの指導については適切にするようにっていうことは伝えてあります。今後更に、そのへんについては対応の方、気をつけるようにまたしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。また合わせまして、町の保健福祉課の方でもやってます辰野健康ダイヤルっていうのもありますので、こういうこともちょっとご利用、アドバイスとかできると思いますので、このへんも皆さんの方に周知していただけると大変ありがたいかなと思います。うちの医師の希望はやっぱりあんまりコンビニ受診的なものをされてしまうと余計やっぱり医師が疲弊してしまうっていうことは、うちの院長が結構言っておりましたので、ぜひできると

ころでやっぱりこういう所も利用させていただければっていうふうに、私の方の希望として申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○山寺（5番）

分かりました。それではとにかく看護師さんの対応の徹底をお願いしまして、次の質問にまいりたいと思います。

3項目めはですね6月に一般質問でここ数年、目に見えて減少しているホタルの質問をさせていただきました。また、総務産業常任委員会でも町長への要望事項として早急に科学的調査研究を行い、発生を増加させる有効な対策に取り組んでほしいと要望を出させていただきました。対策の進捗状況をお答えください。

#### ○産業振興課長

9月議会の総務産業常任委員会さんの方のご要望もありましたこともありましてハード面、ソフト面から改善策を講じております。まず、ソフト面でございますけれども、ゲンジボタルの発生状況の減少傾向を踏まえて議員おっしゃったように科学的見地から調査分析を行い、発生数を増加させる有効な対策に取り組むために、この11月から宮崎敏孝さんを非常勤職員としてお願いをしております。この宮崎氏でございますけれども、信州大学の特認教授を退官された方ございまして、松本市環境審議会委員ですとか両小野学園のコミュニティースクール運営協議会委員も進められていらっしゃいまして、専門は砂防学であります。しかし宮崎氏は松本市の庄内地区でヘイケボタルではありますけれどもホタルの住める環境づくりっていうところに取り組んでいらっしゃいますし、それから松本市の生物多様性地域戦略策定委員長として「生き物あふれる松本プラン」というものを策定中の方でございます。宮崎さんは今までは観蜚客からのロケーションを重視してきた公園だったわけですがけれどもホタルの側に立って、どういうふうになればホタルが住みやすくなるのかと、ホタルの生態からのアプローチをして本来の住みやすい環境のあり方について、現在調査研究をしていきたいとして取り組んでいただいております。具体的な取り組みですけれども、まず勝野先生のこれまでの指導だとか、ホタル保護活動についていろんな書物がございますので、これらを確認していただいて公園の現状分析を踏まえてゲンジボタルの減少の要因分析を行っていただいております。今から可能な取り組みと来年度からの取り組みの検討ですけれども具体的には乾燥に耐え得るコケ、コケの水際への貼り付けというようなことで、ホタル産卵に適する環境整備を行うことということでありまして、リスクも発生しますのでこれは試験的に特定の

水路を施工して検証していくと。それが効果が、スパンも何年かかけないといけないわけですが、検証があれば、そういったものを積極的に増やしていくというようなことです。それから水路際への灌木ですとか、低木の植栽っていうようなことで乾燥防止だとか、産卵場所の確保をしていく必要があるのかなということがあります。それから水路内の落ち葉を徹底除去するというので、網ですとか泥だめみたいなものの工夫もしながらですね、こういうものを除去する作業について検討していきたい。それから水路内の流れですけれども流速の調査ですとか、水の中の酸素量の調査ですね、こういったようなものをしていきたいっていうふうに考えております。もう一方、ハード面でありますけれども、ほたる童謡公園の下辰野側の入り口にトイレがありますけれども、あそこの前の水路、旧2号水路でありますけれども、この水路は木でできておまして、断面がですね、断面で言うか壁がですね、老朽化が目立った水路でありましたのでこの改修工事に着手をしております。この水路は今年ホタルの発生が前年の26%まで落ち込んでいまして、早急な対応が必要であったわけでありまして。総延長が116.5メートルありますけれども、来年のことも考えて減少リスクを抑えるために2箇年に、半分ずつに分けて今年下流の64.5メートルについて木のものから自然石の水路に改修するよういたしました。年内の竣工を目指しております。この時には幼虫ですとかカワニナも新しい水路の方に移す、新しいと言うか今の水路の方に移しております。完成の暁にはホタルの安定的な発生を見込んでいるところでございます。以上です。

#### ○山寺（5番）

早速に取り組んでいただきありがとうございます。すぐというわけにはね、増殖がすぐというわけにはいかないかと思っておりますけれども、地道な努力でゲンジボタルが増えてくれることを私たちも願っています。これからもよろしく願いいたします。

2つ目ですが、高齢者の買い物弱者にとって念願だった移動販売車、今年の8月からニシザワショッピングセンターさんが行っているようですが、利用状況と会員になるのはどのような手続きをすれば利用できるかお答えください。

#### ○まちづくり政策課長

今年の8月19日からスタートしました株式会社ニシザワによります移動販売スーパー「とくし丸」スタートから4箇月目を今迎えているわけでありまして。ニシザワ辰野食彩館の店長に確認したところ、大変順調にご利用いただいているとのことでありまして。1日30人から40人、多い日で50人近くの利用者があると聞いております。登録者は月曜日

と木曜日をセットに巡回し、利用いただいている方が36名、水曜日と土曜日をセットにし、巡回をして利用していただいている方が33名いらっしゃるそうです。登録者のご近所の方も利用していただいているということで、売り上げも順調でまだまだ利用したいという引き合いも多く、今はお待ちいただいている状況と聞いております。ただ、稼働していない火曜日と金曜日の巡回についても検討をいただきまして、この12月1日からこの火曜日と金曜日については午後だけですが巡回を始めたと聞いております。ただ稼働日の増加によりましてこの雇用の関係が問題になっているという話も今、聞いているところであります。また、本年の7月17日には辰野町と町民生児童委員協議会とニシザワの3者で高齢者安否確認協力事業に関する協定書を締結いただきまして配達時、利用者に異変を感じたら連絡をいただいて高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう見守りの輪を広げていただいているわけでありまして、もし、申し込みしたい人がどのような手続きをとるということでありますが、ニシザワの方に聞きましたところ、「もし、新たに申し込みしたい人がいましたら直接ニシザワ辰野食彩館までご連絡をまずはいただきたい」ということをございますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○山寺（5番）

はい、ありがとうございました。本当、高齢者にとっては買い物というのが一番のネックでしたのに、移動販売車が町の資金を使うのではなくニシザワショッパーズさんに託したっていう、そこがうまいことをしたなっていう、そういう良い計画だったと思います。利用人数ですけれど、地域は全町で良いんですかね。

○まちづくり政策課長

ニシザワさんとしてはあまり遠くまでは大変になるのではということなんですけど、もう小野からも申し込みがあったとは聞いております。

○山寺（5番）

どこから？

○まちづくり政策課長

小野地区からです。

○山寺（5番）

1件だけでは行かないわけですね。

○まちづくり政策課長

細かいところまで聞いておりませんが、そういった所でもって希望が集まってく



ればやっていただけると思っております。

○山寺（5番）

ああ、そうですか。はい、ありがとうございます。とにかく、買い物弱者の高齢者にとっては本当に良い策だと思います。これからもしっかりと続けていっていただくことを皆さんにお願いして私の質問を、以上で終わりにします。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席2番、根橋俊夫議員。

**【質問順位12番 議席2番 根橋 俊夫 議員】**

○根橋（2番）

通告に従いまして森林整備の件とマイナンバーに関して質問をしてみたいと思います。最初に森林整備、あるいは森林資源の活用ということであります。上伊那市町村要覧によりますと、辰野町の森林面積は1万4,544ヘクタールでありまして、町総面積の86%を占め、上伊那地方では一番森林面積の割合が多くなっております。そのうち民有林は1万357ヘクタールで森林全体の約71%を占め、これも上伊那の平均を66%を大きく上回っておりまして民有林の多い町だということであります。山林はかつて農山村の生活にとっては重要な役割を果たしてきました。すなわち水田の元肥や家畜の餌、燃料、住宅用材としての利用など、森林に依存しない生活というのはあり得ないという状況でありました。特にこの用材利用についてみますと辰野町誌によりますと明治38年には平出の山口小路に県下で最初の製材所ができて、大正時代には現在の辰野町の管内に17箇所の製材所があり、近隣市町村や首都圏への用材の供給主として発展をし、地域経済にも大きな役割を果たしてきました。昭和26年には10の木材、木製品工場に403人が働き機械器具工場に次いで2番目の位置を占めておりました。まさに林業は辰野町の主力産業でありました。戦後は戦争で乱伐された山林を整備するために共有林を中心に植林が積極的に進められ6,500ヘクタールを上回る植林がされたものと思われまます。実はそうした植林作業から50年から60年が経過をいたしました。アカマツで40年、カラマツでは40年、ヒノキで45年、スギが40年がいわゆる標準伐期と言われておりますので、ほとんどの山林で伐期になってきているものと推測されます。ところがこの間、ご案内のとおり伐期が来ている山林からの木材の生産はほとんど行われておりません。その原因はひとえに木材の輸入自由化による林業の衰退です。すなわち昭和26年の丸太関税の撤廃に続き、昭和39年、東京オリンピックの年の木材貿易の完全自由化から安い外国産木

材が大量に輸入されるようになり、林業が成り立たなくなってきたことにあります。つまり伐採して搬出しても赤字になることから産業として成り立たず、森林は山林所有者から見捨てられてしまっているわけであります。その結果、昭和30年は95%だった木材自給率は平成12年には18%まで落ち込み、その後、回復はしたものの平成24年には28%に留まっております。また、この植林したまま間伐しない山林では密植状態により根が発達しないのに樹高が高くなっているため、もやしのような立木となって倒れたり、下草が全く生えない山肌となったために保水力が低下をし、豪雨により土砂崩れや土砂流出などの災害が多発をしております。更に荒れ放題の山林は昨日も議論がありましたが、有害鳥獣の絶好のすみかとなり、里山が住宅に迫り農業がもう継続できないという事態を作ってきております。戦後わずか、50、60年で数万年以来われわれの先祖が生活をし、環境を維持し、文化を守ってきたよりどころである森林をこのような状態で放置を置いていいのでしょうか。さて、フランス、パリで11月30日から気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆる COP21 が開催をされております。地球温暖化防止は人類の生存を左右する重要な課題であり、待ったなしの状況です。このため各国とも循環型エネルギーへの転換を目指しており太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーへの転換とともに木質バイオマスなどへの転換や、二酸化炭素を吸収し酸素を供給する森林整備への関心が高まってきております。また、最近の国内木材の需給動向は住宅着工件数の減少により需要は減少ぎみではありますが、供給面では中国などの新興国の木材需要の高まりなどにより外材の供給量が減少をし、用材の国内供給量が維持されたために製剤用材、パルプ、チップ、合板用材のいずれも国産材割合が増加をし、特に合板用材は増加率が高くなっているとのことであります。県森連の伊那木材センターのこの11月26日の市況動向を見ても、強含みとなって来ております。非常に前置きが長くなりましたが、まず具体的に質問してまいります。まず、町長に伺います。以上のような状況にある町内のこの森林につきましてその実態とこれからの課題について、まずどのように捉えているかお伺いをいたします。

○町 長

根橋議員の質問にお答えをしたいと思います。国の状況だとか、そういったことご説明をいただきまして、町もそのような状況の中にあると思います。町内の森林の実態につきましてはアカマツ、カラマツなど針葉樹の比率が高く、広葉樹を含めるとその多くが標準伐採期を越えていると、そういうふうに考えております。伐採期を越えた材積の

合計が 225 万 1,000 立方メートル、木材の市況が 1 立方メートル当たり 1 万円と仮に計算しますと、およそ 225 億円になる、そんなふうに言われてもいます。内容等はそんなとこで言われたとおりでありますけれども、松くい虫が北上して箕輪町まで来ております。監視員を増員して枯損木等の発見に努めておるところでありますけれども、これからそういったものも重要な課題になってくる、こんなふうに思います。また、生産森林組合や山林組合の組合員の高齢化、後継者不足、こういったものも課題であろうかとこんなふうに思います。用材価格もそれを生業として普通にやるにはかなり厳しい、そんな状況でありますので、昔のようなわけにはなかなかいかない、こんなふうに思います。ただ、林産物としてキノコ、そういったものが今、脚光を浴びてきていますので、そういったものでアカマツ等の生えている、そういった所が有効かな、こんなふうに思っています。どちらにしても効率的なその間伐をしていかないと育林だとか、そういったものが非常に大切なことでもありますので、これからそういったもの進めていかなきゃいけないわけでもありますけれども、辰野は案外と急峻な山地等もありまして、道路網も、道路って言うんですか、そういった作業道を開ける、そういった面ではかなり厳しい所もあるんじゃないかとこんなふうに思います。高性能の機械、そういったもの等がそれぞれそういった専門業者に備わっている所もありますので、そういったものうまく利用しながらしていかないといけない、こんなふうに思います。どちらにしても広大な所でありまして、今山林所有者もどんなふうにしたら良いかって迷っているって言うんですか、議員さん言われたようにお荷物的存在になっているってこんなこともありまして、なかなか手が入られない、そんなことでもありますので地域の計画ですかそういったものも立てていただいて効率的に作業を進めていくと、こんなことが大事ではないかとこんなふうに思っています。以上です。

#### ○根橋（2 番）

先ほど問題提起をさせていただいた点でかなり、それと捉えた上で進めていくという方向であります。これから具体的に伺っていきたいわけですがけれども、総括的なまず見方といたしましては、今、いわゆる里山資本主義というような本もベストセラーになっておりまして、そういった森林、里山を活用した新しい村づくりも大きく今うねっております。その中で 1 つの発想、それだけではありませんけれども、一見お荷物と言いますか無駄に見えるものこそ大切な資源という点では、決して辰野の場合は本当に今も話出して驚いているわけですがけれども、大変が伐期を来ている森林が今の仮にですね、市

況も今見ますと1万円前後が大体の市況なんですけれども、推計しても200億円を超えるような経済的価値もあると。これをどのように生かしていくかっていう点でこれから話を進めたいわけなんですけれども、今の町長の話の中で町としても具体性というのはちょっとありませんでしたが、とにかく進めていかなきゃいけないという点で答弁いただいたというふうに理解をしまして具体的に入っていきたいと思います。まず、伐期となっている森林の対応ということなんですけれども、要するに今まで実は間伐という捉え方が、木を戦後植えまして小さかった頃の間伐というのはご存知のとおりあんまり育ちの良くないものを間伐をして隙間を空けて大きくしていくということでやってきたわけなんです。ところが段々、木が大きくなってきますので今度、今はそれをどうするかという点ではむしろ逆に利用できるものを間伐をしていく。用材間伐と言いますか、あるいは搬出して言いますかね、搬出間伐、これに変わってきているっていうふうに聞いております。そういうことをすることによって当座の資金的にそれを産業として成り立つように追求をしていきながらも、次のまだ育っていないものを次の20年、30年後に用材としてできるような形での間伐を行っていく。また従来、間伐と言うと面的にぎーっとやってきたんですが、今、町長が言われたんですが辰野は急峻な所もあるっていうことで出しの問題も実は確かにありまして、間伐はいわゆる縦列間伐と言いますかね、横にやるのではなく、縦に間伐をしていくことによって順次、いわゆるワイヤー等も使ってますね下へ降ろしてくるような形を進めながら縦にやりながら横に移動していくというような間伐方式も取り入れることによって急峻な所による間伐も用材間伐を進めるという手法で今、進んできております。自分の地域で恐縮ですが上島から渡戸に関してもこの間、町のご援助もいただき大規模、3ヘクタール、5ヘクタールっていうような規模での今、間伐をたまたまやっております非常に今、4トントラックでも何十台っていう用材を御柱と見違えるような大木もありまして、そういうものも出して森林組合の方で有利に販売をしていただいていると。そういうことによってかなり森林もきれいになりまして、進んできていますんじゃないかと思います。また近隣、箕輪の富田地区でもそのような区をあげて取り組みを行い数百ヘクタール規模での今間伐事業を進めておりまして、要は経済的にも成り立つと。つまり山林所有者の負担なくしてできる方向というのが、ほぼビジネスモデルとして確立してきているというふうに聞いております。で、伺いたいわけですが、町には国有林を除きまして町有林、共有林、個人林とそれぞれ所有によって状態が違うわけなんですけれども、今後それぞれ町有林、共有林、個人林につい

てのいわゆる有用間伐ですかね、そういうものを念頭に入れた事業をどのように進めていくお考えか伺いたいと思います。

#### ○産業振興課長

まず、山林の面積から申し上げますと、町有林は 460 ヘクタール、それから共有林は財産区と集落と団体を含めまして 5,902 ヘクタール、それから個人などということで、社寺林等も含めまして 3,338 ヘクタールございます。そのうち伐期でありますけれどもアカマツは町全体では45%ありまして標準伐期齢40年を迎えている面積は 4,709 ヘクタール、それからカラマツが全体では28%に相当しますが、標準伐期齢40年のものが 2,869 ヘクタール、スギが標準伐期齢が40年、 368 ヘクタール、ヒノキその他広葉樹を含めましてその94%が標準伐期齢を超えております。まず町有林への対応でありますけれども、町の町有林の森林経営計画を平成24年から28年の5箇年で計画してありまして、これに基づいて毎年6ヘクタールほど間伐を行っております。木を太らせてから伐採する長伐期の施業を実施をしております。平成26年は青山、それから本年度は七蔵寺をやっております。それから共有林への対応でありますけれども、共有林については毎年1回役場で造林事業の説明会を開催をしております。また、要望があれば各山林組合等にも出向きまして説明を行っております。一部の山林組合等ではすでに森林経営計画を上伊那森林組合と共同で策定をさせていただきまして、計画に基づいて間伐等を行っていただいております。今、計画済みの団体が10団体、それから今、計画の策定に向けた準備を進めている山林組合は6団体ございます。それから個人林の対応でありますけれども、今の森林経営計画に含めれば個人山も間伐ができますので各山林組合で個人有林の集約を行っていただいております。共有林と合わせて間伐することで効率的な施業ができるものと考えて取り組んでおります。以上です。

#### ○根橋（2番）

分かりました。そういう意味では今、問題となっている個人有林の取り組みと言いますか、山林所有者にとっても今ここで間伐をしないと継続的価値が非常に低下するということですので、そういう意味では地域における取り組みというものを引き続き重視しなきゃいけないという点で、やはりそういった点では森林組合、あるいは林業の専門家を招聘してですね、地域でやはり精力的な地権者の同意を得ていくという作業が重要になるのではないかとということで、ほとんどこの間、見てみますと負担金なしで間伐ができてきておりますので、そういったことを進めていただきたいということをお願いした

と思います。それでその次の個人有林のそういった事業を進める上で、1つのネックになっているのは前にもこれ議会でもありましたが境が分からない、あるいは自分の山がどこにあるか分からないっていうような方が出てきておりました、この間伐事業だとか、あるいは搬出用作業道を造っていく時、そういったことで障害になってきているということが現実問題あるわけでありまして。それでこのいわゆる林地における境界確認、地籍調査はとても無理だと思いますけれども、いわゆる県等に聞きますと非常にわずかではあるけれども、林地境界の確認については県も補助事業を組んでいるというような状況もあります。そういうふうに境界が決まらないためにいろんな事業が進まないっていう場合の、この林地境界の確認事業についてはどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

#### ○産業振興課長

今、議員おっしゃったように地籍調査につきましては事業費ですとか、調査期間の関係もありまして、山林の調査は休止、休んでいるという状態でございます。実際には林地の所有者同士で境界を決めていただいております、森林組合等から境界確認事業の要望があれば、そういったことも援助していかなきゃいけないかと思っております。以上です。

#### ○根橋（2番）

このことについては知らない関係者の方も多と思いますので、林地境界がもし必要があれば、そういう事業もやっていくことが補助事業でもあるんだっていうことをですね、周知していただいて積極的な個人のそういう問題を解決して行ってほしいと思います。その次に林業の担い手育成であります。この森林産業に従事をしたいという若者って言いますかそういう方々は、一定おられるというふうに聞いております。中にはすでに辰野町内でもそういう森林産業っていうことでIターンをされている方を私も個人的には知っておりますけれども、そういったことは今後一定数おられるんじゃないかと。そういう中でやっぱり森林組合も、あるいは今、森林に従事されている民間業者の方々も結構上伊那でもおられるようですけれども、やっぱりもう人手不足って言いますか、事業が拡大すれば人も不足するっていうようなことで、いずれにしましても林業に従事する方が今後、ますます必要になってくると。そういう点ではそこを捉えていかなきゃいけないわけですが、もう林業に関してはご存知のとおり非常に機械化をされまして従来のようなチェーンソーでやっていくというようなイメージではなく、もう専門の機械

を操作してやっていくという状況になっておりまして、極めて専門的な知識、技術が必要ということで県に聞いてきますと、やっぱり林業士の育成だとか、あるいは林業、そこまでいなくても林業従事者については積極的にそういった講習会等を行って育成をしていきたいという方針を持っているわけですが、町としてですね、そういうやはり林業の振興、あるいは林業に従事したいってそういう方々来た場合の対応はどのように考えているか伺いたいと思います。

#### ○産業振興課長

今、議員おっしゃったようにですね、今の作業については高性能な林業機械、プロセッサースタですとか、ハーベスタですね、こういったようなものを用いた効率的な間伐が不可欠になっております。このために上伊那森林組合等の町内の林業事業体が実質的な林業の担い手になっております。事業体による事業規模拡大による雇用拡大っていうものに期待していかなくちゃいけないと、そんなふう考えているところであります。こういう林業に従事する意欲のある方にはですね、長野県林業労働力確保支援センターっていう機関がありますので、そこで林業支援講習等の研修を斡旋しまして、上伊那郡内の認定団体が伊那市、駒ヶ根市に8団体ほどあります、森林組合を含めてですね。こういった所に就業してもらっていいのかなど。こういったものがUIターンの雇用の受け皿としても活用できるっていうふうに考えております。また、町内には地域林業の指導者であります林業士の資格保持者が14名いらっしゃいます。林業士委員会の会員登録は5名でありますけれども、こんな方も活用しながらこういった方を増やしていくというようなこともやっていかなくちゃいけないと考えております。

#### ○根橋（2番）

ぜひ、そういうことで引き続き若い方々の林業への従事者を増やしていく努力をしていただきたいと思います。次に森林の防災対策ということであります。先ほど申し上げましたが近年、予想を超える降雨等によりまして個人有林等における倒木、あるいは土砂流出、崩落等が多発をしております。こうした災害について昨日っていうか、道路への倒木の問題もありましたけれども、こうした個人有林を中心としたこうした、いわゆる防災対策ですね、公共事業的なもので防災対策へのアプローチっていうのはあるんでしょうか。

#### ○産業振興課長

伐採によりまして枝はりが広がることで根も発達して災害に強い森林になるというようなことはご案内のとおりでございます。適切な間伐を行って防災に努めていきたいと思っておりますけれども、キノコ山の造成で藤原儀兵衛先生、この間来ていただいた中でキノコ山として整備されている山林は災害にも強いというような話もあります。整備が大事だと考えています。それから多様な樹種からなります針広混交林、それから広葉樹林をやぱり進めていくということがやっぱり大事だと思っております。これは深く根を張る樹種、例えばケヤキですとかカエデですとか、サクラですとか、こういったものを混ぜて植林をしていくことが大切だっというふうに言われておりまして特に、松くい虫の関係等で今、更新伐をお願いしている地域についても緩やかに更新伐で樹種転換を図っていくというようなことが必要だと考えております。また、町内の山寺先生の力説されているお話に間伐等の森林整備によって水平根と鉛直根の分布を発達させることができ、斜面崩壊に対する補強強土が増して崩壊防止機能を高めることができるというようなお話も伺っておりますので、これらのことにつきまして折を見て周知をしてまいりたいと、そんなふうと考えております。

#### ○根橋（2番）

分かりました。続きましてこの有害鳥獣関連なんですけれども、先ほど申し上げましたような、これからの議論になっております。それでいわゆる緩衝帯を造るという事業に取り組みされてきたと思っておりますけれども、この間、実際そういう形で取り組んだ今の現況どのようになっているかっていうことと、その成果について、今後このことについてはどう取り組んでいくかちょっとご答弁いただきたいと思っております。

#### ○産業振興課長

手入れをされていない里山を間伐することによりまして緩衝帯の役割を発揮して、有害鳥獣被害の発生を防ぐという効果がありますので、今も最近では宮所ですとか、小野ですとか、川島、沢底、こういった所で取り組んでおります。本年度も野生鳥獣総合管理対策事業の緩衝帯整備を行っております、有害鳥獣対策についても効果が現れております。以上です。

#### ○根橋（2番）

ぜひ、引き続きそれについては有害鳥獣対策の面からも事業を導入をお願いいたしまして、森林資源の活用についての質問に移りたいと思っております。町はまち・ひと・しごとの総合戦略におきましても林業振興っていうものを大きな柱に掲げております。新たな



木材需要の創出や林産物等の販路拡大などを具体的な施策としては掲げております。そこで質問をいたしますけれども、まず間伐材の有効利用ということですが、これについては間伐を進めていく中で今、先ほど申し上げました基本はもうこれからは用材、いわゆる搬出間伐ですが、まだそこに至らない部分も相当あることも事実であります。そういった間伐材の有効、それらを含めた有効利用について現在、町内ではやはり沢底、あるいは新町区等で具体的なさまざまな取り組みが行われているというふうに承知しているんですけれども、こういった間伐材の有効利用についてはですね、具体的には今度の総合戦略の中で掲げている事業との関連でも具体的にはどのようなことを、いつやるつもりでいるかお伺いしたいと思います。

#### ○産業振興課長

本年度、塩尻市に F-Power ができました。征矢野 Wood Park が稼動しておりまして、間伐材の販路が拡大しております。町内でもカラマツ材については県森林南信木材センターがございまして、ここでの有効利用を図りたいと考えております。併せて、針葉樹を薪として活用するような動きが町内にも広がっておりますので、こういった普及にも努めていくことが大事かなと、そんなふうに考えております。

#### ○根橋（2番）

その点で分かりましたが、もうちょっと具体的にお聞きしますけれども、その次の林産物の販路拡大も含めまして現在、全国的にもペレットストーブに対する行政側の助成ってというのは急速に広がっておりまして、全国的にもものすごい今、取り組みが行われているということでもあります。当町もペレットについては助成があるというふうになっているんですが、薪ストーブについては現状はないということなんですけれども、こういったペレットストーブ、あるいは薪ストーブなどへの助成の拡充、あるいは長野県は県産木材を使用した省エネリフォーム事業に対して27年度は工事費の20%、最大30万円までは助成をしております。これは県直営事業と言いますかね、町は通ってないと思えますけれども全国的には町村段階でも町で産出された木材を使ってリフォームとか新築された場合には一定の助成もしながら、要は今、用材、繰り返しますけれども用材間伐ですのでそういうものを使っていくということによって更に付加価値、高めていくという動きがこれも急速に広がってきているわけですが、そういった考えはないかお伺いいたします。

#### ○産業振興課長

ペレットストーブにつきましては平成22年から森のエネルギー推進事業という事業で1台について上限10万円を補助しております。毎年、本年も実施をしております。木材需要の創出という部分に関連するのかなと思いますけれども、国においても木材需給率が50%を目標に木材需要の創出に取り組んでいるところでありまして、町としては新たな需要の動向を注視して情報提供に努めていく予定でありますけれども、県産材利用のモデル的な取り組みとしてほたる童謡公園ですとか、しだれ栗森林公園の案内板を改修したりしております。ほたる童謡公園で防護柵の木質化も実施をしております。こんなような取り組みを広報していくことで地域における県産材の需要の拡大に繋がっていきたく、そんなふうに考えております。あと、バイオマス関係ですかね、ペレットの関係でありますけれども、販路拡大も含めてですね、林産物の販売販路としてはですね良い材は地元の市場ということで伊那木材センターですとか塩尻のF-Powerですね、こういった所に出していくと。それから製材に向く材は木材加工に回す。それから製材に向かない材は先ほどの話の木質ペレットですね、こういったものが上伊那森林組合でも取り扱っておりますので、こういった所、それから木質バイオマスということで塩尻のF-Powerの方へ、これは将来になりますけれども使っていくということだと思います。それから木質ボイラーですとかストーブについては先ほどのCO2の削減の話もありますけれどもエネルギーとしての木質利用促進大事でありますので、上伊那木質バイオマスの利用促進協議会っていうものが県の方でも音頭を取って平成26年度に設立がされております。行政機関と民間企業によって研究をしております。これは公共施設、役場だとか学校にペレットストーブみたいなものを導入するとかですね、こういうような動きをしております。行政についても木質バイオマスを燃料とするものの施設の導入を進めて家庭ですとか、農業用施設への利用をいっそう進めていかなければいけないのかな、というような考え方があります。木質ボイラーによる農業用ハウスの利用については有効だと思います。ただ、これは木質チップ工場っていうようなものも必要になるので、それらの条件が整わなければ販路の拡大に繋がっていかないのかなとそんなふうに思っております。以上です。

#### ○根橋（2番）

この森林の関係について最後に再度町長にもお聞きしたいのですが、要はこれいろいろやっていただいて少しずつは前進しているんですけども、木も1年1年大きく年が経つにしたがって大きくなっていくということで、やっぱりこれだけの面積が残されて

いる中で、やっぱり一刻も早く有効な手を打っていかなきゃいけないっていう点も事実かと思います。そういう意味で地域で個人有林をどうやってやはり組織化、地域で組織化してですね、事業に組み込んできてもらうかっていうか、入ってもらうかっていう点で悩んでいるわけですので、やっぱり専門家がどうしても不足、いろいろの面でも不足している中でやっぱり県だとか、あるいは森林組合等の専門家に来ていただいてですね、今ある事業を更に広げて、要は山林所有者の方々がこれに取り組めるような取り組みを町としてイニシアチブって言いますかね、積極的にそういう場を強化していただきたいと思っておりますけれども、それで促進していただきたいと思っておりますが、考え方としていかがでしょうか。

#### ○町 長

今、お話のあったようなことでありますけれども、町って言うんですかね、上伊那の森林組合は当然辰野の森林組合も合併したものですので、町単独ということじゃなくて全体の中でスケールメリットの中でやっているということでもあります。さっきもペレットの話が出ましたけれども、製造能力を超えていっぱいになって、もうできませんので2交代制でやって増産をして作っていると、今、現状そんなことのようにありまして来年度もそういったことで増産をしていくとそういうことでもありますので、そういった効果も出てきているのかな、こんなふうに思います。それから、個人有林の話ですけども制御計画だとかそういった中に個人の人があるふうには、こう入れていかなければいかなかなか単独ではもうもちろん無理な話ですので、よっぽど大きな面積を持っていてもできないことですので、そういったことで周知をする。地域の人たちにも声をかけてやる、そういったことがお手伝いできればしていかなきゃいけない、こんなふうに思います。どっちにしても単独でやることではなくて、それぞれの人たちが一緒になってやらなきゃできないことですので、またそういったことで一緒になってやれることがあればやっていきたい、こんなふうに思います。以上です。

#### ○根橋（2番）

ぜひ、そういうことで森林について進めていただきたいと思っております。時間もあれですので、その次のマイナンバー制について質問をしていきたいと思っております。

2013年5月にいわゆるマイナンバー法が成立をいたしまして、この11月末までに町民の皆さんの所にも番号カードが郵送されました。政府肝煎りで早くから宣伝をしたこともあって町民の皆さんの関心も非常に高まっております。これ国会でそういう法律が通っ

た段階で日本共産党はそのプライバシーのこれは侵害に当たるってということや、あるいは初期投資だけで3,000億円、あと、その後の費用も維持費用が数百億というようなことで費用対効果が十分説明されていない。それから税や社会保障の分野で課税強化だとか給付削減の手段となり得るといようなことで反対をした経過があります。しかし、そういう中で成立をしたわけですけれども、この制度というのは国民の方が望んだ制度ではなくて、これは本当に典型的に国主導で導入した制度ということで、そもそもこれは何のためにやるのかとか、今後これはどういうふうに運用されるかという点について疑問や不安がとりわけ高齢者の方や事業者の皆さんから寄せられてきております。そこでまず基本的なことをお伺いしますけれども、第一にはそもそもこのマイナンバー制度における町の立場であります。法律等読みますと町はその法廷、いわゆる法廷受託事務としてこの個人番号の指定だとか通知だとか、番号カードの交付等の事務を行うことになっておりますけれども、いわゆる法廷受託事務っていうものは、これ以外には何かあるのか、どういうことなのかっていう、あるいはどういう責任があるのかっていうことが1点。それから2点目は、今回、この制度は行政だけではなくて広く民間事業者がこれを使うわけでありましてけれども、この町がいろいろ今回条例も出ているわけですが、町がいろいろここに、いわゆる紐付けと言いますか利用する立場というのはさっきの受託事務ではなくって、いわゆるそういった事業をやる方と同じ立場の責任があるように私受け止めているんですけれども、ここにおける町の責任っていうものはどういうものか、この2点についてお答えをいただきたいと思っております。

○町 長

マイナンバー制の広報だとかそういったことにしっかり国も努める、また町もというようにことを行ってきておりますけれども、先だっても婦人の団体の皆さん方がですね、そういった内容を勉強したい、そんなことでもって職員を呼んでいただいてそういった説明会もしましたので、そういったことで町も必要があればどこへでも出向いて行ってそんなお話も、周知をさせていただきたい、こんなふうに思います。そういったことで、国の方で町がどうこうって言うんじゃないくて、国の方でこんな方向でやるということで決まってきたことですので、それについて町の方は条件でこうだからやらないよとか、こういうふうじゃなきゃできないよとか、そんなことでなくてですね、決まりがあつてその最後についたそれぞれのチップを使ってやることについてはまだ自由な面もあるんですけれども、そういった中で進めていくということでもあります。担当課の方からそこ

らへんの法廷事務だとか、そういったことについて説明を申し上げます。

○住民税務課長

根橋議員さんの質問にありました町の法廷受託事務についてですが、5点ほどあります。1つは住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、書面により通知する。2つ目としましては個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に依頼する。3つ目としましては申請により個人番号カードを交付する。4つ目としましてはカード記載事項に変更があった場合、裏書する。最後に個人番号の漏洩等、一定の要件に該当した場合のみ個人番号を変更する。そのものにつきましては法廷受託事務ということで私どもが請け負っております。また、2点目の民間事業者の利用管理等の責任と異なるところの責任につきましては、町としては特別な責任はございません。ただ、個人情報管理する職員が起因としますものにつきましては罰則規定がありまして、例えば理由なく特定個人情報を提供した場合、また不正利益目的で個人番号を提供、または盗用した場合、この2点につきましては職員についての罰則規定がございます。以上です。

○根橋（2番）

分かりました。関連してその次のところにもありますけれども、いわゆる紐付け情報ということで今回これに付加していく情報について説明がされているわけですが、今回は当面は社会保障、税、災害の3分野ということになっておりますけれども、その内容は細かく言えば98もあるそうですけれども、今回は町としてはとりえあえず町が利用していくと言いますか、この情報というのは何になるのでしょうか。

○住民税務課長

当面、町は今回の個人番号法でなければならぬ情報としますと、まず医療保険情報になります。こちらにつきましては国民健康保険システムとか、後期高齢者医療システム等になります。また、福祉情報がありまして、こちらにつきましては障がい者福祉システム、児童福祉システム、生活保護システム等が該当します。税情報につきましては地方税の付加徴収が該当します。以上です。

○根橋（2番）

分かりました。その次です。管理体制の問題です。これが一番、町民の皆さんも不安に思っていることではないでしょうか。というのは、今回、この間ですねデータ流出というのが非常に国内でも、つい、今年6月にありました。それは年金機構からでは125

万件も流出したとか、あるいは東京商工会議所では企業情報1万2,000件の流出。こういったことが現在のシステムでも起きているわけです。ちょっと調べてみますとすでに先行して世界的にかなり先進国等ではこのシステムが動いているようではございますけれども、韓国は日本よりはるかに昔からもうこのことやっているようですが、いわゆるハッキングや職員等の故意による大量流出で最大1億4,000万件も流出して、あるいはなりすまし被害も深刻ということになって見直し議論もなされているようですし、ほぼアメリカも同様の状態ということが言われております。これはやっぱり1つの所へ全部1つの番号へ集中してきたことによって、こういうことが起きて深刻になっているということなんですけれども、逆にヨーロッパ諸国は今までと同じように個別番号管理をやっておりまして1個にまとめるということはもう憲法違反ということで憲法に抵触するっていうような形でドイツ、フランス、イギリス等では、あるいはオーストラリアとかそういう所ではそれやらないっていうことで確定している状況のようであります。そういった点で先ほどちょっとありましたが、全国自治体は全国2箇所に中間サーバーっていうのを作るっていうことになっていきますけれども、逆にこれがもし攻撃されて、ハッカー等で攻撃された場合は大変なことになって制度が崩壊するのではないかっていう専門家の指摘もあるんですけれども、町はこのセキュリティーですね、これについてどんな責任を負っているかっていうことと、それから事業者もそうなんですけれどもこのことによって町の負担、新たな財政負担が生じるはずなんです。これはどのぐらい請求が来るのか、その2点についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

#### ○まちづくり政策課長

マイナンバー制度導入によりまして情報を国が一元管理することはないと聞いております。情報の管理にあたっては今まで各機関で管理していた個人情報引き続きその機関が管理し、必要な情報を必要な時だけやりとりする分散管理という仕組みを採用しているということでありまして、また、役所間の情報のやりとりにつきましてはマイナンバーでなくシステム内のみで突合可能な役所ごとに異なるコード、暗号化された符号というものが付番されまして、1箇所で漏洩があっても他の役所との間では遮断される仕組みになっているのであります。なので、国で一元管理していくわけじゃなくて、それぞれの市町村のシステムで連携をしていくような形になってくると思います。役場内での連携は現在の既存の業務システムの中で行っていくこととなります。そのためにセキュリティー等システム改修しなきゃいけなかったわけなんです、その費用につきま

しては、ちょっとセキュリティー費用を分離して算出することができなかつたものですから、システム改修に要した経費だけ申し上げますが平成26年度のシステム改修が1,861万2,000円。平成27年度が2,934万6,000円でした。平成28年度につきましては約1,400万円を見込んでおります。また、自治体情報システム強靱化モデル対応に伴うシステム改修っていうのが来年度以降、また予定されているんですが、ちょっと今費用の方を算出しておりますけれど、4,000万円から多くて6,000万円くらいの費用がかかってしまうのかなと思っています。また、議員おっしゃる中間サーバーのプラットフォームの運用経費でありますけれど、現在、地方公共団体情報システム機構の方から運用経費について数字の方が示されまして、28年度と29年度については年間211万円という数字がきております。27年度までのシステム改修費につきましては総務省関連のシステム改修が3分の2と10分の10補助されるものがございまして、また厚労省関係のシステム改修は3分の2補助を受けます。この補助残については交付税措置がされております。問題の28年以降なんですが、システム改修については措置されますけど、先ほど言いました中間サーバーの運用経費だとか強靱化の改修等は何らかの補助、起債対応が予想されますけど、現在詳細はまだ不明でございます。以上であります。

#### ○根橋（2番）

分かりました。いずれにしても莫大な交付税と言っても税金でありますので、莫大な経費をかけてこのようなことをやるということでもあります。やはり専門家の指摘である、じゃ先ほどの中間サーバーの問題、あるいは民間、民民でずっと広がっていくという危険性、確かに罰則は懲役も含めた厳しい罰則がありますけれども、非常にそれは意図的にやれる分については防ぎようがないというようなことで、非常に由々しい制度ではないかというふうに考えております。そんな点で町の責任という点では何か限定されたような今、印象受けたわけですがけれども、地方公共団体でありますのでそういった点での町民の皆さんの不安に対する責任というのはあるのではないかという点で、最後に今回の制度の問題点としましては、今申し上げましたように「100%情報漏えいがない」ということはとても言い切れないということ。それから今、言ったように意図的に悪いことをする人はどうしても出てくる。それから1度漏れたら最後ネット上に広がりますともうどうしようもないって言いますか、取り返しがつかない、それをどうにかする手段がないというようなこと。あるいは、情報がこれからですね、どうも国のあれだと我々の健康診断の内容まで入ってですね、聞くとこ158ろによるとメタボの人はもう

それに対するペナルティまで科すようなことまで財務省が言っているというような情報もありまして、もう恐ろしい管理社会がくるのではないかというようなことで、非常に国家による個人の管理が徹底してくるってというようなことについて危惧を持っております。そんな点でこのような制度はやっぱり見直しして中止すべきだという個人的な意見を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

#### 9. 散会の時期

12月10日 午後 3時 6分 散会